

## 平成30年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成30年12月5日（水）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成30年12月 5日

至 平成30年12月14日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 議案第64号 工事変更請負契約の締結について

日程第 7 議案第65号 工事委託に関する変更協定の締結について

日程第 8 議案第66号 工事委託に関する変更協定の締結について

日程第 9 議案第67号 北アルプス広域連合規約の変更について

日程第10 議案第68号 ふるさと白馬ひとづくり基金条例の制定について

日程第11 議案第69号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第12 議案第70号 白馬村学校給食センター条例の制定について

日程第13 議案第71号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第73号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第74号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正するについて

日程第17 議案第75号 白馬村高齢者祝金条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

日程第19 議案第77号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第78号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第79号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

平成30年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成30年12月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	藤本元太
教 育 長	平林 豊	総 務 課 長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤忠明	会計管理者会計室長	田中 哲
建 設 課 長	酒井 洋	観 光 課 長	横山秋一
農 政 課 長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	矢口俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第6号説明、質疑

6) 議案審議

議案第64号から議案第79号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 報告第 6 号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
  2. 議案第64号 工事変更請負契約の締結について
  3. 議案第65号 工事委託に関する変更協定の締結について
  4. 議案第66号 工事委託に関する変更協定の締結について
  5. 議案第67号 北アルプス広域連合規約の変更について
  6. 議案第68号 ふるさと白馬ひとづくり基金条例の制定について
  7. 議案第69号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
  8. 議案第70号 白馬村学校給食センター条例の制定について
  9. 議案第71号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
  10. 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  11. 議案第73号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  12. 議案第74号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正するについて
  13. 議案第75号 白馬村高齢者祝金条例の一部を改正する条例について
  14. 議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
  15. 議案第77号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
  16. 議案第78号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
  17. 議案第79号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成30年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成30年8月分、9月分、10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書と平成30年度定期監査の結果報告が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会平成30年11月定例会が11月14日に行われました。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓事務組合議会平成30年第2回臨時会が10月24日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりです。お諮りいたします。

この文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第4番太田正治議員、第5番伊藤まゆみ議員、第6番松本喜美人議員、以上3名を指名いたします。

### △日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成30年第4回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から12月14日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月14日までの10日間と決定いたしました。

#### △日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。

平成30年第4回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今冬季シーズンが順調かつ安定した降雪に恵まれるよう、ウインターシーズンに向けての恒例行事ではありますが、先月18日に、議会、観光局役員等と雪乞い祈願で戸隠神社へお参りをし、23日には観光局と索道事業者協議会共催による合同スキー場安全祈願祭とプレス発表が行われました。

昨年に比べ暖冬傾向にあるとの報道に、空を見上げては、やきもきするところでもあります。一日も早い降雪によりにぎわいと事故のないシーズンとなることを関係者とともにも祈念したところでございます。

また、全国で大規模自然災害が相次いで発生している中、本村の防災力の向上のため、神城断層地震から丸4年を経過した11月22日には中部電力株式会社と災害時等における相互協力に関する協定を、また、12月3日には東日本旅客鉄道株式会社と大規模災害発生時における帰宅困難者の対応に関する協定をそれぞれ締結し、有事の際の住民の安全確保や観光客の安全な避難誘導に必要な相互連携について明文化したところであります。

さて、事業執行状況について説明させていただきますが、総務課関係では、観光振興のための財源確保検討委員会は、現在まで3回の検討委員会が開催されました。

第3回検討委員会では、村内ワーキンググループでの意見報告、税収額の試算結果や支払意思額調査結果の報告、海外での事例を参考にしながら新たな財源のあり方や財源の使途を決める組織についての議論が行われ、今後もワーキンググループ及び検討委員会で議論を深め、検討委員会として本年度内には方向性が示される予定であります。

図書館施設建設に向けての複合施設の検討については、現在まで2回の有識者会議と3回のワークショップが開催されました。

有識者会議では、既存公共施設の複合可能性、複合化に合わせて魅力を高める付加機能について

議論を行なっております。

公共施設等総合管理計画と照らし合わせた検討や既存施設や既定概念にとらわれず人々の交流や収益を生み出せる可能性の高い機能や施設についても検討を行なっております。

今後は、複合化する機能を具体的に絞っていくとともに、事業費の目安についても検討していく予定としております。

地域公共交通網形成計画の策定は、現在まで2回の検討委員会が開催され、事業者からのデータや村民アンケート結果等を検証し、公共交通の課題を整理いたしました。

今後は、その結果に基づき方向性や事業計画について議論し、今年度内に白馬村地域公共交通網形成計画の策定に向けて進めております。

ふるさと納税の企業版については、新たに地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用したいと考え、このたび国の地方再生計画の認定を受けました。

具体的には、企業及び個人からの寄附金と白馬村の拠出額を原資とするふるさと白馬ひとづくり基金を設置し、大学等に進学後、白馬村にUターンした人材に対して奨学金の返還を支援いたします。

これにより地域の将来を担う人材を育成し、観光業の活性化を図るとともに、生産年齢人口をふやし、持続可能な地域づくりと人の好循環を創出していきたいという考えであります。

ふるさと白馬ひとづくり基金条例につきましても、本議会で提案として提出しておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

今年度の地区役員懇談会については、10月29日から11月19日にかけて、各地区の希望日時と希望場所において26地区で開催いたしました。村長室で実施した地区も数地区ありました。

区の課題や将来像について懇談いただきましたが、共通課題としては、地区運営の担い手不足、普請等の要員不足等が挙げられました。これは、人口減少に伴い、日本の各地が直面する課題であり、行政と地域が知恵を出し合うことにより負担軽減につながるよう、集落支援員制度の活用も含めて取り組んでまいりたいと改めて感じたところであります。

景観計画の策定については、2020年の景観行政団体移行を見据え、ことしは3回のワークショップを開催いたしました。ご参加いただいた議員各位には、ご協力に感謝申し上げます。

6月議会で条例の制定をされました無電柱化推進条例に関する取り組みについては、条例で規定する関係事業者からの意見聴取を終え、現在、白馬村無電柱化推進計画案についてパブリックコメントを12月15日まで実施しておりますので、皆様のご意見をお待ちしております。

平成31年度当初予算編成といたしましては、健全財政を堅持しつつ、白馬村第5次総合計画及び白馬村総合戦略における基本計画に基づき、白馬村の豊かさや暮らし、産業、人、自然を創造する事業など、将来を見据えた地域力向上を推進するための予算編成を行なっているところです。

具体的には、先月28日に全職員を対象に予算編成会議を行いました。第5次総合計画策定から

前期の最終年度に向けて事業の達成度や実施計画の進捗状況等を十分検証するとともに、地域からの要望などを踏まえつつ、緊急性のある事業や喫緊の行政課題に対応するための事業などを推進すること、外部評価等を踏まえた見直し及び目標達成に向けた取り組みを進め、手法の合理化や業務の抜本的な見直しなどの改善、限られた財源を、効率的、効果的に活用できるような事業の選択を行い、今後も健全財政を堅持するため、職員一丸となって取り組んでいくよう指示したところであります。

観光課関係であります。9月定例会議の観光客入り込み数を申し上げますと、9月は、1カ月間のうち5日ほどしかアルプスの顔が出さないという天候不良のあおりを受け、前年比20%減の13万人余りにとどまりました。グリーン期の観光客数だけでいうと、7月の貯金を全て食い尽くし、前年比マイナスに落ちるといった厳しい月となりました。

ただ、10月になりますと、天候にも比較的恵まれ、前年比52%増の10万人超えを記録いたしました。この好成績の最大の要因は、岩岳山頂マウンテンハーバーのオープンであります。

10月6日のオープン以来、11月前半まで、ほぼ連日、テラスとベーカリーには長蛇の列ができ、事業者の予想をはるかに上回る3万人以上の来場者があり、しかも、今までにない客層が見受けられるとお聞きし、こうした民間事業者の投資が新たな顧客の獲得にも貢献いただいていると実感し、感謝する次第です。この10月の挽回もあり、グリーン期の観光客は昨年を若干上回るかと予想しております。

平成29年度から、小谷村、大町市、白馬村とそれぞれの観光団体、さらにはHAKUBA VALLEY索道事業者プロモーションボードで研究を進めてまいりました地域連携DMOであります。ようやく組織の骨子案が固まり、3市村首長への説明、承認を得て、11月から準備会に移行し、来年4月の一般社団法人化、DMO化に向け、詰めの作業を重ねております。

また、主な誘客活動としては、10月末において関西圏の旅行エージェントを60名以上集め、HAKUBA VALLEY索道事業者及び観光局と3市村の行政でウインターシーズンのプロモーションを行い、エージェントからは高い評価を受けたという報告を受けております。

さらに、11月8日から10日にかけては、自転車の国内最大のイベントであるCYCLE MODE 2018が幕張メッセで開催され、北アルプス地域振興局の協力のもと、白馬、小谷、大町の3市村で出展いたしました。

私も会場に出向きましたが、その参加者の多さと熱気に圧倒されたところであり、サイクルツーリズムへの関心の高さを実感するとともに観光面で村が取り組むべき重点事業であると再認識したところでもあります。

農政課関係では、ことしの米の作況指数については、農林水産省の10月15日現在の発表では、長野県、中信地区ともに99の平年並みとのことですが、7月中旬から8月中旬の高温・干ばつの影響による籾数の減少や細実から、10アール当たりの収量は減収した状況にあると認識してお

ります。

また、9月初旬の台風21号を始め長雨が続き、湿田での収穫作業に苦慮し、適期収穫ができなかった状況もありました。ソバや大豆では、播種時期の干ばつの影響や9月の台風と長雨により倒伏したそばは生育の回復が見られず、収穫量は大幅に減収した状況にあると認識しております。

園芸品目であるミニトマトについては、定植後の好天候と収穫時期が前進したことにより収穫量が増加し、価格についても出荷機関を通じ、高値の推移となりました。

今年度、北アルプス山麓5市町村と北アルプス山麓農畜産物ブランド運営委員会共催による北アルプス山麓ブランド認定品を使用したB級グルメメニューの募集を市町村ごとに行い、白馬村では、つけみそラーメンが選定されました。

この事業は、地元や来訪者に愛され、食育や観光ツールとして活用していく新たな地場産品を開発する趣旨で取り組んだものであり、今後は、取扱店を募集し、地元のグルメとなるよう進めてまいります。

国土調査事業につきましては、昨年度から八方地区の調査を開始し、本年度からは八方集落内の調査に着手いたしました。現在、おおむね順調に調査は進んでおり、今後とも地域の皆様からのご協力をいただきながら着実な事業の遂行に努めてまいります。

建設課関係では、今年度に予定いたしました道路改良工事や舗装と橋梁の修繕工事は順調に進んでおり、北部消防署前通りの舗装修繕工事をもって完了予定です。

災害復旧工事の花園地区と大左右地区については、9月に国の査定を受け工事に着手しております。

比較的小規模な花園地区においては、今月中に完了いたしますが、大左右地区においては、冬期間、休工とし、雪解けの4月から本格的に復旧工事に取り組み、7月の完成を目指すことを予定しております。

今年度は、各地区からの要望の多い舗装の修繕に対応するため、舗装の点検から個別施設計画の策定に取り組みました。比較的交通量の多い重要路線を中心に路面状況を点検し、修繕のランクづけを行なった上、向こう10年間の舗装修繕計画を策定いたしました。

今後は、財政担当課との予算の調整は必要となりますが、計画に基づき適切な修繕と維持管理に取り組んでまいりたいと考えます。

住民課関係では、今年8月からスタートしたごみ処理広域化関連につきましては、現在、村内で集められた可燃ごみは全て大町市の北アルプスエコパークに運ばれ、焼却処分されております。

当初、一部地区におけるごみ集積場の不足が心配されておりましたが、本年度に入ってから、新設および改修の申請が12件ほどあったこともあり、今のところ大きな支障もなく推移しているところであります。

一方、ごみ出しのルール変更や分別については、まだ徹底し切れておらず、地区役員の皆様の手

を煩わせている部分もありますので、引き続き周知に努めてまいりたいと思います。

国民健康保険事業につきましては、本年度から都道府県による財政運営が始まったことはご承知のとおりであります。前年度の基金残高などを踏まえ、国保運営協議会において税率改定の検討を行ってきたところでありますが、来年度からは、施行に向けて一定の方向性が示されたことから、本議会において条例改正案を提出しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

健康福祉課関係では、平成26年度に策定した第2期健康増進計画の中間評価の年であり、現在、白馬村健康づくり推進協議会において評価をしていただいております。

なお、本計画の後期に向けては、第2章の「こころの健康」内に国の定めた手引きに沿って、自殺対策を個人問題だけでなく社会の問題として捉え、計画を立てるとともに対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、北アルプス広域連合の目玉事業としております買い物サポート事業についても積極的に参加モニターを募集して事業の推進をしており、誰もが生き生きと安心して暮らせる総合的な支援の充実を図るためにも関係機関と連携して、これからも万全な福祉を目指してまいります。

税務関係では、本定例会に条例案を提出いたしますこの条例は、地域経済牽引事業を行う事業者に対する固定資産税の減免を規定するものであり、白馬村の観光をリードする事業として認められた事業に対する財政的な支援策でありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

上下水道課関係では、公共下水道白馬村浄化センターの長寿命化更新工事として今年度実施しております汚泥脱水機の更新については、浄化センターへの設置が完了し、11月から試運転が行われており、今月中をめどに引き渡しとなる予定であります。

また、監視制御設備の更新については、今年度予定しておりました工場製作もほぼ完了した状況となっており、また入札差金等もございました。このようなことから、本定例会に日本下水道事業団との協定の一部を変更する協定及び補正予算を議案として提出いたしますので、よろしくをお願いいたします。

教育課関係では平成26年度の村長就任当時から掲げてまいりました最重要施策の1つであります学校給食センターがこの11月30日に本体部分の引き渡しとなりました。私自身が掲げる「教育・子育て支援施策」の実現の一里塚として現在は調理員を始め教育委員会事務局職員も現場に入りながら引越作業を進めているところであります。

工事自体は、この後、両小学校の改修工事が残っておりますが、こちらの2月末の工期までには予定どおり全体が竣工になる見込みであります。ここに至るまで議会を始め、多くの皆さんから給食のあり方やその機能等に至るまで熟論を尽くしていただき、国や県のお力添えもいただきながら、ここまでたどり着きましたことに関しましては、この場をお借りし、御礼申し上げる次第であります。

また、この15日には関係者をお招きして完成披露式典を行い、午後には一般向けに内覧会を計

画しております。ふだんは入ることのできない調理室の中までごらんいただける貴重な機会となりますので、議会の皆様を始め多くの村内の皆様にごらんいただけることを期待しております。

次に、公立学校施設の熱中症対策であります。11月7日に参議院本会議において全会一致で可決をされました。

平成30年度第一次補正予算では、公立学校施設へのエアコン整備に要する費用に充てるための臨時交付金が822億円計上されました。また、この臨時交付金の活用にあたっては地方財政処置の拡充がなされるとの情報も入っているところであります。

教育課では、文部科学省の事業要望調査に対して小中学校の全普通教室と一部特別教室について要望を上げているところです。

今後は、文部科学省からの補助事業の制度等の詳細を確認の上、補助制度に基づく特定財源について財政当局と協議調整を図りながら、その事業規模を確定の上、国へ補助申請を上げてまいりたいと考えております。その際には、村においても予算計上が必要となりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

子育て支援課関係では、7月に立ち上げました子育て世代包括支援センターは、開設当初に比べ、妊娠期や未就学児児童に関する相談件数が増加傾向にある状況です。

今後もより一層相談しやすい雰囲気づくりと相談者に寄り添った対応ができますように、職員の資質向上と体制強化に努めてまいりたいと考えております。

また、この12月3日からは、全国の自治体に先駆けて産婦人科オンラインサービスを導入いたしました。このサービスは、小児科オンラインサービスの拡充版として平日の18時から22時の時間帯にスマートフォンを利用して、産婦人科医、または助産師に直接相談できる産婦人科領域に特化したサービスであります。

産婦人科オンラインと小児科オンラインの双方のサービスを提供することで妊娠期から産後、育児期の不安の大きい時期に正しい医療知識と安心を届け、切れ目のないサポートの実現を図るものであります。

生涯学習スポーツ課関係では、長野県神城断層地震の発生から4年を迎え、この震災の経験を生かし、地域の防災力の向上などを目的として、11月21日に信州大学と白馬村、小谷村による神城断層地震災害アーカイブの発表と記者会見をしたところ、村内外の報道機関、合わせて約100名の方からご参加をいただきました。

この事業は、防災教育としての当時の状況を記憶として残すことはもちろん大切ですが、このアーカイブを使って今後においてもさまざまな防災データをつけ加えることにより、防災、減災に対する意識が一層高まることを期待するものです。

11月30日に開催した中部航空音楽隊による自衛隊ふれあいコンサートには多くの方の参加を得て大いに盛り上がりました。この8日には、第4回はつゆきコンサートを開催予定で、地元出

身者の演奏会により音楽とスポーツの感動をわかち合える村づくりへの足がかりとなればと考えております。

本定例会に提出をいたします案件は、報告1件、議案16件であります。

議案等につきましては、担当課等の長に説明させますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により自己の意見を述べるできないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第5 報告第6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 報告第6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について、報告を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 報告第6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

1枚、おめくりをお願いいたします。

専決第17号の内容ですが、平成30年7月20日午前11時30分ごろ、白馬村大字北城12936番地付近の村道0205号線において、損害賠償請求者が所有し、従業員が運転する乗用車が走行中、本村が管理する道路の穴に左側前輪を落とし、左側前輪のタイヤを損傷させたものであります。村は、損害賠償請求者に対して、道路管理者としての過失割合を40%とした示談により車両の修理代金1万195円を賠償したものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告事項ですので、以上で日程第5は終了いたします。

これより議案の審議に入ります。

#### △日程第6 議案第64号 工事変更請負契約の締結について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 議案第64号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 議案第64号 工事変更請負契約の締結についてご説明いたします。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的ですが、平成29年度白馬村学校給食センター進捗等工事でございます。

変更前の契約金額は、8億535万6,000円で、変更増加額を216万円とし、変更後契約額を8億751万6,000円としたいものでございます。

契約の相手方は、長野県松本市大手三丁目四番五号、北野・相模・宮尾特定建設工事共同企業体、代表、北野建設株式会社松本支店、支店長岩波智成であります。

主な変更内容といたしましては、増額として、調理場内壁の防水仕様強化に伴う部材変更、ガス漏れ遮断制御装置の追加、北小学校コンテナスペースのレイアウト変更、南小学校の給湯設備の追加等でございます。

また、減額といたしましては、雪囲い金物の材質変更、調理器具用ブレーカーの設置数量の減、共同調理場排水処理槽撤去工事の減等でございます。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第7 議案第65号 工事委託に関する変更協定の締結について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第7 議案第65号 工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第65号 工事委託に関する変更協定の締結につきましてご説明いたします。

本議案は6月定例会で議決いただきました白馬村浄化センターの汚泥脱水機器類の更新工事に関する協定額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協定の名称は、白馬村公共下水道白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定で、協定の目的は、汚泥脱水機器類の更新工事を委託したもので、協定の期間は、平成29年度から本年度までの2年間でございます。

変更前の協定額は2億600万円、変更による減少額は275万円で、変更後の協定額は2億325万円でございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団、理事長辻原俊博でございます。

協定額が減少となる理由は、今年度実施しました汚泥脱水機器類の更新工事の精算によるものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第8 議案第66号 工事委託に関する変更協定の締結について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第8 議案第66号 工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第66号 工事委託に関する変更協定の締結につきましてご説明いたします。

本議案につきましても、6月定例議会で議決いただきました白馬村浄化センターの監視制御設備の更新工事に関する協定額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協定の名称は、白馬村公共下水道白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定で、協定の目的は監視制御設備の更新工事の委託で、協定の期間は、本年度から平成31年度までの2年間でございます。

変更前の協定額は、1億8,300万円、変更による減少額は、5,300万円で、変更後の協定額は、1億3,000万円でございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、地方共同法人日本下水道事業団理事長辻原俊博でございます。

協定額が減少となります理由は、設計額の変動及び入札差金により減少となるものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

第7番加藤亮輔議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 7番加藤亮輔です。

今、上下水道課長から説明がありましたけども、議案第65号については、2億600万円に対して、275万円の減少ということで、こういうことはあり得るだろうと私も考えますが、この65号の議案については、1億8,300万のうち、約30%の5,300円は減額されたというこ

となんですけど、まず最初にどういう今設計の変更という説明がありましたけど、ただそれだけの説明でしかなかったのか、もう少し細かな説明をお願いしたいんですけど。お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第66号 監視制御設備の工事委託に关します変更協定につきまして、5,300円の減少となる理由につきましてお答えいたします。

こちらの監視制御設備につきましては、平成29年度から今年度に繰り越しをして実施をいたしました実施設計業務におきまして、日本下水道事業団と白馬村及び浄化センターの運転管理を受託している事業者によりまして、実際の管理形態に合致する設備となるような打ち合わせを行いました。

その打ち合わせによりまして、当初、遠隔操作を行うものとして設計をしておりました受変電設備、汚泥濃縮脱水設備につきまして遠隔操作による運転制御方式から施設ごとでの運転制御方式に変更することとなりました。

この変更によりまして、ハード面といたしましては、制御板内の（カード）数、配線量が減少し、ソフト面におきましては、遠隔操作による機器類の運転制御を行うソフト制御が不要となったことによります。

結果、材料費、また、ソフト製作費用に加え、それに伴いまして諸経費及び消費税も減少し、加えて、入札による差金も発生しております。

監視制御設備につきましては、機器類の劣化、または、修繕に当たる部品はもうないという危機的な状況になっていたことから、前倒しをして実施しなければならないということで、国に対して計画の変更承認申請を昨年9月に実施し、同月、国から承認を得ているところであります。

下水道事業団といたしましては、変更申請にかかる際、国に提出した設計額、または、補助金の交付申請を行なったときの金額、同じ金額になりますけれども、そこからの変動を明確にする必要があるということから、当初の協定額につきましては、国に提出いたしました設計額を協定額とし、今回の変更で実施設計額との差額、それから、入札差金による減額を反映したことによりまして、5,300万円の減額ということになったものでございます。

答弁は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 加藤議員、質疑はありますか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今、説明をいただいて、大体概要はわかるんですけども、その説明に対して、下水道課長で先ほどいろいろ精査するという報告もありましたけど、そういう細かなところの精査する体制は上下水道課の中にきちんと確立されて、今後、こういう大きな変更が、当初予算に出る、それをまず妥当かどうかという点検、精査、課内で。そういう体制はでき上がっているんですか。その辺だけちょっと報告をお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 設計、または協定額に対する点検の組織体制ということではありますが、通常の場合ですと、実施設計が先で、それから補助申請、そして協定という流れになるんですが、今回の監視制御設備につきましては、急遽、前倒して行なったということで、現場サイドの実施設計が後になってしまったということで、設計額が当初の今ある施設についてそのまま設計して更新するという内容になっていたところの差がありました。

こちらにつきましては、各下水道事業団、または、現場での打ち合わせにつきましては、担当係長が出席しまして、工事進捗、また内容等の把握を行なっている状況でございます。

ただ、今回のこの監視制御装置の更新につきましては、通例と違う異例のパターンで、補助金申請が先で、その後実施設計を行うという流れになった関係から設計額自体も不要なものを一旦要求し、その後、変更するという状況になったものですから、今後につきましては、実施設計をもとに設計をしていくように努めてまいりたいと思います。

やはり機器類につきましては、急激な劣化ということもございますので、なるべく機器につきましては、現場の声も聞きながら修繕、更新に努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質疑はありますか。

第7番（加藤亮輔君） もう一点、先ほどの説明の中で当初は遠隔操作で作業を行うという計画立てをしたと。それが変わったのかな。そういう形で変更をされたんだけど、それは今後の作業性には支障はないという理解でいいんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 先ほど申し上げました2点の変更につきましては、現場の声を聞いた上で、現地で維持管理をしている事業者のほうから要望が上がったものですので、今後運転をしていく上でも支障はないものと考えております。

ただ、運転については現場ですが、モニター監視は事務室で行えるようにはなっておりますので、運転と監視というものは別になるというようなことで、今後も運転管理、水処理については支障がないということで設計されております。現場もその点は理解して了解しているものでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第9 議案第67号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第67号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第67号 北アルプス広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により北アルプス広域連合規約の一部を変更するため、同条11の規定により関係地方公共団体の議会議決をお願いするものでございます。

2枚おめくりいただき、新旧対照表の1ページをごらんください。

第4条第9号、2ページの第5条第9号及び3ページの別表、こちらにそれぞれ規定しております市立大町総合病院併設施設の感染症病床について規約から施設名称等を削除するという一部改正でございます。

これは、平成5年に大北伝染病舎として市立大町総合病院に併設して整備をし、業務を市立大町総合病院に委託をしております。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が平成11年4月に施行され、伝染病予防法が廃止されたことに伴い、広域連合での利用目的は消滅をいたしました。

新法では、県の指定を受けた市立大町総合病院が隔離治療を行うこととなりましたため、名称を感染症病床とし、普通財産に改め、無償で貸与をしております。しかし、伝染病予防法が廃止され、広域連合での利用目的が消滅し、無償貸与の状態が20年近く続いております。このことから、実際に利用している市立大町総合病院に無償で譲渡し、規約から施設名称等を削除するというものでございます。

改め文にお戻りいただき、この規約は平成31年2月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第10 議案第68号 ふるさと白馬ひとづくり基金条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 議案第68号 ふるさと白馬ひとづくり基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第68号 ふるさと白馬ひとづくり基金条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の制定の目的は、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用して、定住する若者に対して奨学金の返還を支援することにより、白馬村の将来を担う観光人材を育成することを目的としてふるさと白馬ひとづくり基金条例の制定をしたいものでございます。

条例の概要ですが、第2条は、企業からの寄附額と予算で定める額を基金の額とし、第3条から第5条では、基金の運用、管理及び運用益金の処理について、第6条では基金の処分を規定してお

ります。第7条では、委任ということで運用に関して必要な事項は別に定めるものとし、この条例の施行日は交付の日としております。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第11 議案第69号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第11 議案第69号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川税務課長。

**税務課長（横川辰彦君）** 議案第69号、白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案理由と主な内容をご説明いたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定による地域経済牽引事業のための施設を設置した者に対する固定資産税について、地方税法第6条第1項の規定により課税免除を行いたいので、新たに条例を制定するものであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律は、通称、地域未来投資促進法と呼ばれ、従前は企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律として、工場等の誘致により地域経済の活性化を目的とする法律でありましたが、平成29年6月に改正され、現在の法律になっております。

改正により定められることとなった基本方針には、医療機器、航空機器部品及び新素材等の成長ものづくり分野、農林水産品の海外市場獲得を目指す地域商社等の事業分野、第4次産業革命関連分野、観光スポーツ文化まちづくり関連分野、環境エネルギー分野、ヘルスケア教育産業分野の6分野を取り込むことにより、地域の特性を活用した事業の生み出す経済効果がより高い効果を上げることが期待されるとしています。

この改正により、観光を主産業とする白馬村においても、観光、スポーツ、文化、まちづくり関連分野で地域を牽引する企業を支援することが可能となりました。

この法律に基づく基本計画を行う事業者の設備投資等については規制、特例措置や税制上の措置が受けられることになっており、白馬村においても地域経済活性化を最大限に生かすために固定資産税の課税免除を行いたいものであります。

条例をごらんください。

第1条から第5条で構成し、申請の受付や取り消しを規定しております。課税免除は新規課税から3年度分としております。

なお、施行日は交付の日からであります。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第12 議案第70号 白馬村学校給食センター条例の制定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第12 議案第70号 白馬村学校給食センター条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 議案第70号 白馬村学校給食センター条例の制定について、ご説明いたします。

本条例は、11月30日に引き渡しを受けました新学校給食センターの設置等につきまして条例を定めたものでございます。

1ページをおめくりください。

第1条では、設置について規定いたします。

第2条は、名称及び位置を規定するもので、名称は、白馬村学校給食センター、白馬村大字北城2170番地でございます。

第4条は、職員の配置、第5条は、運営委員会の設置を規定しております。

運営委員会は、教育委員会の諮問に応じて学校給食に関する重要な事項を審議する機関とし、委員数は9人以内で、教育委員会が委嘱又は任命することとしております。

附則の第1項では、施行期日を平成31年1月1日から施行すること、裏面をごらんいただきまして、附則第2項では、経過措置に関すること、附則第3項では、白馬村学校給食共同調理場条例の廃止について規定しております。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第13 議案第71号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第13 議案第71号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第71号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成30年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議員の期末手当の支給月数を改定するため所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、2枚おめくりをいただき、第1条関係、新旧対照表をごらんください。

改正の概要ですが、第4条は、期末手当の支給率をこれまで年間3.3月分であったものを0.05月分引き上げ、3.35月分とするもので、改め文、附則で条例の施行日を交付の日とし、第2項の規定により、平成30年12月1日に遡及して適用することとしております。

最終ページの第2条関係、新旧対照表をごらんください。

同じく第4条で平成31年度以降についての期末手当を6月支給分と12月支給分の支給率を1.675月と同じくすることとし、改め文、附則第1項で施行日を平成31年4月1日として、一部改正をしたいという内容のものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第14 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成30年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠した給与改定をするため所要の改定を行うものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、9ページをごらんください。

まず始めに第1条関係ですが、26条は附則第13項第2号の規定が終了したことに伴い、引用している箇所を削除するものでございます。

第30条は、勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げることし、9ページから19ページまでの別表第1、第5条関係の給料表は月齢給を平均0.2%引き上げとしております。

次に、18ページ、第2条関係ではありますが、第24条第2項第2号は宿日直手当を200円引

き上げることとし、第27条は、期末手当について6月と12月で異なっていた支給割合を同一の支給割合に調整をし、18ページから19ページ、第30条は勤勉手当について、さきの第1条関係で引き上げた0.05月分を6月分と12月分に均等に割り振るものでございます。

8ページの改め文にお戻りいただきたいと思えます。

附則の条例の施行日につきましては、交付の日から施行し、第1条関係の別表第1の給料表は平成30年4月1日、0.05月分引き上げの勤勉手当の額に関する規定は平成30年12月1日に遡及適用するものでございます。

また、第2条関係の宿日直手当、期末手当、勤勉手当の額に関する規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第15 議案第73号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第15 議案第73号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第73号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は議案第71号と同様で、平成30年人事院勧告に伴う特別職の給与に関する法律の一部改正に準拠し、常勤特別職の期末手当の支給月数を改定するため所要の改定を行うものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、2枚おめくりいただき、第1条関係新旧対照表をごらんください。

改正の概要ですが、第2条は期末手当の支給率をこれまで年間3.3月分であったものを0.05月分引き上げ3.35月分にするもので、改め文、附則で条例の施行日を交付の日とし、第2項の規定により平成30年12月1日に遡及して適用することとしております。

最終ページ、第2条関係新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

同じく第2条で平成31年度以降についての期末手当を6月支給分と12月支給分の支給率を1.675月と同じくすることとし、改め文、附則第1項で施行日を平成31年4月1日として一部改正をしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第74号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第74号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第74号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

国保税率の改定につきましては、国保財政運営の都道府県化に合わせて国保運営協議会などでも検討を重ねてまいりました。その結果、平成31年度からの施行に向けて一定の方向性が出されたことから、今回、条例改正案を上程するものであります。

大枠の考え方としましては、まず国保税の総額を約3%減額することとし、それに見合った税率設定をすることが1点、2点目として、従来の4方式から資産割を除いて3方式に変更する点が主な改正内容となります。

次に、条文の改正内容につきましてご説明いたしますので、2枚目をおめくりいただいて新旧対照表を、それから、本日机上配付させていただきました議案第74号の説明資料もあわせてごらんいただきたいと思っております。

まず、第2条の改正は、先ほど申しましたとおり、4方式から3方式に変更するために改正前の条文にあります「資産割額」の文言を削除いたします。その下、第3条は、国民健康保険の被保険者、これはいわゆる医療分の所得割額をうたった条文であります。改正後の条文において税率を100分の4.6と改める点が主な内容であります。

改正前の第4条は削除、さらに、改正前の第5条を第4条に繰り上げ、医療分にかかる被保険者均等割額を1万5,900円とするものです。

次のページに入りまして、改正前に第5条の2を第5条に繰り上げ、医療分にかかる世帯別の平均割額を所定額に改めます。

その下、第6条は、後期高齢者支援金等課税額にかかる所得割額をうたっておりますが、改正後の条文で税率を100分の3.9に改めます。

改正前の第7条は削除、その下、第7条の2を第7条に繰り上げ、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を1万3,300円とする内容であります。

第8条は、介護納付金課税被保険者にかかる所得割額の改正でありまして、税率を100分の2.4に改めます。

同じく第9条は、均等割額を1万1,000円とし、その下、第9条の2は、平等割額を6,10

0円とするものであります。

第23条は、国民健康保険税の均等割、平等割の減額措置をうたった条文であります。

第1項第1号(1)のアからカの条文であります、こちらは7割軽減をうたったものであります。

その下、第2号は、次のページにかけて5割軽減、さらに第3号は2割軽減をうたっておりまして、先ほど説明いたしました均等割額及び平等割額の改定に連動して減額となる金額をそれぞれ置きかえるものであります。

改め文に戻りまして、附則をごらんください。

第1条でこの条例の施行日を平成31年4月1日とすること、第2条で平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨をうたっておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上であります。

**議長(北澤禎二郎君)** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第17 議案第75号 白馬村高齢者祝金条例の一部を改正する条例について

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第17 議案第75号 白馬村高齢者祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長(松澤忠明君)** 議案第75号 白馬村高齢者祝金条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

現在、白馬村では、本村に住所を有する100歳以上の者に対して高齢者祝金「10,000円」を支給しておりますが、住所の有無を判断する基準日の定めがないほか、100歳到達以降は毎年同額を支給しております。

今回、住所の有無を判断する基準日を設定するとともに、支給対象者を100歳に到達する者に限定するとともに祝金の額を「30,000円」に増額して長寿の祝福の対象を百寿に絞るものでございます。

裏面の新旧対照表をごらんください。

高齢者祝金の支給対象者を規定する第2条中「本村に住所を有し」を「毎年9月1日現在本村に住所を有し」に、また、「100歳以上の者とする」を「100歳に達する者に支給する」に改める。

また、支給額を規定する第3条中年額「10,000円」を「30,000円」に改めるものでございます。

改め文にお戻りいただき、附則としまして改正後の条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（北澤禎二郎君） 次に日程第18 議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,008万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億7,529万9,000円とするものであります。

7ページの歳入明細をごらんください。

主なものについてご説明させていただきます。

9款1項1目地方交付税は普通交付税を5,099万8,000円増額するものです。

12款1項5目観光使用料46万円はナイトシャトルバスの延長運行による使用料の増額です。

13款1項1目民生費国庫負担金560万9,000円の減額は利用者の減少に伴う障害者自立支援給付負担金の735万3,000円の減額によるものです。

8ページをごらんください。

14款1項1目民生費県負担金280万5,000円の減額は、先ほども述べました国庫負担金と同じく障害者自立支援給付負担金367万7,000円の減額によるものです。

14款2項4目農林水産業費県補助金246万5,000円の減額は補助率の高い新たな事業で予算化をいたしました経営体育成支援事業費補助金200万円減額などによるものであります。

16款1項1目一般寄附金1億200万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金を1億円増額し、新たに、ふるさと白馬ひとづくり寄附金200万円を計上したことによるものです。

9ページをごらんください。

17款1項2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金1,234万円増額の主なものは、南部グラウンド改修工事にスポーツ振興基金1,040万円を繰り入れるものです。

19款4項1目雑入1,270万1,000円の減額は、ケーブルテレビ使用移転使用料180万3,000円の増額、南部グラウンド改修工事にかかるスポーツ振興事業助成金1,524万8,000円の減額などによるものであります。

20款1項村債では、6目観光債1,050万の減額はスノーハープ3号橋工事先送りによるもの、9目教育債、170万円の減額は給食センター舗装工事費の圧縮によるものでございます。

10ページ、歳出明細をごらんください。

全般的な事項といたしまして、一般職給料、職員手当、共済組合の負担金、退職組合の負担金は、人事院勧告を受けた給与法等の改正に伴い、国に準拠して一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関連して増額補正をさせていただくものと、中途退職した職員に係る減額補正が主なものでございます。

また、嘱託職員や臨時職員の賃金に関しましても、白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例施行規則の一部を改正する規則と白馬村賃金支弁職員雇用等管理規定の一部を改正する規定に伴い増額補正をさせていただくものが主なものとなっております。

燃料費につきましても、昨今の単価の高騰により、若干ではございますが、増額補正をさせていただいております。

1款1項1目議会事務事業26万7,000円の減額は、主に村長選に伴う議員の辞職によるものでございます。

2款1項1目一般管理事業589万円の減額は、副村長などの退職に伴う人件費の減額が主なものです。

11ページ、6目ケーブルテレビ白馬管理運営事業240万9,000円の増額は、支障移転補償工事とNTT中の一斉建て替えに伴う架線のりかえ工事によるものでございます。

同じくふるさと納税事業4,698万の増額は返礼品業務委託料が主なものです。

12ページ、2款2項1目税務総務事業307万4,000円の減額も退職職員に伴う人件費の減額です。

13ページ、2款7項1目スポーツ総務事業202万3,000円の増額はサマーグランプリジャンプ白馬大会などに動員された職員の時間外手当に伴う人件費の増額が主なものでございます。

2目、スノーハープ維持管理事業1,055万2,000円の減額は、先ほども述べましたスノーハープ3号橋工事の先送りによるものでございます。

4目、ナショナルトレーニングセンター事業220万2,000円の増額は、平成27年度国庫負担金の返還金でございます。

3款1項1目社会福祉総務事業189万1,000円の増額は、平成28年度臨時福祉給付金等給付事務費補助金の額の確定による返還金が主なものでございます。

14ページ、3目心身障害者福祉事業741万5,000円の減額も先ほど述べましたように利用者の減少に伴う自立支援給付費の減額が主なものです。

15ページ、3款2項2目子育て相談支援事業245万8,000円の減額は、当初予定をしておりました嘱託職員の雇用を取りやめたことによる減額が主なものです。

飛びまして、17ページをごらんください。

4款2項1目じんかい処理事業71万7,000円の増額は、ごみ処理ガイドブックの増刷と行

政区のごみ集積場設置補助金に伴うものであります。

17ページから18ページにかけては、5款1項2目農業総務費264万7,000円の減額も退職職員に伴う人件費の減額です。

18ページ、3目農業振興事業200万円の減額も先ほど述べましたように、新たな事業で予算化した経営体育成支援事業費補助金の減額によるものです。

18ページから19ページにかけては、5款2項1目森林整備事業81万5,000円の増額は、森林法の改正に伴う森林台帳システムの構築に係る備品に関する増額が主なもので、これにつきましては、特定財源としてふるさと白馬村を応援する基金繰入金を計上しております。

20ページ、6款1項2目山岳観光施設維持補修事業96万8,000円の増額は、白馬村宮頂上宿舎、台風21号による修繕工事費で特定財源として損害保険料を見込んでいます。

3目海外観光客受け皿整備事業181万5,000円の増額は、先ほど述べましたように、ナイトシャトルバスの延長運行による業務委託料が主なものです。

21ページ、7款2項2目道路維持補修事業300万円の増額は、冬期緊急対応による道路維持補修工事と道路修繕用常温合材の費用でございます。

飛びまして、23ページをごらんください。

9款1項2目、白馬村学校給食センター建設事業227万8,000円の減額も、先ほど述べましたように、給食センター舗装工事費の圧縮によるものでございます。

飛びまして、25ページをごらんください。

9款4項4目、文化財保護事業83万9,000円の増額は、悪天候による氷河調査の経費の増額によるものです。これにつきましては、特定財源として、ふるさと白馬村を応援する基金繰入金を計上しております。

26ページ、9款5項2目体育施設維持管理事業480万円の減額は、南部グラウンド改修工事費の精算によるものです。特定財源につきましては、先ほども述べたとおり、スポーツ振興事業助成金からふるさと白馬村を応援する基金繰入金に組み替えを行なっております。

26ページから28ページにかけての3目でございますが、学校給食センターの移行に伴い、南小学校給食事業と共同調理場給食事業を学校給食センター事業へ事業自体を組み替えたものでございます。

28ページ、12款1項3目ふるさと納税基金事業1億円の増額は寄附金の増額により積立金も同様に増額したものであります。

29ページ、6目、ふるさと白馬ひとづくり基金事業200万円の増額は新たに寄附金を計上したことにより積立金も計上したものでございます。

お戻りいただき、4ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、観光レクリエーション施設改修事業と学校給食施設整備等事

業を補正に伴い限度額をそれぞれ変更しております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第77号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 次に日程第19 議案第77号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第77号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ34万7,000円を追加し、予算の総額を11億4,799万5,000円とするものであります。

まず、歳出明細からご説明しますので、最終、6ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は33万3,000円の増額で、国保制度改正に伴う電算化共同処理システムの改修委託料32万4,000円の追加が主な内容であります。

4款2項2目は、医療費適正化事業に係る臨時職員賃金として1万4,000円の追加をお願いするものであります。

戻りまして、5ページの歳入明細をごらんください。

5款1項1目、一般会計繰入金は、人件費分の繰り入れで9,000円、残りの33万8,000円は、6款1項1目の繰越金から充当する予算組みとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第78号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 次に日程第20 議案第78号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第78号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第

2号) についてきましてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,002万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,650万6,000円とし、第2条として地方債の補正を行うものでございます。

6ページの歳入明細をごらんください。

1款1項1目分担金177万1,000円の増額は区域内流入分担金の増額によるもので、3款1項1目下水道費国庫補助金2,160万の減額は、浄化センター更新事業に係る国からの交付金の額が確定したことにより減額するものであります。

7款村債2,020万円の減額も浄化センター更新事業に係る事業費の確定によるものでございます。

7ページの歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費一般管理事業1万2,000円の増額は口座振替依頼書の印刷代を増額するもので、2目施設管理費浄化センター維持管理事業220万4,000円の増額は光熱水費に電気料として40万円を、修繕費に曝気ローター受け軸の修繕費用として180万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

1款2項1目公共下水道建設費単独公共下水道事業49万5,000円の減額は、人件費の補正によるもので、浄化センター更新事業4,175万の減額は本年度実施しました汚泥脱水機器類及び監視制御設備の更新事業費の確定により減額するものでございます。

3ページにお戻りください。

第2表地方債補正は浄化センター更新事業の事業費の確定に伴い、限度額を2億1,260万円に改めるものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第79号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第21 議案第79号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 議案第79号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的支出の1款1項営業費用に37万6,000円を追加し、第3条として、予算第7条に定めました職員給与費に2万3,000円を追加するものです。

1枚おめくりください。

収益的支出の1款1項1目浄水費、1節給料及び2目排水及び給水費、4節報酬並びに4目総係費1節給料4節報酬の補正は、先ほど一般会計の説明もございましたが、給与条例等の改正に伴い人件費を増額するものでございます。

2目13節燃料費に燃料価格の高騰により5万円を、4目15節印刷製本費に口座振替依頼書の印刷代として2万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号から議案第79号までは、お手元に配付いたしました平成30年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第79号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月6日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よって明日12月6日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午前11時36分

平成30年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成30年12月6日(木) 午前10時開議

(第2日目)

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成30年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成30年12月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	藤本元太
教 育 長	平林 豊	総 務 課 長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤忠明	会計管理者会計室長	田中 哲
建 設 課 長	酒井 洋	観 光 課 長	横山秋一
農 政 課 長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	矢口俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成30年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。本日は、通告された方のうち5名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問・答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確・簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により一議員一議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次、一般質問を許します。

最初に、第10番田中榮一議員の一般質問を許します。第10番田中榮一議員。

第10番（田中榮一君） 10番田中榮一です。

今回は、3つの質問をいたします。水道事業の維持管理について、それから道路、橋梁の今後の方針について、健診補助についてであります。

始めに、水道事業の維持管理について質問をいたします。

国では、経営環境が厳しさをましている市町村が運営する水道事業について統合などによる広域化を促すため、来年度から財政支援を強化する方針を固めました。経営改善に向けて複数の市町村が事業を統合したり、施設を共同設置したりする広域運営を後押しするものであります。

白馬村の水道事業の現状は、法定耐用年数40年を超えた管路が30キロを超え、老朽化した水道施設は増加傾向にあります。

そこで、次のことについて伺いをいたします。

1、国が考える統合についての考えを伺います。

2、このほど白馬村水道事業更新計画が策定されましたけれども、その内容を伺います。

水道ビジョン作成時は、水道料金値上げが必要とされていましたが、今後の見通しを伺います。

以上、お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中榮一議員から、水道事業の維持管理についての3つの項目について質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の国が考える統合に対する考え方についてであります。国が水道事業の広域化を推進する理由は3つあり、1つ目は、人口減少等の影響により、水道料金収入が減少傾向にあること、2つ目は、職員の定数削減の影響及び少子化により、職員確保が困難になると見込まれること、3つ目は、整備した水道施設が耐用年数に達したことにより、更新等の事業実施に必要な資金、人員の確保が必要になることとされております。

この課題を解決するための有効な対策手段として、国は従来までの近隣水道事業者との事業統合に加え、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といった新たな連携方策を提案をし、また、広域化の推進には都道府県のリーダーシップが不可欠であるとしております。

国の方針を受け、長野県では、平成29年3月に公表をいたしました計画期間を平成29年度から平成38年度までの10年間とする長野県水道ビジョンにおいて、広域連携の方向性について、給水区域が近接している平野部等においては広域的な水道事業への集約を図ること、山間部等に給水区域が点在をしている事業者に対する支援体制を構築することとし、広域連携の進め方としては、地域の実情と事業者のニーズに応じた多様な連携形態を採用しながら、段階的に連携を拡大する旨の考えをしております。

また、広域連携を検討するための検討の場を県内の圏域単位に設置をし、各圏域内の水道のあり方について圏域単位で検討を行い、広域連携に向けた協議が整った圏域については、広域化のための協議会を設置するなどとしております。白馬村が属する北アルプス圏域における広域化の方向性ではありますが、現在のところ、物理的な事業統合については消極的であるものの、スマートメーターの導入、水道指定工事事業者を対象とする講習会の開催といった面からの広域連携について検討を進めていく方向であります。

県に確認したところ、検討が始まって間もないことから、他の圏域においても資材の共同購入等から検討を進めていくこととした圏域が多いとのことでありました。

なお、広域化、統合を行うことが決定した事業者には、国からの財政支援として、生活基盤施設耐震化等交付金の水道事業運営基盤強化推進事業として、統合に向けた施設の整備費用への補助が措置されます。また、30年度と同交付金においては、圏域内の水道の現況分析、水道施設の統廃合計画の立案、効果の試算、効率的な運営方法等のシミュレーション等に必要な委託費、広域化に伴い必要となる会計や料金システムなどの事務関係システムの統合に要する経費等に対する補助の拡充が図られ、今後さらなる財政支援を行う旨の報道もされているところであります。

2点目の白馬村水道事業経営戦略の概要についてお答えをいたします。

始めに経営戦略策定の目的であります。人口減少、施設の老朽化等、経営環境が厳しさをます中での安定的・継続的な給水が図られるための経営基盤強化のための取り組みが行われるよう、中

長期的な水道事業の基本計画として策定をしたものであります。

本村の水道事業の経営戦略は、本年度から平成39年度までの10年間について策定をしたもので、経営の基本方針はさきに策定をいたしました水道事業ビジョンと同様に、誰もが安心しておいしい水が飲める安全な水道、いかなる状況でも利用できる強靱な水道、使用者の満足度と安定した経営による持続可能な水道の3つを掲げております。

経営戦略には、定住人口、観光人口の推計に基づく水需要の予測、事業の広域化、民間活力の活用、施設機器類のダウンサイジング、スペックダウン、老朽化した施設の更新等といった項目別の方針、計画を定め、方針・計画を踏まえた策定時点での収支計画を記載をしております。

策定した経営戦略は、計画期間が終了する2年ほど前から更新のための検討を開始をし、次期計画を策定する予定で、各事業年度終了後においては進捗状況の把握を行なっていく計画でおります。

また、経営戦略における収支計画の主な資産数値であります。水道事業における最大の収入は水道料金であり、各年度の料金収入を2億6,000万円台から2億4,000万円台、老朽化施設更新のための国庫補助金については、補助率を4分の1とし、各年度500万円から6,000万円台、企業債の発行については、各年度1,500万円から最大2億2,900万円と試算をしているところであります。

最後に、水道料金の見直しについてであります。さきにも述べました経営戦略では、平成39年度までの間は水道料金を据え置くとして試算をしております。一方で、今後の水道料金については、消費税率の改定を除き、計画期間中から継続的に料金体系の検討を行い、必要な場合は料金改定を行うとされており、他の自治体と同様、人口減少、施設の老朽化等、経営環境が厳しさをます中で、水道料金の改定についても今後検討の必要があるものというふうに考えております。

以上、田中榮一議員の1つ目の水道事業の維持管理についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** このところ新聞紙上やテレビニュース番組、それで連日、水道法改正案について大きく取り上げられております。村民の方々も、おらんちの村の水道事業は今どうなっているんだろうということで、もうかなり関心を持たれているのではないかと思います。きょう、衆議院の本会議場でこの自治体が水道事業の運営権を民間企業に委託するコンセッション方式の促進を盛り込んだ水道法改正案が可決、成立するという事になっているようであります。

今その、まさにタイムリーな質問だというふうに思うんですけども、村長、今のこの本会議場で可決されようとしているこの改正案について、今、率直な考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今まさに国会でこの水道改正法案が議論をされているわけでありまして。きょう衆議院で可決というような報道がされているわけでありましてけれども、この法案、確かに先ほど言

ったように、この少子高齢化、人口減少、そういった中で、各自治体の水道運営が非常に厳しいというような状況の中で、国のほうはこういった施策を出してきたわけでありましてけれども、報道等々を見ると、なかなか小さな過疎自治体においては、こういう民間と連携してということは非常に厳しいというような意見もあります。

そしてまた、海外の例をとりますと、一時は海外でも民間というようなことでやったようでありましてけれども、今はまたもとへ戻っているというようなそういった状況があるわけでありましてけれども、そんなことも含めて、これから今後いろんな場面で議論をしていかなければいけないというふうに思っております。

特にこの白馬村の場合については、当時、観光人口を想定して相当大きな工事というか水源地进行して確保してきた、こういった状況であるわけでありましてけれども、今、当時と比べて約60%ぐらいが水道料金が減少しているというような状況であります。そんなことも含めて、今後の水道事業については非常に重要だというふうに認識をしているところであります。

また、先ほど言ったように国の動向、そしてまた県のいろんな指導をいただきながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 私もちよっと資料を入手した文面によりますと、厚労省は2年ほど前から水道法改正に向けて官民連携推進協議会を設置して、全国でその説明会をもう2年以上前からしているということで、その中で水道事業の現状、全国で水道事業が抱えているさまざまな課題を4つ挙げているわけでありまして。

この4つをちよっと読みますけれども、これは白馬村が抱えている現状、課題と合致するののかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

1つは、先ほど村長が申しましたけれども、人口減少社会の到来ということ、白馬村もどうですか。

それから2番の管路等の老朽化の進行、更新の遅れが全国でもあると、これは白馬村ではどうですか。

それから3番の自然災害による水道被害の多発というところがあります。これは、まさに神城断層地震で24日間、特に堀之内地区、東部地区の水道がとまったというような事例があります。これはまさにそのとおりだというふうに思います。

それから4番目に、水道事業に携わる職員数の減少という、この4つをこの水道協議会でもって挙げているわけでありまして。この4つは白馬村に、もう私自身は合致するというふうに思っているんですけど、その点、村長はどうですか、この4つのことについて。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど私の答弁で申し上げたとおりであります。人口減少、そしてまた技術者が少ないというようなこと、そしてまた、当時布設した管路等々が建設してから40年近くたっているという状況の中で、全く合致するというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** じゃあ、その前提のもとにちょっと再質問したいというふうに思います。

それで平成26年6月に、私はこの水道事業について一般質問をいたしました。そのときに答弁なんですけれども、村内の主な水道管路の延長というのは200キロぐらいはあると。それで、その事業創設時の昭和45年から53年に布設されたものと、石綿管、それを交換するために平成3年から9年にかけて布設されたものが数多くあると。それから、布設から法定耐用年数の40年を経過した水道管も約30キロあるという答弁がありました。

それで、今回示されたその白馬村水道事業経営戦略の中でもって、その管路の布設替え、この老朽化した管路の布設替えという項目がきちんと盛り込まれていないんですけれども、その点はどうしてなのでしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 今回作成しました水道の経営戦略につきまして、更新計画等の数字とこの収支計画等は、建設改良の部分で一致するような形になっております。ですので、更新計画をもとにすることが経営戦略の中でも組み込まれているという計画になっております。

今回、平成31年度から平成40年度までの間に更新計画におきまして、また経営戦略において、管路として更新をしてみたいと計画している延長につきましては、12キロほどの更新を経営戦略及び更新計画の中で立案しております。

場所につきましては、村内全域一度にはできませんので、上下水道課担当を含め考える中で、まず地区としては4地区の管路の更新を考え、かつ施設といたしましては2つの施設の更新を計画するものでございます。全面改築といったものではなく機器類の更新というものが多くなりますけれども、そういったことで、文字としては老朽化の対策という文字は載っておりませんが、実質的に古い管路については、神城断層地震のときに効果のありましたポリエチレン管へ置きかえて、耐震化を図っていきながら更新をしていくという計画でございます。文字としてはございませんが、工事内容としては耐震化を含めた老朽管の布設替えということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 今、大体12キロという線を考えているというようなところなんですけれども、この水道ビジョンを策定したときには、もう30キロはこの10年でやらなければならないというところでもって水道ビジョン案として作成をしているわけでありまして。

このあとの8キロというものは、また10年後、先送りになっていくというようなことで、どん

どんこの今この30キロを10年のうちにやっついていかないと、先、先に延ばしていけば、もうさらにお金もかかったりなんかしていくわけであります。

だから、この10年間でもうきちんと30キロをやるということがもう前提ではないかというふうには思うんですけども、もう一度その点を聞きますがどうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** やはり財政との関係もござりますが、水道料金を据え置きをするという試算の中で計画をし、かつ担当が絶えず懸念をしている部分から手をつけていった場合、どうしても12キロ、または施設の一部機器等改修も含めた場合、含めて10年間で管路としては12キロが限界であるということであります。

ただ、財政的または事業進捗によりましては、期間内での延伸ということも考えられると思いますが、30キロ、倍以上の距離になりますので、多少計画とは、水道事業ビジョンとは乖離した状況にはなりますけれども、計画に沿ってなるべく長い距離を更新できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** できる限りその30キロに、もうぜひ近づけていただきたいと思います。

それから、このところ、やはり財政的なものということになるんですけども、村長はこの今課長が答弁したように30キロは無理だと、12キロ程度だというように答弁ありましたけれども、財政的な面が一番のところだと思うんですけども、村長はこのところはどう考えていますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今課長が答弁したとおりであります。できるだけ改良を進めながら、一気に改修ということはできませんので、順次進めてまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、この水道料金の金額を見ますと、高いところでは全国では7,000円近く、20立方6,800幾らという、一番高いところは取っているところがあるようではありますが、そこへいけばまだ、うちの村のほうは非常にまだ安いということでありますけれども、いずれそういったことも水道事業の運営をしていくためには、そういったことも検討していかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 白馬村のその水道料金というのは、今から30年前に制定されたものを、今まで改定をされていなかったということだというふうに思います。

私はもうできれば消費税も上がることですし、もう上げないでこの整備ができていければ最高にいいかと思うんですけども、やはりこのところが上げるということになれば、この住民のやっば

り合意形成をきちっとしてからやっていかなきゃならないと思うんですけども、この料金改定っていうようなところでもって、今後のやっていかなければならない改定っていうのがあるんですけども、その辺はもう考えているのかどうかちょっとお聞きします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。山岸上下水道課長。

**上下水道課長（山岸茂幸君）** 料金改定する場合の今後のスケジュールということではありますが、元上下水道課長からの引き継ぎ書を参考にさせていただいて答弁させていただきたいと思います。

まず、第三者機関であります審議会等へ水道料金の改定の諮問をいたします。その答申に基づきまして、改正を可とするということになりますと、まず、議会の皆様へその内容をご説明させていただきます。その後、地区単位になろうかと思いますが、改訂についての説明会といったものを計画すべきでないかということを引き継ぎ書の中でうたわれております。

ですので、第三者機関への諮問答申、議会の皆様へのご説明、そして各地区の皆様へのご説明ということで、5年ぐらいの余裕は必要だということで引き継ぎを受けておりますので、そのような形に考えています。

そうなりますと、経営戦略10年間でありますので、どのような形にするかすぐに考えていきませんと、10年後の経営戦略更新、または更新計画の更新の際に、料金関係一致してこなくなってしまうので、速やかにこちらとしての案も含め、策定し、5年をかけて説明をしていくという形を考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 私はこの水道ビジョンの策定のメンバーだったものですから、やはりどうしても気になる場所がありました。その辺のところでご理解をいただきたいというふうに思います。

そういうことで全国的に水道事業っていうのは今大変なところにあるということですので、やっぱり村民の人達の合意形成っていうのはきちんと、大事なところだと思いますので、今後そのような道筋をぜひつくっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、道路橋梁の今後の方針についてであります。

道路の改修、舗装修繕については、住民からの要望が多く寄せられているかと思います。しかし、遅々と進まないのが現状です。老朽化した橋梁補修も急務であります。

そして、次のことについてお伺いをいたします。

1、要望が多い改良、修繕に計画についてを伺います。

2、橋梁の修繕、かけかえについての長寿命計画や費用について、どのように検討しているのかを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2問目の道路、橋梁の今後の方針について、2つの項目でご質問をいただいておりますので、まとめて答弁をさせていただきます。

今年度も地区役員懇談会を開催をいたしました。ハード事業において多く寄せられる要望は、田中議員がおっしゃるとおり、村道改良や舗装修繕工事であります。

村道の改良については、要望箇所の緊急性や重要性を鑑みながら、路面の損傷度合いや交通量、児童生徒の通学路であるか、地域の合意形成は整っているのか、工事実施の難易度など項目ごとに基準を設けて事業を行なっているところであります。

さきの神城断層地震以降、災害復旧事業を最優先に行なってきたため、昨年度と今年度については震災以前より継続して取り組んできた道路改良事業を再開しております。しかしながら予算的なバランスもありますので、なかなか新規の改良事業に取り組めないのが実情であります。

舗装修繕についてであります。村道の管理延長は330キロほどあります。そのうち舗装されている延長は約170キロであります。通常は月に2回程度、職員による道路パトロールを行い、穴埋め等、簡易な修繕工事を随時行なっておりますが、今年度は従来からの事後的な修繕対応から、計画的な修繕をすることで長寿命化を図り、修繕に係る費用の縮減と交通の安全を確保するため、舗装の個別施設計画を策定をいたしました。

まずは、村道を大型車の交通量や路線の重要性を踏まえ分類をし、目視調査や専門的な路面性状測定車両を使った調査を行い、ひび割れやわだちの状況、平面性等を調査いたしました。この調査結果からデータ解析を行い、維持管理指数をはじき出し、修繕に対する判定基準として分類をいたしました。この判定基準に基づき、向こう10年間で対策が必要な箇所をまとめております。

橋梁の修繕については、以前にもご報告をしたとおり平成23年度に第1期橋梁長寿命化修繕計画を策定をいたしました。昨年度までに管理する橋梁を107橋の定期点検が完了し、第2期橋梁長寿命化修繕計画を策定をし、橋ごとに健全度を評価し、架橋の環境条件等、社会的重要性を総合的に判断をし、優先度を決定をし、優先順位に基づき、順次補修を実施をしております。来年度以降は第3回目の点検に取り組んでまいります。

今後も国からの交付金や公共事業債を利用しながら、計画的に補修、舗装修繕など橋梁修繕等の維持管理を行い、安全の確保と修繕等の縮減に取り組んでいるところであります。

2点目の道路、橋梁の今後の方針についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** ことしも地区の懇談会も開かれています。ここで毎年、地区の方々から、この道路をもうぜひ頼むというような要望が毎年出されているかと思うんですけども、要は地区の人たちが期待するということは、俺たちいつやってくれるだや、5年後なのか10年後なのか、そこのところが一番やっぱり聞きたいということだとういうふうに思います。

その点どうですか、この計画の中に、そういう具体的に各地区のこの要望に対して、大体のこの範囲、何年以内で大体希望はかなえられますみたいなところというのは載せてあるのかどうか、その点はどうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。酒井建設課長。

**建設課長（酒井洋君）** 各地区の要望は全て取りまとめまして、先ほど村長が答弁したとおりでございますが、それぞれの状況、交通状況とか道路網の関係とか、そういったものを全て項目出ししまして、おおむねの優先順位というのはつけてはおります。

ただし、全ての区の要望には実際答えられていないというのが現状でありますし、現在も、先ほど村長が答弁したとおり、震災前から計画が進んでいた路線ということで、現在も3カ所程度というような形の改良工事にとどまっているということでございますので、今後もそれに基づいていきますと、例年、できたとしても3、4カ所くらいに手がつくかどうかというような状況でございます。皆さんからの期待にはなかなか応えられないというのが正直なところです。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 当然その予算が伴ってくるわけでありましてけれども、財政課と担当の総務課だと思んですけど、ある程度この予算、この道路橋梁の修繕というか、そんなところというのは、ある程度その金額、平準化という表現はいいのかどうか、毎年この金額っていうのはきちっと確保してやっていきますというようなところは難しいのでしょうか。その点どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいま財政的な立場からというご質問でありましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

毎年度、道路等に限らず、ほかでの普通建設事業というものも出てまいりますので、そこら辺を平準化するという作業は財政サイドとしてはやらせていただいているところです。

例えば一つの例とすれば、大きな箱物の事業とかがある場合には、普通建設の総額がある程度固まってきますので、若干落ちる部分があるかもしれませんが、そういうものがない年には優先してやるとか、そこら辺はメリハリがつくような形で対応をさせていただいているというような状況でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 特にその財政的なところをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そこで、国は平成18年度、それから19、20年度というようなところで、先日の新聞報道によりますと3兆円ほどの公共事業の増額、重要インフラの整備というようなところを考えているというところであります。白馬村にどの程度その配分がされてくるのかどうかわかりませんが、ある程度その期待は持てるのではないかと思んですけど、突然でありますけど、副村長、今政府が考えている3兆円規模の重要インフラの整備というところを知っていたらちょっと

お伺いをしたいと思うんですが、すみません急に、お願いをします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** すみません、国交省の管轄ですので、私も余り詳細なことまでは把握は申し上げておりません。そういったものが当然、今後インフラの長寿命化等、国としてもやっていかないといけないということですので、そういった組織というものは、これからも国としてやっていくということなんだろうとは思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** 突然ですみませんでした。

そこで、やはり住民が長い間ずっとこの道路等の修繕ってというようなところは強く要望しているところでありますので、できる限り希望に応じていただきたいというふうに思います。

それでは、次の3番の検診補助についてをお伺いをいたします。

全国で脳疾患早期発見のために、脳ドック受診補助を行なっている自治体がふえていっております。白馬村はまだ補助を行なっていません。白馬村第2次保健事業実施計画、データヘルス計画とありますけれども、その目指す方向として、脳血管疾患の減少を考えております。

脳ドック受診者に対する補助制度を設計することを私としては提案しますけれども、その考えについてお伺いをいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 3点目の検診補助についての答弁をさせていただきます。

検診補助として、脳ドック受診者に対する補助制度についてのご質問でございますが、国民健康保険加入者に対する制度についてということでお答えをしたいと思います。

まず、これまでの経過を若干申し上げますと、以前、議会の一般質問において、同様に脳ドックに対する助成のご質問をいただいたことがございます。それを踏まえて庁内で検討を行なった結果、まず特定健診の受診率の向上を図るという観点からいうと、脳ドックに限定をした助成制度よりも、基本検査項目を満たした人間ドックに対する助成を拡充をしたほうが村にとっても、また利用される国保加入者にとってもメリットがあるとの結論に至り、平成27年度から補助上限額を5,000円引き上げ、現行の2万円としたところであります。無論、現行の制度の中でも、特定健診の基本検査項目を含んだ脳ドックのメニューであれば補助の対象としております。

一方で、ここ数年、本村の疾病の状況から見てみると、議員ご指摘のとおり、脳血管疾患の割合が高い水準にあることも事実であります。村といたしましては、より予防効果の高い特定健診の受診率と指導率の向上が図られることを大前提として、将来に重症化予防につながっていくことが期待をされているところであります。脳ドックに対する補助制度の創設も検討する余地はあるというふうに考えます。

したがって、他の自治体の導入状況や今後の国保財政への影響も勘案をした上で検討をして

まいりたいというふうに思っております。

以上、3点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** この脳ドックの必要性というのは理解されているというように思います。近隣の市町村では、かなりやっているところがあるみたいであります。

この毎年毎年やる必要はないと思うんですけど、例等を言いますと、脳ドックに関しては1万円の補助をしているというところが近隣では多いということでもあります。毎年やる必要はないと思いますので、5年とかそらのスパンでやっていくっていうのが、その次の予防可能な疾患の発見というようにところでもって大事なところだと思うんですけども、もう一度お伺いしますけれども、隔年でも、隔年というか5年ぐらいのスパンでもいいと思うんですけども、その点どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** それでは特定健診、国保に関する人間ドックの補助ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、田中議員ご指摘のとおり、脳ドックにしましては、毎年毎年やる必要はないというのもあります。したがって、補助対象とするとなれば、そこら辺の制限はある程度加えていくというやり方としては一つの考え方はあろうかと思っております。

先ほど村長の答弁で申しましたとおり、保険事業自体が加入者の皆さんからいただく保険税から財源的には賄っているということになるわけですので、今回、国保税率の改定の条例案上程しておりますけれども、今後の国保財政への影響というものも勘案しながら検討していきたいと考えております。

それは全て否定的に考えているということではなくて、制度の運用面も含めて検討していきたいと。その一つの期日としては、この予算編成の時期なのかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第10番（田中榮一君）** なぜ今回このような質問をしたっていうことは、データヘルス計画の目指す方向性っていうようなところでも質問させていただいたわけでありましてけれども、先日、大町市立病院の先生方が白馬にお見えになって講演をしていただきました。

特にその白馬村出身の佐野出身の太田先生は、検診センターの長であるというようなところでご講演をいただいたわけでありましてけれども、特にお年寄りの方々の健康診断、人間ドックというのは非常に大事ですという、そういうお話をいただきました。

もう一つ、その脳ドックのことにしましては、もうやってみる中でもって非常にその発見率といいですか、結構多いんですというそういうお言葉もいただきました。今、大町病院、一生懸命そのよ

うな形でもって、地域2次医療圏というようなところでもって頑張っていたというところで、そういう面もありまして、今回一般質問させていただいたわけでありまして。

ぜひ、ほとんどの方々、予防可能な疾患というのが幾つかもうあるんですけど、例えば、私も自分で持っていて非常に恥ずかしいんですけども、糖尿病有病者の増加の抑制というようなところ、それから脂質異常症の減少、それから高血圧の改善、それからメタボリックシンドローム予備軍の減少、それから糖尿病性腎症による新規導尿患者の減少と、それから虚血性心疾患の死亡率の減少、それから脳血管死亡率の減少という、これが予防可能な疾病ということで、できる限りその入院という一番お金がかかるようなところは食いとめようというふうなところでもあります。

今その第2次データヘルス計画の検証にも入っているようであり、食育推進計画のほうも今検証にそれぞれの課でもってやっているようでもあります。ぜひ村民の健康管理というところで、ぜひ一生懸命頑張っていたいただきたいというようなところで質問をさせていただきました。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第10番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時56分

**議長（北澤禎二郎君）** 議員の一般質問を許します。9番太田伸子議員。

**第9番（太田伸子君）** 9番太田伸子でございます。

平成30年も余すところ3週間ほどとなりました。振り返ってみますと、年明け早々には西日本での豪雪、4月には島根県西部地震、7月には大阪北部地震、そして8月は猛暑、9月、10月は台風被害、また9月には北海道での地震と、非常に大きな災害の年であったかと思えます。被災された方々には一刻も早く平穏な生活に戻れますよう願っているところでございます。

さて、我が白馬村も下川村長2期目スタートを切り、村民の皆様との約束を実現するための予算編成作業に取りかかる時期だと存じます。

本日は多くある課題のうち、公共施設の管理についてと移住定住施策についてお伺いいたしますので、毎回いつも申し上げて恐縮ですが、村長ご自身の考えをご自身の言葉で簡潔にお答えいただければと思います。

1番目です。公共施設維持管理及び整備建設についてお伺いいたします。

1番目に、ウイング21の屋根老朽化が進み、雨漏りや点検のため、スノーハープ3号橋の工事予算の組み替えを行うとの説明を以前受けました。費用はどの程度見込んでいるのかお伺いいたします。

2番目に、公共施設等総合管理計画が平成29年3月に策定され、白馬村の公共施設の多くが耐用年数当来年度を迎えています。なおかつ修理等に手を入れていない建築物も多く、向こう30年

を計画期間と定めていますが、長期過ぎて村の方針が見えません。コストの削減や老朽化にともなう点検費や工事予算の財源確保の計画を伺います。

3番目に、図書館の建設に向けて検討委員会を立ち上げています。村長は複合施設を考えているように聞いていますが、複合施設としてどのようなものを取り入れるのか、完成時期、建設用地、建設費用など、村長のお考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田伸子議員の公共施設維持管理及び整備建設について、3つの項目についてご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目のウイング21の屋根とスノーハープの3号橋についてであります。ウイング21は平成10年に完成をし、直後より雨漏りがあり抜本的解決が求められていた中で、平成18年に建設事業者と解決を図るための交渉を実施をし、建設事業者も数千万円の負担をして大規模な改修が行われました。

その後、大きな雨漏りは減少をいたしました。近年、老朽化により再び雨漏りが増加をしております。このため簡易検査をしたところ、屋根材が本体と連結されていない箇所が発見され、台風等により屋根がめくれ上がるおそれがあり、最悪の場合、屋根が飛ばされることが想定をされます。本年度中に工事の設計ができる基本調査を実施をし、平成31年度に設計と工事を実施する予定で、現在、財政部局との調整を進めているところであります。

この工事につきましては、平らな屋根部分の上に屋根をかける工事を想定しており、費用は設計を含め1億円を超える額を見込んでいるところであります。

2点目の公共施設等の総合管理計画について答弁をいたしますが、9月議員の丸山議員、津滝議員の答弁と多少重複する部分もありますが、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

白馬村公共施設等総合管理計画は、長期的な視点に基づき検討する趣旨から、平成28年度から平成57年度の30年間という長期にわたる計画になっております。

現在、白馬村公共施設等総合管理計画の計画期間を基礎に10年や20年といった実効性の高い期間で一定期間に区分し、個別の施設について、どの施設をいつどのように維持管理、更新するかを定めた個別施設管理計画の策定を進めております。

具体的には、計画的に建物を修繕することで、耐用年数の延伸により中長期的なトータルコストの削減を実現をし、総合管理計画を踏まえて対策の優先順位の考え方や個別施設の状態、対策費用を明確化して、今後の維持補修、複合化や撤去といった対策の内容、実施時期を記載した計画の策定をそれぞれ主管課で進めております。全課の個別施設計画が出そろいましたら、整備水準や優先度、充当可能な金額を加味して更新費用を平準化し、庁内の内部調整を経て、改修の実施計画を決める予定であります。

財源といたしましては、充当可能な国庫補助金や県費がないかなど、国や県の動向の把握に努め、

必要とする財源の最大限の確保に努めますし、公共施設等の老朽化対策が課題となる中で、国では公共施設等の適正管理の取り組みを積極的に推進をしており、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債が既存施設の集約化、複合化を図る事業に関しては90%充当ができ、交付税が50%を措置されるという有利な地方債であるため、こういったものの利用も念頭に置いているところであります。地方債については、事業にかかわる財政負担をその元利償還金の支払いという形で後年度に平準化できることから、計画的な財政運営のための有効な手段というふうに考えております。

最後に、図書館の施設建設に向けての複合施設検討についてであります。9月の議会において丸山議員の一般質問で答弁をしたとおり、全4回の有識者会議を開催をし、今年度末までに基本構想策定に向けて進めているところであります。

現在は2回の有識者会議が終了をしており、この有識者会議の中で公共施設等総合管理計画と照らし合わせた検討や既存施設、規定概念にとらわれず、人々の交流や収益を生み出せる可能性の高い機能、施設についても専門的な検知も含め検討を行なっているところであります。

今後はワークショップや図書館施設検討委員会から出された意見を勘案し、図書館としての機能を見つつ、複合化する機能を具体的に絞っていくとともに、事業費の目安、建設用地についても検討し、方向性を出していく予定であります。今のところ、平成30年度建設に向け準備を進めているところであります。

以上で、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

すみません、訂正をさせていただきます。34年度の建設に向けてということですので、今、30年度と言ったようではありますが、訂正をさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** まず、ウイングのところから聞いていきたいと思えます。再質問いたします。

平成10年に完成して、そのころから雨漏りがあった。平成18年に大きく建設業者も数千万円もかけて工事をしたので、大きな雨漏りが減少したというふうに村長は答弁されています。

普通、雨漏りは必ず止める、雨漏りをしてはいけないんじゃないでしょうか。大きな建物で公共施設でありながら、工事をしても多少の雨漏りなら許されることなのではないでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 雨漏り自体につきましては、平成18年度に当時の建設業者と瑕疵担保責任による改修工事をさせていただいております。

大きな雨漏り、結露等もあり、必ず雨漏りという部分でもない部分もありまして、その辺についての見解が若干違う部分ではありますけれども、一応の解決を見たというふうに考えております。

こちらの村長の答弁のところでは、大きな雨漏りがなくなったと一言でございますけれども、雨

漏りあるいは結露、体育館のほうにつきましては結露もありますので、必ずしも雨漏りではない部分もあろうとは思いますが、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 私たちも建設のほうを少し仕事しているんですけども、まず新築をして雨漏りがある、結露があるっていう住宅の場合、最後まで責任をもってそれを解決していかなければいけないというふうに思って事業をしています。少し甘いのではないかというふうに私は思います。

一応の解決を見たとしながらも、今回大きく雨漏りをしているということではないか、2年前の国体が白馬で行われたときに、アリーナの中にシートを中に入れて雨漏りを止めるというか、下のフロアに落ちないようにされていたと思うんですけども、それはそういうふうになっていたでしょうか。今もなっていると思うんですけども、お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 国体のときに体育館の部分で雨漏りをし、今シートがついているのは現在でもついております。こちらにつきましては、コーキング等で修繕をしていた部分があるんですけども、コーキングの部分っていうのは、どうしても3年から5年でコーキングが切れてしまうといった部分があります。そのたびにコーキングをすることも必要なんですけれども、今回のコーキング箇所につきましては、かなり大きな場所がありますので、今現在そのままの状態にしておりますけれども、今回あわせて全てやっていきたいというふうに思っております。

また、今の計画になっているものにつきましては、屋根をそのまま上にかけるという部分になりますので、要は雨水が巻き込んで入ってこないように根本的な解決をしたい。今は平らな部分はどうしても雨水が中に入ってしまう構造になっておりますので、その辺を根本的に改修したいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 1億円の工事費を見込んでいう大きな工事ですので完璧に、もう国体終わってから1年、もうすぐ2年になろうかってなるときです。それで、あのアリーナにはいろんな村内、村外の方もいろいろお見えになって、いろいろあの白いのは何ですかなんてよく聞かれたりするんです。だから、やっぱり早くそういう修繕できるところ、修理するところはやっていっていただきたいというふうに思います。

また、あれだけの規模でシートをかけて、ああいうふうに雨漏りを抑えているというのは、去年、おととしのことなのに、どうして今回に当初予算は全然もらわずに、今ごろになってスノーハープとの組み替えということになってくるのか。雨漏りの修繕というところは去年の今ごろにもうわかっていたはずだと思うんですけども、どうして当初予算で盛らなかったのかお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。関口スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（関口久人君）** 当時の部分につきましては、コーキングで直るのではないかと  
といった部分もあったのは事実でございます。修繕計画のほうが遅れていたという部分も事実でござ  
いますけれども、今回一気に解消したいといった部分につきましては、屋根材と本体がつながっ  
ていない部分がかかり見受けられたということで、雨漏り云々というよりも屋根が、最近災害等が  
大きく大風とかも吹くといったことで、屋根が飛ぶ恐れがあるといった部分が非常に大きな部分で  
改修を計画をしておりました。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** ウイングは当初からデザイン性を持った屋根をつくられたので、いろいろ問  
題があるのではないかとということも皆さんおっしゃっていました。これからの公共施設を建てると  
きには、ぜひそういうところの雪国に合った建設にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の公共施設等総合管理計画っていうものの中に、いろんなところで読ませてい  
ただくと、各施設に運営経費削減のため、指定管理者制度の導入を検討しているというところが強  
調されているんですけども、指定管理者について、いろんな施設、検討されているのか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの指定管理の関係のご質問でございますが、村長答弁の中にもご  
ざいましたとおり、公共施設総合管理計画から、今、各課のほうに個別施設計画の策定というもの  
を依頼をしております。

その中で整備に関する考え方、集約であったり転用であったり、複合化であったり、この辺の作  
業と並行して、指定管理という制度も活用できないかという作業に現在入っているところでありま  
すので、現時点ではまだ取りまとめとなる総務課のほうには出てきておりませんし、また取りまと  
めについては先となりますので、今後そういうような施設が出てくるということでご理解をいただ  
ければと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** それでは、図書館施設建設の検討なんですが、先ほど村長から伺いましたが、  
平成34年度建設を予定しているというところですが、工事費について全然お話がなかったと思う  
んですが、大体どの程度の工事費を見込まれているのかをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 工事費についてですけれども、先ほど村長答弁にもありましたとおり、現在、  
有識者会議の中でどういった施設、それから機能というのをつけていくのかというところを議論し  
ている最中でございます。それからあわせて、それに伴って建設要旨のところというの、この有  
識者会議の中で検討し、方向性を出していくというところでございます、建設費が幾らになるの

かといったところに関しては、そういった機能のところも見ながら考えるということもござい  
ますので、今後その費用の部分も出していけないといけないというふうには思っていますけれど、  
そういったところも含めて検討をこれからさせていただくというところではあります。

当然ながら、全体の公共施設の管理計画の中で大規模事業になりますので、そういったところも  
踏まえまして、公正に健全な財政運営が維持されるように、そういったところも踏まえて、これか  
ら検討していきたいということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 私は反対だと思うんです、事業の進め方が。大体、村長なり行政の村のほう  
で、土地はこの辺にとか、それから財政を考えたときに村で出せるお金は大体このくらいの金額、  
このくらい工事費を村としては頑張れるかだと、そこで有識者の皆様にこの中の範囲としてどうい  
うものがあるのかというのを私は考えるのが順番ではないか。

私たち規模は小さいですが、家の中で何か買いたいとしても、お金は先にどれくらいかというこ  
とを考えると、そうでなかったのが、私は一つは今回の給食センターだと思います。村  
では大体これくらいの給食センターを建てたいと思ってから決めるのであって、今皆さんの意見を  
集約している、皆さんはいろんなこと言いますよ、いろんなものが欲しいですもの。図書館にして  
も、複合施設にしても、いろんなものは入れてもらいたいです。私はそこが反対だと思うんですけ  
れども、村長、いかがお考えでありますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** はじめに金額ありきだという、そういったことが大前提だというお考えのよう  
でありますけれども、私はそうは思いません。大体どういう施設が欲しいかというそういったこと  
から詰めていって、そうは言うけれども予算的にはこの施設は無理だとかそういうことをしてい  
かないと、予算ありきであれしちゃうと、せっかくつくったものに対して後であれが足りない、これ  
が足りないということがありますので、今はいろいろそういった検討をしながら、こういった方法  
がいいのか、そういったことを今議論しているわけでありまして、そこら辺はご理解をいただき  
たい。

そしてまた一つの、場所もそうでありますけれども、そういったことも含めて、これから34年  
の建設向かってこの白馬村にこの図書館、そしてまた複合施設、村民が寄り添える、そういったと  
ころを最重点に考えていきたいということで、それに対していろいろな欲しいという要望はあるわ  
けでありますけれども、その中から予算的に絞っていくということが当然あり得るわけでありませ  
んけれども、何でもかんでも要望を全部取り入れるということは、当然村の財政上できるわけではあ  
りませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** まずは皆さんの意見を聞いてから予算をつけていって考えていく。じゃあ、

予算がつかない場合に、いろんな方からいろんな意見が出たときに、私の意見は通らなかったとか、皆さんにご理解をいただけるように今度は努力をしていただかなければいけないのではないかと。

私が言うのは、いわば10億でつくりますと言って、10億でなければいけないことはないですけれども、ある程度の目安というものはなければ、白馬村、先ほどから田中議員の道路の建設にしても水道のことにしても、白馬村、財政とても厳しい中でつくるのに、そんなに私は希望をたくさん入れたものがつくれないのではないかと、補助金にしても図書館に対してはそんなにはないのではないかとというふうに思っています。その辺のところどういうふうにお考えになりますか。意見だけをいっぱい聞いても広がり過ぎて、今度は絞るのに大変になるのではないかとというふうに心配します。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、検討委員会のほうでいろいろな議論をしている最中でありますので、そういったことも踏まえながら、村としての方向性を出していくということでありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 最後ですけれども、公共施設、今建物の維持管理とか建設をどうするのかというところを伺いました。

その建物の建っている土地についてちょっとお伺いしたいんですが、村有地は管理されているというのですけれども、借地物件、今いろんなところで、ごみの処理場のところもそうですが、共有地とかを村が借りている場合にいろんな問題が出てきています。それは行政だけではなく、いろんなところで出ているのですけれども、借地関係に対して速やかに解消する方法というのをお考えになっていますでしょうか。村が借りて物事を運営しているというのか、寄附をお願いしたり、買い取りの方向を考えていたりしているのか、ちょっとお考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 借地の関係につきましては、非常に個々のケースが違っておりますので、まず基本的な考えということで答弁をさせていただきたいと思っております。

当然のことながら、取得に向けて取り組むというのは常にやっていることではございますが、やはり当事者がおりますので、借地についてはこのまま継続をしたいというような意向が多いというのが一般的なケースです。

ただし、当然のことながら、借りた時点での金額という部分については、その時期によっては下がっているというのがほとんどのケースでありますので、それは評価替え等を見ながら地主のほうに対して下げる努力というのは、借りている土地の場合には行なっているというようなところでございます。個々のケース全てを総務のほうでも把握しているわけではありませんので、方針的な考えとしてのご答弁とさせていただきます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 借りている土地のその契約に関しては個々で、それからいろんなたぐさんの場所があると思いますので、ぜひ管理をしっかりとしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

移住定住施策についてであります。

今、村で行なっている移住定住施策はいかがなものかを伺います。

それから、移住定住をしたいと思っている方からの声は、白馬村に住みたいけれども、住宅が高額、土地が高額になっていて、外国人の方との購入費用と競合しても、外国人の方の購入費用には手が届かない、小谷や大町では移住に手厚い施策というものがあるので、白馬に住みたくても住めないで大町、小谷に住んで、白馬に遊びに来る、仕事に来るっていう意見も聞かれます。そこで、土地開発公社っていうのが白馬村にはあるんですけども、そのご活用のお考えはあるのかお聞きいたします。

それから、住民の中には、この白馬の自然が好きで白馬村へ移住した、自然のものを自分たちでつくりたいというようなご意見を伺います。野菜などを栽培する場所で情報が欲しいとお聞きいたします。市民農園の開設のお考えはありますでしょうか。

それから、村内には2カ所のお寺があって、いずれも墓地を売り出されています。墓地は購入できますが、そのお寺は曹洞宗のお寺ですので、移住された方の中にはいろんな宗教に信心されている皆さんがおられて、白馬が好きで白馬の山を眺められればそういう場所に眠りにつきたいっていうお考えを伺います。

これは先日、議会が村民との意見交換会をした中で、この市民農園とそれからこの霊園、村営の霊園というものがあればっていうご意見をお伺いいたしましたので、ぜひ村営の霊園事業の計画についてお考えを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田議員の2つ目の質問に対して答弁をさせていただきます。

移住定住施策について、4つの項目で順次答弁をさせていただきますが、1点目の村が行なっている移住定住施策について答弁をいたしますが、村単独事業では移住セミナーへの参加、お試し移住の実施、ふるさと納税の活用、ふるさとテレワーク推進事業の活用があります。ふるさと納税の活用といたしましては、本年度より新たに2つの制度を創設をいたしました。

1つ目は、白馬村ふるさと起業家支援事業補助金です。これは、新しい仕事の創出や地域課題に解決に資する事業を行う社の起業にかかわる経費について、ふるさと納税としての寄附をクラウドファンディングにより募り、起業者を支援するものであります。

2つ目は、企業版ふるさと納税であります。これは起業からの拠出と白馬村及び個人からの寄附

金により、ふるさと人づくり基金を設置をし、高等教育機関に進学をして学びを深め、白馬村にUターンをして観光関連産業に就業した若者に対して、高等教育機関在学中に貸与を受けた奨学金の返還を一部補助するものであります。

この制度を活用し、地域の将来を担う人材に対し、地域進言を活用して育成をし、幅広いシェアと多様な経験を得た上で地域に呼び戻し、観光業の活性化を図るとともに、生産年齢人口をふやし、持続可能な地域づくりと人の好循環を創出をしていきたいというふうに考えております。いずれも移住定住施策の一つになるというふうに考えております。

それから、ふるさとテレワーク推進事業の活用につきましては、昨年度、ヤフー白馬ベースをテレワーク拠点として整備をいたしました。この施設では、フリーランスの移住者や長期滞在のテレワーカーが利用できるコワーキングスペースを整備をし、国内外からの来訪者と住民との交流の場とすることや拠点利用者が地域の子供から大人にIT教育を行うことで、観光活性にも資するIT人材育成及び若者の地域への定着推進を目的とするものであります。これらも移住定住施策の一つであります。

そのほかに広域連携事業といたしましては、移住相談窓口の設置、移住雑誌への掲載、ラジオ等の媒体による宣伝、移住セミナーの開催、移住パンフレットの作成などを行なっているところであります。

2点目の移住定住に向けた不動産の取得に対する土地開発公社の活用のお考えはどの質問でありますが、移住定住施策の一つとして、他の自治体では土地開発公社が土地を取得をし、団地整備を行い、分譲する事業を行なっていることは存じております。太田伸子議員のご質問でありますが、そのことについてのご質問であるということをご前提に答弁をさせていただきます。

不動産の売買については、村内に複数の不動産会社もあることから、この部分は民間に任せ、先ほど答弁をさせていただいた他の施策で支援をしてまいりたいというふうに考えております。したがって、現時点で白馬村土地開発公社を活用することは考えておりません。

しかし、太田伸子議員がおっしゃるように、最近では外国人が土地や建物を高額で購入をしており、場所によっては若年層が定住したくても住宅を購入できないというような話は聞こえていることもあり、今後状況を見つつ、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目の市民農園の開設の考えについては、当村でもわずかながら神城地籍において、家庭菜園程度の面積で3区画の貸し出しを行なっております。これは特定の農地貸付法により、村が農地所有者である農家と貸付協定を締結をし、農地所有者である農家が貸し出しをしているものであります。

移住定住の促進を図る上で、市民農園は一つの魅力であり得る施策であると思います。市民農園の開設形態はさまざまであり、村、農協、農家、企業やNPO等でも開設が可能であります。村による直接開設ではなく、個人や民間による開設も含め、区画数の拡大について検討してまいります。

最後に、村営の霊園事業に関するご質問であります。結論から申しますと、現状では、村において霊園事業を行う計画は持ち合わせておりません。公営の霊園事業を行なっている県内の市町村の中には好評を博しているところもあるというお話も聞きますが、現在の白馬村の状況と照らし合わせると、ほかに取り組んでいかなければならない事業が目白押しの中で、霊園事業を着手する時期にはまだ至っていないというふうに考えます。

今後は、村民ニーズが高まりを見せ、コンセンサスが得られる時期が来れば、もちろん検討する余地はありますが、現状では一つのご提案として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

太田伸子議員の2点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** 村長の始めの移住定住施策のところ、片仮名ばかりで何をおっしゃっているのか私はちょっとなかなか理解ができなく、テレワーク推進事業においても、やはりテレワーク推進事業があるから定住移住にできるのではなく、住むところがある、住めるところがあるってところから、まずは皆さんが白馬村に定住していただけるのではないかとというふうに思います。

それで、この質問をさせていただくに当たって、こういう白馬村で暮らす白馬村移住ガイドブックっていうのをちょっと役場のほうからいただきました。これは平成29年3月に発行されています。申しわけないんですけども、私は今回までこういうガイドブックがあることすら知りませんでした。ほかの議員にも聞いてみたんですけども、ほかの議員も余り知らなかったという方が多くて、こういうものがあるなら、どうして知らせていただけないのか、何をやっているのかっていうところ、中身を見させていただきましたが、前半はほとんどが白馬村の観光案内であるものです。それで後半にきて、暮らす、学ぶ、育てるっていうところがあって、住む、働くっていう項目があります。ここに住宅を探すっていうのが一番始めに出てきているんですね。この言葉を読ませていただくと、「白馬村では空き家バンク等による住宅のあっせんは行なっていません。不動産業者を通じて物件を探していただくか、個別に所有者に当たっていただくこととなります」って書いてあります。それですぐその横に、建築業の土地建物取引業協会の会社の連絡場所がある、ここに当たれっていうことだと思います。

ただ、こういう方たちは、やはり民間の方たちは利益を追求している——当たり前ですが——業者であって、やはり先ほど言ったように、若い人たちは幾らかでも安く手に入れたいと思っています。

その辺のところを、その土地開発公社っていうものが白馬村にはあるので、少しの利益しかもらえなくても土地を分けられますというようなそういう親切がなければ、白馬村になかなか若い人達は移住できないのかというふうに私は思いますが、この土地開発公社っていうのは、現在の業務はちょっと休眠状態ではないかと思いますが、今どなたが代表になっているのかを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 土地開発公社の代表者ということでありまして、現在は副村長が当たっておりますが、現在は前副村長、太田副村長が行なっておりましたので、今辞任で空白という状況になっております。

実際に土地開発公社の行なっているところについては、ほとんど取得している土地というものはございませんので、通常の一般的な会計、土地開発公社の管理をしているだけというような状況になってございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第9番（太田伸子君） そうですね、私たちが決算のときにはいつもゼロだけの報告だけしか聞いておりません。とてももったいないというふうに思います。

また、空き家とか空き店舗情報なども積極的に対応していただければ、商工会が行なっている創業塾の塾生のこの間のお話では、塾生も卒業生が120人以上になってきていて、白馬で創業したいという方もいる、そういうところにご案内できるのではないかと、閉店していたシャッターが開いて、活気ある町並みができれば村長のおっしゃる元気な村になるのではないかとというふうに思います。

村長、その辺、今休眠になっている前副村長が土地開発公社っていうものの代表で、今は空席だということですが、その辺活用するような、いろんな業務があるので先ほどはいろんなことはできないとおっしゃいましたが、私は基本的に人口をふやす、若い人たちを来ていただくというところに村を力を入れていかなければいけないのではないかとというふうに思いますが、村長のお考えを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁させてもらったとおりであります。

今、村といたしましては、いろんな形の中で定住人口をふやすというようなことで取り組んでいるわけでありまして、その中で、どうしてもこの都会とのセミナーをやってみると、先ほど言われたように、白馬へ来て生活をしたいと、こんなすばらしい環境の中で生活をしたいというニーズの方は非常に多いわけではありますけれども、ただ、ここへ来ても生活ができない、そういったことが非常にネックになっているところでもあります。住むところ、そこもあるわけでありまして、白馬村で働いて、都会から来て働く、そういったところがないのが一番いろんなセミナーを開催する中でネックになっているというような状況であります。

そんなことも含めて、いろいろ先ほどテレワーク、そしてまたふるさと納税とかいろいろなお話もいたしましたけれども、そういったことも含めて定住促進をして、そんな取り組みをしているわけでありまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、先ほど土地開発公社の関係につきましては、先ほど言いましたとおり、今現在はそうい

うことは考えておりませんが、また今後どういった形になるのか、また、そんなケースになれば村としてもそういった必要なことは当然やっていかなければいけないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふう思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** どうも考え方が、先ほどからちょっと私とは違う。住むところがないのに、働くところがないからこっちに住めないじゃなくて、今言った商工会などの方々には起業をする、自分で仕事を白馬でやりたい、だけれども住むところがない、開くお店の情報が少ないというところをおっしゃっていました。

それから、白馬で仕事をしたいんだけど、それをやろうと思ってきたけれども、白馬では住宅がなかなか手に入らないので大町に住みました、そして大町から通って白馬で起業をします、私ちょっと、すごくもったいないと思ったんです。

それから、村長も先ほどおっしゃいましたが、いろんなセミナーをやってみれば、白馬で住みたい、おっしゃる方は多い、多いなら取り込みましょうよ。ぜひ住んでいただけるようにみんなで私は考えていきたいと思うんですけれども、村長のほう、やっぱり反対ですか考え方が。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど言ったとおりでありますので、しつこいようでありますけれども、村はそういったことを取り組んでおりますし、そういった定住促進というのは非常に我々白馬村としても人口減少の中で非常に大事だというふうに思っておりますので、いろいろな部分から検討をしながら、定住促進進めてまいりたいというのは私も太田議員も同じ考えだというふうに思っておりますので、またぜひご理解をいただきたいというふうに思っておりますが、先ほどと重複になりますけれども、今のところ土地開発公社については、先ほど言ったとおりでありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第9番（太田伸子君）** それでは、ぜひ何回もしつこく言うのは何ですけども、こういうガイドブックをつくっていただくときには、もう少しいいなというふうな、さっき読みましたが、こういう書き方だとすごく冷たい、何、来いって言いながら、自分でっていうふうな、やっぱり捉え方をされると思います。それで、ここにおられる前に座っておられる皆さんでこれは一読されてつくっていると思いますので、ぜひ課長の皆さんも温かい村であるというふうな印象が持たれるガイドブックをつくっていただきたいと思っています。

今回、10人の一般質問がありますので、しつこく何回も同じことを聞くというのは村長もお疲れになると思います。きょう私は村が多く抱える話題のうち2点についてお考えを伺いましたが、かみ合わないところもあり、ちょっと私自身も反省いたします。ことし平成30年度の流行語大賞が過日発表されました。それは平昌オリンピックで大活躍したカーリング女子の合言葉「そだねー」

でした。下川村長も2期目の運営に当たっては、村民から、村を訪れる多くの方から、そして私も議会からも「そだねー」と言われるような村政運営をしていただくことを強く念じて一般質問を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第9番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。  
ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 第5番伊藤まゆみです。

時間も限られておりますので、通告に従いまして、観光計画と財源検討についての1つに絞り質問をさせていただきます。

11月19日に行われました観光振興のための財源検討委員会では、「宿泊税ありきではない」と村長が村長選挙などで常々訴えていたこととは裏腹に、宿泊税で進んでいるとの印象がぬぐえない内容でありました。この会議の内容を多くの人に知ってもらいたい、特に財源検討委員会に対する要望書に署名した270名には知らせるべきだとの意見が傍聴していた人からありました。

今回の一般質問では、9月定例会で時間がなくてやり残した質問、そして11月19日に行われました第3回財源検討委員会及び第2回観光地経営会議を中心に、今後どのような形で計画を進め、どのように意思決定に至るおつもりなのか、その方針を伺いたいと思います。

1番、観光地経営計画は、現在、PDCAサイクルのどの段階にあるのかを伺います。

2番、白馬村観光地BCP計画、日本名で言いますと事業継続計画の必要性和予想される費用について伺います。

3、第3回の財源検討委員会前に行われたワークショップ開催の経緯、今後の協議すべき内容と日程を伺います。

4番、観光局の過去と現在の役割、観光地経営計画の中で果たすべき役割を伺います。

5番、村長公約の魅力ある観光局への改革の具体的な内容を伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 伊藤まゆみ議員から、観光計画と財源検討について5つの項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の観光地経営計画は、現在、PDCAサイクルのどの段階にあるのかについてですが、観光地経営計画の進捗管理を行うべく開催をされている観光地経営会議については、ことし、3年目を迎えております。観光地経営計画では、2018までを前期、2019、2020年の中

期、2021から2025年までを後期とした10年計画としているところであります。

中期での予定を紹介をさせていただきますと、観光地経営計画の一部見直し、経営指標の拡充の検討、プロジェクト等は進捗状況、社会環境の変化に即して検討することとなります。

現在、観光地経営会議では、経営指標取得のための調査、この3年間に行われた既存事業の整理及びその評価を行なっております。来年3月の経営会議において事業の評価を行い、中期へつなげたいというふうに考えておりますので、現在はチェックの段階にあると思います。

2点目の観光地BCP計画の必要性と予想される費用についての質問であります。これまで1年半にわたり研究会を重ねてまいったわけですが、この研究会では、まず計画呼称をBCPからDCM、デスティネーション・コンティニューティ・マネジメントとし、危機・災害後にもとの状態に戻すことを目的としたものではなく、復旧・復興の過程の中で持続的に見直し改善等を行いながら発展をさせていく、マネジメント、プロセス全体を指すものと定義をし、このDCMを観光地が危機・災害の発生による観光地の減少等により受ける負の影響を低減をし、地域を持続的に発展させていくことを目的として行うマネジメントプロセスと位置づけ、いかにして観光地の観光事業者が受ける影響を小さくするかを他地域の取り組み等も含めた中で研究をしております。

今後の展開といたしましては、このDCMの考え方や必要性を村外に発信をし、観光客の避難誘導と情報収集、発信の体制に着目、現行の地域防災計画にない内容を抽出、または民間事業者の防災マニュアル等の調査を行い、成果物を観光地域防災マニュアルとして取りまとめ、地域防災計画の附属資料として整理をするとともに、復旧、復興期に必要な取り組みについての別途計画の策定、演習、教育等の検討をしております。

共同研究費用につきましては、この2年間、300万円ほどの支出をしているわけですが、このBCPを改め、観光地DCM計画の研究成果を形にし、災害に備える観光地として、白馬村をお客様に選んでいただける一助になればというふうに思っております。お尋ねの予想される費用については、研究成果をしっかりと吟味した上での検討となりますので、現状では予測しておりません。

3点目の財源確保検討委員会のワーキンググループの開催についてのお答えをいたします。

観光財源の件等については、村内でもさまざまな意見があることは承知をしております。7月10日には、主に宿泊施設の方々から観光振興のための財源確保に関する要望が検討委員会の下村会長宛てに出され、用途の明確化や時間を重ねた議論を求める意見があったところであります。

これを踏まえ、検討委員会ではワーキンググループを設置をし、村内のさまざまな分野の事業者の方々にお集まりをいただき、それぞれの分野での課題や財源の必要性などを深掘りすることといたしました。ワーキンググループには、村内の検討委員会の委員、観光地経営計画策定委員会のワーキンググループに参加された方のうち、今回も参加意向があった方に参加をいただきました。

これまでにワーキンググループは10月2日に開催をされております。第1回では、新たな観光財源の用途、観光財源の基金化、観光財源の確保と策について議論がなされました。第2回では、

観光財源の確保策と基金の使途を決定する組織について、さらに掘り下げた議論がなされたところ  
であります。

今後は、ワーキンググループで協議する内容や日程は検討委員会の議論がどのように進むのかに  
より変わってきますので、現時点では未定であります。検討委員会での議論を受けて、さらにワ  
ーキンググループでの議論を行う必要があると考えられる場合には、委員の方々の意見を踏まえて  
協議内容や日程が決まっていくものと考えております。

4点目の白馬村観光局について、地域のトップランナーとして観光振興を牽引する組織という位  
置づけは過去と現在もその役割は変わっておりません。観光振興の手法は、ツーリズム業界、マー  
ケティング戦略やテクノロジーの進化によって時代とともに変化をしており、今年度はよりデジタ  
ルプロモーションに注力をし、ソーシャルネットワーキングを活用しながら、幅広い世代、特に若  
年層に向けたアプローチを展開をしております。

観光地経営計画は、村、観光局、その他の観光事業者や団体を含めた多様な主体の参画により、  
マウンテンリゾート白馬を目指していくものです。この計画の中では他の観光事業者とは異なり、  
観光施設を持たない組織としてかかわっている観光局ですが、村内民間事業者との協働による国内  
外への白馬ブランドの発信、現地プロモーション等、白馬にお越しいただくお客様とのコミュニケ  
ーションの担い手として、非常に重要な役割を担っております。今年度においても、計画にうたっ  
た観光情報の一元管理、提供に資する事業として、アプリ開発に取り組んでいるところであります。

最後に、魅力のある観光局への改革についてのお尋ねであります。まず、9月議会の一般質問  
において、私が観光局の代表理事になる考えはないのかという問いに対し、局理事会の意向、意見  
を聞きながら考えたい旨の答弁をいたしました。その後、理事会の意向として、村長に代表理事を  
務めてもらいたいとの意見を頂戴をしております。私としては、将来的には観光に精  
通をした民間の方が担うべきであるという持論は持っておりますが、白馬、小谷、大町の3市村に  
またがる地域連携DMOの発足を控え、白馬バレー全体の観光振興が大きな転換点を迎える中にお  
いて、村長みずから観光立村白馬を牽引をしていく意義も大きいことも理解をしております。

白馬村観光局は、現在、地域DMO候補法人としてさまざまなデータの蓄積を観光課とともに  
行っており、そのプロモーション手法もインターネットを使ったマーケティングを中心として変化  
を続けております。来年春の3市村DMOの発足も白馬村観光局はその重要な旗振り役として自治  
体の枠を飛び越えて、白馬バレーエリアのブランディング、国内外を通じたプロモーション戦略を  
牽引するような存在となるような変革を図りたいというふうに考えているところであります。

また、三市村DMOが発足する中では、局の業務や組織のあり方についてもあらためて検討して  
いく必要があるというふうに考えております。もう少し具体的な事業でいえば、観光局では、今年  
度第15期から活動方針に観光客を目的別に分類をし、分類ごとにターゲットを絞り込み、ターゲ  
ットごとのプロモーションを行なっていく取り組みを行っております。

このように、やみくもに宣伝を打つのではなく、戦略的な取り組みをすることも変革の第一歩かと存じますし、何より願うのは、これらの活動により白馬の観光が活気づき、観光局の存在が評価され、会員が増加することであります。

以上で伊藤まゆみ議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

すみません、貴重な質問時間、訂正をさせていただきますが、3点目のワーキンググループは、10月に2回を開催でありますので、10月2日ではありませんので、訂正をさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** ご答弁ありがとうございました。やはりちょっと時間を計算しておりますので、もしそういった時間をとられるようでしたら、できましたら延長していただきたい、そのように思います。

まず、具体的な質問に入る前にお尋ねしたいことがあります。前回の一般質問ですが、私時間がなくて最後までいけませんでした。それで、最後の質問になりました観光地経営計画の重点プロジェクト等を具体化した後に財源の検討をするようになっているのに、財源の検討が先にきていないかという質問を副村長にいたしました。その答えが延々と続きまして、次の予定していた質問ができなくなりました。いただいた答弁は残念ながら的を得ないものでありました。この一般質問も住民の血税で賄われております。私たちは住民の代表としてこの場へ立っておりますので、私たちの後ろにいる住民のために、彼らが聞きたい答えを簡潔に重点で答えていただきたい。そうしていただけますでしょうか、副村長。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 何に対して答弁をすればいいのかよくわからないのですけれども、観光地経営計画を進めていく中で、先にプロジェクトの詳細を詰めてから財源の検討ということでございますけれども、観光地経営計画の中で、平成29年度より観光財源のところの検討ということはやっていくというスケジュール感に当初よりなっておるといふふうに認識しております。

それから、観光地経営計画の中に定められたほかのプロジェクトですけれども、他のプロジェクトに関しましても、もちろん多々あるとは思いますが、財源を伴わないとできない事業というのはたくさんあるものと思われまして。

ということからすると、ほかのプロジェクトに先立って、あるいは同時進行で財源のところを考えていくというのも、この観光地経営計画の実行性を持たせるという意味では必要なことではないかと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 今質問した内容がわかっていただけなかったようで残念であります。この前のテレビを見ていた方が「時間を延ばしているようだった」と、「まともな答えが返ってこない、いらいらする」、そのような意見をいただきました。ですから、このように質問をさせていただきます。

した。

では、具体的な質問に入らせていただきたいと思います。

お配りしました私の配付資料、添付資料なんですが、残念ながら急いでつくったせいか3カ所ほど間違いございまして、訂正させていただきたいと思います。

まず、2ページ目の四角の各者の活動の寄せ集めという赤の字があるんですが、その隣の下にプロジェクトというか事業がたくさん入っているんですが、一番下の八方尾根索道事業者協議会の中の17、18、これ、18から19です。リーゼンコースのこれ、下部ってありますが、これ中間であります、すみません、申しわけありません。それと、その次のページ、3ページの右の四角の中の参考と進捗評価ではというところですが、4の1の①、2行目の多様化による構想力強化とありますが、こちら競争力の間違いです、申しわけありません。以上の3点、訂正させていただきます。

それでは、こちらの資料に沿いまして質問といいますか、説明させていただきたいと思います。

まず、この資料なんですが、ドラッカーという方が書かれた公的機関成功の6条件にのっとって作成しております。このチャートですが、こういうふうに本来ならしたらよろしいんじゃないかというのをまとめていただきました。白馬村観光地経営計画に見るプロジェクト運営の問題点ということで、1番目、外部委託でつくった立派な経営計画ではあるが、実行体制が全くできていないということで、全くできていないところがこのチャートのステップの具体的に言いますと4から7、ここが全くできておりません。

それで、その前の段階でなんですが、すみません、その次に具体的に数値目標を設定し、施策を絞り込むべきというふうにあります、2番目の事務局の設定の段階から、この現状としては経営会議に全員が責任を持つ体制、責任の所在が不明確で、いわゆる誰も責任をとらない体制になっております。

その右ですが、こちらは事務局です。継続したフォロー責任者の認定、こちら、観光課の場合は2年、3年で課長がかわったり、係長が関わったりしております。ですので、今担当している課長も係長も、経営計画の策定時にはここに関わっておりません。ですから、これは大変まずい状況だと思います。誰が責任をとるのかというのが全く不明確であります。

その次の3番目ですが、現在の経営計画は表現が抽象的であり実行不可能。これは3ページを見ていただければわかると思いますので、見ていただきたいと思います。

その次の4番目、実行計画立案、既成の活動をまとめただけ、体系的な活動になっていない、これは2ページなんですが、こちらは後で具体的に説明したいと思います。

先ほど申しました5番目、ワーキンググループ、これは具体的には、このプロジェクトの中ではプロジェクト推進チームというふうに命名されているかと思います。それが組織されておられません。ですので、これ、事業をやれといっても非常にできない体制になっております。

また戻りまして②なのですが、現在は経営計画とは無関係に進んでいた事業の寄せ集めになっている。これは先ほどの2ページなのですが、3番目、ワーキンググループ、すなわちプロジェクト推進チームが組織されておらず、定期的なフォロー会議がフォローすべき場になっていない。フォロー会議というのは、観光地経営会議のことです。うまくいっているとの意見、これは下村会長もそうおっしゃっていましたが、これには同意はできません。

4番目、21世紀に動向であるスキー客減少、インバウンド増加、ネット社会に対応した従来の組織運営方法の変革、要するに、従来の組織である観光局にもメスを、すなわち経営計画に入れるべきではないかと思われま。

5番目、ワーキンググループを前提とした実行計画を明確でない段階で財源の検討をするのは時期尚早。投資、経費、補助金対象を区別した予算書が必要となるということになります。

それでは、先ほど飛ばしました2ページなのですが、こちらは11月19日に行われました観光地経営会議の資料です。

ここにありますように、各者の活動の寄せ集めでありました。具体的にはここに書いてありますので、皆さんで見ただけであればいいかと思いますが、こちら各企業団体が独自に自費でやっている事業かと思われま。ですので、こういう出し方をすると、予算をつけているのではないかというふうに誤解を招く恐れが非常に大きい。

そして観光局ですが、白馬 Alps 花三昧、サイクリングツーリズム、DMO候補法人登録というのが進捗状況のシートの中に入っておりました。村としてはこの辺はいいかなものかと思いますが、第2期白馬村食育推進計画策定、環境審議会、圃場整備事業、その他としては高校生ホテル、違法民泊対策、平川観察、あづみのセンチュリーライド防災ツアー、こういったものが評価シートに入っておりました。

そこでお聞きしたいんですが、こちら財源、今ここに載っている財源というのはどのような形になっているのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 実際、実行している事業についての財源はそれぞれの事業主体が負担しているということになります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** そうしますと、今後はここに載せてあるということは、これらの事業に対して補助金あるいは何らかの支援を行なっていくという予定なんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 冒頭副村長が申し上げたとおり、それは事業の内容によっては支援していくこともやぶさかではないと考えております。

それと、2ページ目に各者の活動の寄せ集めという言い方で、何か非常に寄せ集めがいけないか

のように書いてありますが、前回答弁したときに、観光地経営会議の運営の中で、それぞれ戦略に基づいて村内で何が行われているのかをまず拾い出さなきゃ何も進まないということで、各事業主体に照会をした結果を一覧表にまとめたものであります。それを寄せ集めといえれば寄せ集めかもしれませんが、若干ちよつと言い方が違うのかなというふうに思われます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 先ほど私がこの資料を出したいと事務局とか議長に出しましたときに、この2ページのこの部分なんですけど、これが観光地経営計画に載っているのか、こんなの出していいのかというふうに言われました。これ載っていないと思うんですね。ですから、このプロジェクトは、現在、観光地経営計画とは別に進んでいるものであると考えます。これを、言ってみれば、こういうふうに進んでいるんだよと言っているんですが、財源検討委員会の財源は何を根拠に要求されているのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 財源検討委員会の財源の使い道というところのご質問かと思えますけれども、第1回のところで財源確保できた場合の使い道としていろいろ出ささせていただいておりますけれども、そのところの今後こういうところに使っていくというものは、これまでの観光地経営計画に載っているようなものもありますけれども、今後、村ですとか観光局ですとか、各民間の事業主体において進めていくべきであるような内容、そして、それに対して何かしら財源が必要であろうというものを載せさせていただいているということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 先ほど飛ばしました資料の3なんですけど、これは具体的なプロジェクト名が入っております、具体的ではないんですが、言ってみればこの内容ですね、核となるスキー場と宿泊再生プロジェクトとかの中に、1、2、1、2と4つあるわけですが、宿泊施設のサービス形態見直し多様化による競争力強化というふうに書いてありますけど、これ抽象的で、いつどこで何を達成するのか明確で全くありません、実行不可能であります。この計画に対して予算がつくということはほぼあり得ないし、幾らかかるかもわかりません。

そもそも、その次のページの観光地経営計画の中で言われているプロジェクト推進チーム、この前、2回のワーキンググループがあったと言いましたが、あの方たちは意見を述べただけで、本来ならば彼らが中心となり、策定委員会が中心となりプロジェクト推進チームをつくって、ここが具体的にどんな作業をするか、どんな目標を持ってやるか、数値目標はどのくらいかということをやすべきところであると思います。ここが組織されていません。それなのに財源が必要ということがありますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** まず、最終ページのプロジェクトチームについては、それぞれ戦略ごとに

プロジェクトチームをつくりながら、どのように進めれば効率的な手法により施策が実現できるかというものでありまして、全てが財源、財源というものではないということをお断りさせていただきます。

1 ページ目の評価にもあるとおり、これが全くできていないということでもあります。確かに、当初この計画をつくったときのような構想による推進チームというのはなかなか立ち上げが難しいというのも事実ですが、例えば、これとまったく同じような形態にならなかったかもしれませんが、サイクルツーリズムでありますと、リーダー的な者がいて、それぞれ施策を展開しておったり、2次交通の充実という中では、地域公共交通会議の中でも観光に対する2次交通の検討委員会等々でいわゆるプロジェクト推進チーム的な活動は全くしていないわけではないということを取りあえずお断りしておきたいというふうにかんがえます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 今2つ挙げていただいたサイクリングと公共交通、こちらのほうは行政が主体となってやっております。私の考え方ですが、この観光地経営計画は、民間、住民、事業者、この方たちが中心になって、自分たちが何が必要としているのか、何があればこういう理想的な白馬村の観光ができるか、そういうものを追求していくものだと思っております。ですから行政がやることではありません。

これは皆さんが黒子になって、やっていただくものだと思っています。ですから、はっきり言って、民間のプロジェクトチームはつくれていない、そう思いますがいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** その点についてはおっしゃるとおりかと思えます。ただ、サイクルツーリズムについては、それぞれ民間の方々と協働しながら取り組んでいるということもあるので、一言お断りさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 民間の方といっても一部の方ではなくて、これを村ぐるみでやっていこう、みんなが知って、みんなで協力してやっていこうというものにしていただかないと、なかなか観光の再生というのはできないのではないかと私そのように思います。

先ほどの財源のことでもありますけれども、唯一、財源がここに使われるのではないかというのを発見いたしました。これは無電柱化推進計画であります。この中に平成32年から予算化されております。

過去の一般質問の答弁の中で、使途の優先順位は財源検討委員会で決めるというふうにおっしゃっていたかと思えますが、この無電柱化計画は、検討委員会の中で優先順位が高い、そのように決められて、こういった計画の中に入っているものか、その点を伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 財源を確保できたときのその誰が優先順位を決めていくのかという話ですけれども、まずはその検討委員会のところで大枠の方向性をとというのはあるでしょうけれども、その後、仮に何かしらの財源が確保されたときには、そういったものの財源の管理ですとか、使途の使い道を決めていく組織のあり方というのがまたこれは新たに考えないといけない事項なのかなというところで、今、検討委員会の中で、まさにその組織をどういうふうにつくっていくのか、あるいはどういう組織がその使い道を決めていくのかという議論をしているところであります。

その上で、無電柱化のところでございますけれども、無電柱化の推進計画のところには、確かに無電柱化に対するその財源を充てるということとして書かせていただいておりますけれども、そこはあくまでも仮の予定ということでございまして、今後の財源がどのように確保されるか、それに対して、無電柱化に対してそれを充てていくのがいいのかといったところの議論も当然これから必要になってくるのかというふうには考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 無電柱化推進計画の中に伴う財源計画で、もうすでに平成32年には500万円、36年からは1,000万円という形についております。これはやっぱり後先、逆だと思います。こういったことをやって、もう財源ありきで進んでいる。最初の段階では財源ありきではない、もしかしたらやらないかもしれない、そこまでおっしゃっていた。しかし、もうありきで進んでいる。

しかも前回、3回のときは宿泊税がメインでありました。残念なことに、この財源検討委員会第1回、第2回というのは、委員の皆さんからすごくいい意見がでていたんです。とてもいい意見が出ていました。例えば、何をいつまでにどうするかということではなく、今後の方向性だけで税を取るのには乱暴だ、まさに住民の意見であります。具体的にどういう事業を進めていけばいいのか、その検証がないのではないかと、第2回でこんなふうに言っていました。

そして、第1回の小磯副会長なんですが、小磯副会長の場合は実績があるということで、阿寒湖温泉では2010プランという10年間の計画をつくったと。住民の方々と一緒にこういうまちづくりをしたい、そういう手づくりのプランをつくった。そういつているんな議論をすると、議論をしながら何をしなきゃいけないかというものが見えてくるわけです。これをやると、この時期すごく魅力が出るだろうと、そこから財源確保の必要性を地域全体で共有していくことが大切だと、重要だと思います。議論の積み重ねが大事だと言っておるわけです。

また第2回の杉山委員からは、こちら商工会から要望書が出てきた。その中で、要望書の内容を4ページだけでも、短く答えております、要約しております。

その1番目が、21世紀白馬村観光の飛躍に向けてを策定してからの観光局の立ち上げから現在までの観光局や観光農政課の取り組み状況の検証が必要だ。

2番目、観光関係産業からの十分な意見聴取がされたか。

3番目、他産業との連携、農業と観光が成り立つ仕組みづくりにより村内経済の循環を図る6次産業の創設。

4番目、どの事業にどれだけ費用を掛けるのか。その効果はどうなるのかを示していただきたい。

こういった意見が出ていたにもかかわらず、第3回では一転して、財源確保方法の議論から始まりました。しかも宿泊税になってしまっていました。それとなぜかといいますと、議長をやられた方が欧米との比較でプロモーション費用は宿泊税で賄っているというようなことが強調されたため、宿泊税ありきではないか、そのような印象を受けたわけであります。

どうしてこんなふうになるんですか。それまでの議論を全く無視しての議事進行でありました。焦っているような印象を受けたんですが、時間制限があるんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 委員会の議論の内容がどういうふうに進むのかというのは、私どもでどうこうと言えるような内容ではありませんので、そこに対してなかなかコメントはしづらいところとありますが、第1回、第2回と議論をしていきまして、その上でワーキンググループというの2回いたしました。

観光財源の議論にどうしてもいってしまったということをおっしゃいましたけれども、そもそもその観光財源を確保するためのどういうふうを考えるのかという検討委員会ですので、そこに話がいってしまうというのは、それは、それがそもそもの目的なのかというふうには思っております。

宿泊税に限定された議論だったのではないかといいるところではありますけれども、まだ第3回ということですので、今後、またそれ以外のところも議論がされていくのではないだろうかと思っております。時間制限があるということとはまた違うのかとは思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** いきなりここに行くのは乱暴だとやはり思ったわけであります。1回、2回のいい意見をまるで無視して、スルーして、ここに財源をどうやってつくりましょうというふうになっていました。これはとても乱暴だ、ほかの方からもそういうふう意見が出たかと思えます。

それで副村長は国、総務省からお見えになっているわけですが、この件で総務省とのやり取りはあるんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** まだどういうふうな財源を導入するかという段階には至っておりませんので、例えば宿泊税がどうだとか、では、ほかのその目的税がどうかというふうなことに對して、具体的に何かやり取りをしているということはございません。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** そうすると、総務省のほうから何らかの形で財源を確保しろというような指示があるということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 全くございません。

議長（北澤禎二郎君） 質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうですか、ちょっといろんな報道とかがあったものですから、そういうところがあるのかというふうに思ってしまいましたが、副村長は地方創生の人材派遣かと思います。これから人口はどうあっても減ってまいります。そうすると、どんな社会、地域を目指すべきかと思われませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） すみません、そもそもの通告のあった内容との関連なのかというところがちょっとありますので、ご確認いただけるでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 質問の趣旨がちょっとうまく伝わっておりませんので、人口と観光のことについて、どちらのことを指しているのか。もう一回お願いします。

第5番（伊藤まゆみ君） 人口、要するに観光を活性化、活性化という言い方はよろしくないかもしれないですけど、例えば、今まで右肩下がりであったスキー産業、もしくはグリーンシーズンをどのようにやっていくかというところで、そういうことをやることによって人口がふえる、要するに地方創生になるんだという考えでいらっしゃったのではないかと思うんですけども、そんな中で、国としてはどんな社会、地域を目指せば、そういった地方が活性化、創生するのかという、そういうアイデアがあるのかということを知っているんですが、通告にないからだめだということであれば次にいったほうがよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 観光計画と財源検討についてということで通告でいただいておりますので、それに関連した形でお答えさせていただきますと、これからその地方がどういうふう生きていくかというのは、それぞれの地方で異なるところだというに思いますけれども、やはりその地域の産業というのがこれから人口が減っていく中においても、それを維持しないといけないと。どういうふう維持発展させていくのかというところが一番必要なところではないのかなというふうに思います。

それは国がどういうふう考えるかというよりは、その地域で異なる実情があるものというふうに思われますけれども、その点において、やはり持続的に観光をどう発展させていくかということ、この白馬村においてもやはりしっかりと考えていく必要があると。そういった中でこの観光地経営計画が定められたというところがあり、その先の各プロジェクト、財源を含めた話というのがあるのかというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

第5番（伊藤まゆみ君） そうですね、私、これいろんな方が人口減少社会でどう地域が生き残って

いくつかということをおっしゃっているんです。まず一番多く言われているのが、住民自体が考える、自分たちでやっていく、要らない事業は切り捨てる、必要なものだけやっていく、だから住民自身を考え、選択していく、そのことが大切だと言っております。そうすると住民参加というものは非常に大切であります。もう行政ではできないんです。

先ほど2つ、サイクリングと公共交通のこと出されましたけれども、ほかのことはもう民間とか住民がやっていくしかないんです。それをどうやって皆さんがサポートしていくかということが求められているんです。そのときに一番大切なことは、やはり住民の皆さんが自分たちで選択することなんです。そこにかかわっていくこと、それがないとやれません。

なぜ21世紀、この前、先ほど出た平成13年にやったのがだめだったか、上からの押しつけだったからです。皆さんが考えて、これをやろう、あれをやろうって決めたことじゃないんです。これからはそういう社会状況ではうまくやっていけないんです。だから、みんなに集まっていただく、だからケーブルテレビに出してほしい、そう言ったんです。ケーブルテレビ、出さないのはなぜですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 観光財源の検討委員会のところのお話かというふうに理解してお答えいたしますけれども、その会議の内容というのを幅広く村民に知っていただくということも委員のおっしゃるとおり必要なことなのかと思っております。

ただ、一方でこれはなかなか委員の方からもお話がありますのは、なかなかこのオフィシャルな会議の場でマスコミも入れてというふうになると、なかなか率直な話、しっかりしづらいということも実際に意見としては伺っております、そういったことも踏まえて、これはどういった観光財源のあり方を調査、審議をしっかりとしていくという委員会ですから、そのところをしっかりと率直な視点で調査、審議していただくという観点も踏まえて、ケーブルテレビは現在のところは入れさせていただいておりませんが、ただ、最終的なところ、資料、議事録等のところではしっかりと公開させていただいておりますので、そういったことをご理解をいただければというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 12月2日、行われました景観計画では、一から十まで最初から最後までケーブル入っていました。中にはかなり言いにくいことを言っていた方もいらっしゃいました。

先ほども申しましたように、第1回、第2回、委員の皆さん、本当にいいことを言っています。本当に住民を代表して言っている。そういう方たちが何を言っているかやっぱり見ていただきたい、聞いていただきたい、どういうことを考えているのか。そこが広まらないと、こんな計画、絶対無理です、私はそう思います。

ワーキンググループのメンバーですけれども、この方たちは、これまで2回集まっていたいたワーキンググループの方たちですけれども、この方たち、観光経営計画の中のワーキンググループの方ですよ。なぜこの方たちなんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** この観光財源の検討自体が先ほど申していますとおり、観光地経営計画にのっとったものとしてやっております、そういった観点から観光地経営計画のときのワーキンググループのメンバーの方に声をかけさせていただいているということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 私だったら要望書を書いていただいた方、271名、270名ですか、私まで入れて271名だと思うんですが、この方たちに無作為に集まっていただきます、私だったら。それでどう考えるか、どうしたらいいか。

あの観光地経営計画のワーキンググループ、この中では広まりません。いかに多くの人に参加していただくか、このことが成功の秘訣だと私は思っています。ですから、とても残念です。

ただいま出てまいりました要望書なんです、これはどんなことを要望されているのかと、先ほど村長が言ったかと思われませんが、2点だったと思います。使途の明確化と時間をかけてやってくれということだったと思います。ニセコは2%ですか、その宿泊税といいますか取る予定をしていますが、これは3年間かかっています。そして実施するのは来年の11月です。これ、副村長どのくらいかけてやるおつもりですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** スケジュール的なことで申しますと、この検討委員会の議論自体は、恐らく今年度末ぐらいをめどに出されるのではないのかというふうには考えておりますけれども、ただ、それはあくまで検討委員会としてどういうふうにか考えたかというお話でございます。

その後、それを受けて、では村としてどう考えるのかという検討がさらにあるものというふうに思いまして、最終的にどうするのかという結論までは、なかなかこの段階で、じゃあ、いつやりますということまでは申し上げられませんし、それはそのやる内容によっても変わってくるものと思われまますので、そういったことでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 要望書なんです、この検討は、要望書の中の検討というのは、言われていたことの検討はされたんですか、委員会の中で。財源検討委員会の中で、この要望書の内容は検討されましたか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 第2回の検討委員会の中で、その前に要望書が届いておりましたので、その場で要望書に関しては、各委員の方々にお配りをさせていただきました。そういう意味で、委員の

方々におかれては、その要望書というのはしっかり中身見ていただいたというところでございます。

その後のこの内容について検討したかという話でございますけれども、先ほど村長答弁にもありましたとおり、一番大きなところ、使途の明確化や時間を重ねた議論、慎重にやってほしいという意見があったというところを踏まえて、ワーキンググループを設置して、さまざまな分野の事業者の方々にお集まりいただいて議論をさせていただいたということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 要望書を提出された方と会う機会がありまして、返答、この回答はいつくるんだ、全く何の返事もないと言っていらっしやいました。

例えば、これ、宿泊税になった場合、徴収義務者は宿泊業者ですね。例えばの話ですので、そうなるかわかりませんが、有名な中日の星野監督、「プレイヤーがその気にならないチームは勝てない」、この人たち、271名の方たち、要望書出したこの方たちを無視して、例えば宿泊税になった場合、うまくいくと思いますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** そこは議員のおっしゃるとおりだと思ひまして、プレイヤーの方々、実際の当事者の方々がその気になるような制度でないと成立はしないのだろうというふうには思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** そうしますと、要望書に対しての回答というのは、近々返答する予定というふうによろしいですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 要望書というのに、通常その回答をするものかどうかというのがありますけれども、そこはその検討委員会としてどうしていくんだというお話ですので、ちょっと私のほうからは答弁はできませんが、少なくともそういったことを踏まえて、今後も検討がなされるのではないかとこのように思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** なぜ要望書を出したかっていうところなんですが、これ行政に対する不信感があると思うんです。要望書が詳しくどういった意見があるかも読んでいらっしやらないかもしれないけれども、これ何に使うんだっていうの、やっぱり一番多いんですね。あと自分たちの給料に使うんじゃないか、そういったことを書いてある、言っているわけです、皆さん。

だから、ここでやっぱりこの不信感をどうやってぬぐうかっていうところなんです。それでやっぱりこういう形でやっていたら不信感は解消されません。どうあったってされないですよ、情報を隠す、返事をしない、どう思いますか、反対の立場だったら。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 先ほどお答えしたとおりになりますけれども、検討委員会のほうでそういう

要望書の事項を踏まえた検討が今後もなされるものというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 丁寧にやっていただきたい。やはり副村長の場合、来年の7月までというのがあって、そこで急いでいるのじゃないかというような気がいたします。ただ、こういうセンシティブな問題は期限を区切ってやることではないと思います。

ですから、やはり皆さんの理解を得る、下村委員長が第2回のときに、住民の方に浸透が十分でない、スケジュールを含めて気持ちよく皆さんに理解していただくための状況づくりを事務局がやってくれと言っているんです。それをちゃんとできているかということなんです。

ちょっと時間がないので、次に、観光局のことについて移らせていただきますが、いろんな要望の中で、やはり観光局と観光課とのすみ分けができていない、観光局を何とかしろってような意見が多かったかと思います。

観光局の会員状況なんですけど、やはり特に宿泊施設は減り方が激しい。やめた理由の統計というのはとっているんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** ちょっと観光局の内部、かなり細かい事案になりますので、私の知っている限りになりますが、それぞれ退会届を出すたびに理由は書くことになっておりますので、それを集計すれば、そういったものになるかと思えます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 私が観光局からいただいたデータの中には、そういったやめた理由というのは具体的には入っておりませんで、廃業というのだけありました。ただ、前回の課長の答弁ですとオーナーの高齢化で廃業する人もいるということですが、そればかりではないと思います。

結局、改革といっても、前回やった改革というのは会費を半分にした。会費を半分にしたらけれども、全く改革はできていないと、会員は減り続ける一方だということであります。局の予算はその反面半額になったわけでありまして、この部分を補うために財源の検討を始めたんじゃないかということ聞いた方もいらっしゃいます。

観光地経営計画じゃなくて、観光局を改革、もう何年か前とはプロモーションのあり方も違ってきている、全て変わってきている、その中で、観光地経営計画の中で、なぜ観光局の改革、観光局を挙げなかったんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 観光地経営計画の案においても、もちろん組織に関する記述はございます。

ただ、観光局という固有名詞が入っていないだけで、そういった組織の見直し等については、もちろん計画の中にはうたい込んであるというふうに認識しております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** これも前回の答弁でいただいたわけですが、観光局長が何のためにあるのかっていう、アクティビティーのインターネットに入れて配信するというか、そういう形だったかと思いますが、それを入れて何のためかっていうと、お客様の満足度を上げるということだったと思います。

しかし、観光局会員の満足度がわからずに、世の中一般にいるお客様の満足度がわかるんですか。私、こここそが観光局、アンケートをとって、どの程度満足しているのかっていうのを調べて、毎年やるべきだと思いますがいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** おっしゃったご意見については、観光局のほうの会員にでも伝えてまいりたいと思っております。

一番の希望は、皆さん会員になっていただいて、総会でご意見いただくのが一番伝わるのかなというふうに感じております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁を含め、あと5分です。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** 何年か前なんですけど、上勝町というところの葉っぱビジネスを視察に行きました。そのときに、いろどりっていう会社なんですけど、ぜひ、ここを参考にさせていただきたいと思います。

こちら、私たちが耳にしたり目にしたりするのは、前面に出てくる方として、この方たち、おじいちゃん、おばあちゃんたちです。でも後ろにいるのは、いろどりっていう会社なんです。彼ら、黒子に徹して、徹底的に情報をこのおじいちゃん、おばあちゃんたちに流しています。

局が、また前回の答弁なんですけど、局はお金を稼ぐところではないとおっしゃっていましたが、もし局がお金を稼がないならば、お金を稼ぐ人たち、事業者ですよ、観光局の会員ですよ。こちらを徹底的にサポートする、情報を出す、これが観光局の役目だと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 間違った考え方ではないと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番（伊藤まゆみ君）** まず、その段階で観光局は、やはりこの観光地経営計画と同じように数値目標を持っていたかと思いますが、観光局の会員数、特に宿泊業、ここが一番減っていますので、村内の宿泊施設の50%の会員獲得を目指す、そのようなことは無理でしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 今現在、私の口からは確約できるものではございません。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。伊藤議員。

**第5番(伊藤まゆみ君)** ぜひ、そういう形で観光局、改革していただきたい、そう思います。

今まで申し上げてきました観光地経営計画に関することなんですが、申し上げたいことは3つあります。3つ問題点があります。

1つ、数値目標がない。

2つ、責任者が不在。

3つ、観光局が経営計画の素性に上がっていない、メスが入ってない。

この3つだと思います。ぜひともこの3つを念頭に、計画、財源検討進めていただきたいと思います。

ちょっとまだ時間がありますので、1点だけ皆さんにお知らせといたしますか、お伝えしたいことがあります。

以前に何回か申し上げています無作為抽出で事業評価とかに関わったりですとか、予算算定の段階でホームページで皆さんに公表している我孫子市の元市長なんですが、福嶋浩彦さんという方なんですが、この方が職員の方に行っていることでもあります。

1つは、この場合は市役所職員ですけれども、1つは、国県の言うとおりにしないこと、自治体は市民から出発するもので、国県の支所ではない。

2つ、前例どおりにしないこと、大きく変化する場合、前例をどう変えるかが問われる。

3つ、周りの自治体と横並びにしないこと、よいことはまねをすればよいが、他自治体もやっているからという発想では思考停止に陥ってしまう。

ぜひ、この3つ念頭に入れて今後やっていただきたい、人口減少社会に向けてがんばっていただきたい、そのように思います。

以上で、質問を終わりにいたします。

**議長(北澤禎二郎君)** 質問がありませんので、第5番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

**議長(北澤禎二郎君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番横田孝穂議員の一般質問を許します。第8番横田孝穂議員。

**第8番(横田孝穂君)** 第8番横田孝穂です。一般質問を行います。

私は、2問の質問でございます。平成30年度の地区役員懇談会、そして村の当面の課題について、2問であります。

始めに、1番の平成30年度地区役員懇談会について伺います。

平成30年度地区役員懇談会は、10月29日から11月19日の間、各地域の集会施設である公民館・基幹センター、また役場において、地区役員のための懇談会が26地区で開催をされました

が、各地区において、地区の課題や要望など、平成29年度や30年度においてさまざまな要望があったと推測されるところであります。また、村における当面の課題について、以下の点について伺います。

始め1番、地区役員懇談会の目的は何であるのか。また、地区の役員のみにした目的は何であるのか伺います。

2番、各地区での事業実績要望や地域の課題解決のために役場に望む多くの点についてはどのような内容か。また、その解決策や地区の要望等どのように行政として応えて対応されるのか伺います。

3番目に、昨年度の地区役員懇談会、広報はくば12月号によれば、地区役員負担軽減のため、役員の削減に取り組みますとありますが、その後どのような取り組みがなされたのか伺います。

4番目、広報はくば12月号においては、各地区共通の課題としてさまざまな課題がありました。よりよい村づくりのため課題解決に取り組みとあります。

少子高齢化による普請等作業要員の不足。次に、少子高齢化による区運営の不安と閉塞感について。次に、区未加入者の防犯灯等区所有の施設利用の不公平感について。次に、若者が村に残れるような仕組みづくりについて。次に、道路・水路等の維持管理。そしてまた、ごみ集積所での地区未加入者への利用対策についての取り組みでございます。

以上申し上げた項目につきまして、具体的にどのように取り組みがなされてきたのかを伺います。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 横田議員から、平成30年度の地区役員の懇談会について、4つの項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の地区役員懇談会の目的は、また、地区の役員のみとした目的は何かとの質問であります。が、目的は、広聴で、住民の行政に対する意見、要望などを聞く活動であります。大北管内では、自治会ごとに懇談会を開催しているのは当村のみというふうに伺っております。予算や地区ごとのバランスも考慮しなければならないもので、要望のあった事業はすぐに実施できないこともありますが、これも広聴活動の一つということでご理解をいただきたいというふうに思います。

懇談会の名称は、地区役員懇談会となっておりますが、出席者の参集範囲は、各地区に判断していただければというふうに思っております。ここ数年の様子を見ますと、住民が参加している地区もあります。地域の意見・要望という点につきましては、役員会などでの決定を受けての要望等となると思いますので、現在の方法で申し上げれば、地区役員の皆様の参加が一般的と判断をしますし、ほとんどの地区が地区役員対応となっているところであります。

なお、地区住民の皆さんとの懇談会を希望するのであれば、私は声をかけていただければ地区に伺いたいというふうに思っておりますので、遠慮なくご相談をいただきたいというふうに思ってお

ります。

なお、公民館のない地域等々もあるわけでありませけれども、特にそういったところにも、要請があれば私のほうから出ていって懇談をしたいというふうに思っているところであります。

2点目の、地区の問題解決については、その解決策や地区の要望等を行政として対応するのかについてでありますけれども、どの地区も、懇談会では、まさに具体的事例を挙げての課題や、地区として本当に困っている事案などが生の声としてお聞きをすることができます。課題や要望にも、緊急に対応すべきものから、相手があり時間がかかるものなどさまざまなものがあり、一律の対応は困難であります、これらについて、行政として真摯に向き合う姿勢こそが大切と考えております。

建設課関係では、各地区ともハード事業は予算等の関連があり難しいことはありますが、昨年度と今年度については震災以前より継続して取り組んできた事業を再開しておりますが、財政的な面から、予算的なバランスを図りながら取り組んでいるところであります。

農政課関係では、毎年度著しい経年劣化が見受けられるものや、自然災害等で営農に直接影響のある被害対策用として工事費をあらかじめ計上しております。その工事費の中から予算と相談しながら地域からの要望にお応えをしております。今年度は、大きなものといましては、かねてから地域より要望のありました直接営農に支障のある水路の敷設替えについて当初予算に計上し対応させていただきました。

なお、この箇所につきましては、現在、入札を終えて工事着手中であります。

今後も営農に支障を来すのを優先に、課題解決に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、水路等施設の長寿命化対策としては、多面的機能支払交付金事業で対応できるものについては積極的に活動組織と連携をして進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の、地区役員負担軽減のための役員の削減の取り組みについてのご質問であります、平成30年度は地区の負担軽減のため、花の里づくり推進委員会と男女共同参画社会づくり普及員について変更をいたしました。花の里づくりは、各地区区長さんを中心に鋭意取り組んでいるところが多いと伺っておりますので、役員名簿からは削除をいたしました。

男女共同参画社会づくり普及員については、役員選出はさせていただいておりますが、区長さん等と兼ねていただいても構わないとお願いをしているところであります。

なお、平成31年度から、農家組合長を役員名簿から削除する予定で調整を進めているところであります。

最後に、広報はくば12月号にありました各地区共通課題に対する取り組みについてお答えいたします。

1つ目の、少子高齢化による普請、作業要員不足ですが、集落支援員の活用のほか、今年度は実

験的ではありますが、大町建設事務所をお願いをし、重機による草刈り等を実施いたしました。

また、ふるさと納税の使い道として地域課題を解決をする法人等が活動する場合、村がクラウドファンディングを実施をし、資金を補助する仕組みを10月より創設しておりますので、活用していただければというふうに住みます。

2つ目の、少子高齢化による区運営の不安と閉塞感ですが、全国的な課題であるというふうに認識しております。昔と比較して、区の行事、村の行事も減少しており、これも人口減少社会ではやむを得ないのかなとも思いますが、私の公約でもある「明るく元気な村の実現」に向けて、官民が協力をし、移住・定住政策等に取り組むことで、少しでも地区に活気をもたらしてまいりたいというふうに思います。

3つ目の、区加入率低下による防犯灯等の区所有施設利用に関する不公平感ですが、5月に、共益費に関し長野県町村会弁護士に相談をいたしました。詳細は、広報はくば6月号、7月号に掲載してありますので、ごらんをいただければと思いますが、凡例として、民法第703条不当利得の返還義務に基づいて未加入者に費用請求を行なった事例がございます。共益費をどのように定義するかは各地区の事情もあり一概には言えませんが、仮に、区から未加入者へ請求することにしても、根拠を求められますので、区の規則等で明確にする必要があると考えます。

4つ目の、若者が残れるような仕組みづくりですが、現在の取り組みといたしましては、創業支援や就職支援を行なっております。創業支援については、商工会と連携の上、創業塾を継続をし、この事業者に対する支援制度やふるさと納税としてクラウドファンディングを活用した事業者支援対策となるふるさと起業家支援が既に制度改正をしているところであります。

また、今議会開会の挨拶で申し上げましたが、新たに地方創生応援税制、起業版ふるさと納税の活用として企業からの拠出をして、白馬村及び個人からの寄附金によるふるさと白馬人づくり基金を設置をし、高等教育機関に進学して学びを深め、白馬村にUターンをして観光関連産業に就業した若者に対して高等教育機関在学中に貸与を受けた奨学金の返還を一部補助する取り組みを開始予定であります。

観光が主産業である本村は、観光地経営計画にもありますように、観光産業の再活性化と安定的な雇用創出、人材の定着・育成が大きな課題だというふうに認識しております。

5つ目の、道路・水路等の維持管理であります。まず村道の維持管理については、通常は月に2回程度、職員による道路パトロールを行い、穴埋め等、簡易な修繕工事を随時行なっているところであります。

村内には幾つかの下線や水路があり、目的もそれぞれに分かれております。道路の側溝等は、雨水等の排水のための水路で、それぞれの道路管理者が管理をし、国・県道は大町建設事務所が維持管理し、村道は建設課で維持管理を行なっているところであります。農道や水路の維持管理といたしましては、引き続き地域におきまして管理をお願いをしたいというふうに考えております。

管理をしていただく中で、施設の破損等により、利用面・管理面において支障が出ている場合につきましては、地域役員懇談会でも結構でありますし、緊急であれば随時区長を通じてご連絡をいただき、共同で対処してまいりたいというふうに考えております。

なお、今年度は、先ほどの答弁でも申し上げましたが、大きな課題の一つとして地域からの声の中から、直接営農に支障のある水路の敷設替えを実施しているところであります。

6つ目の、行政区未加入者や別荘所有者等のごみの収集については、従前に引き続いて八方清掃センターで受け入れを行なっております。今後、利用状況を勘案をしながら、パッカー車待機による拠点回収の強化などを検討してまいりたいというふうに思っております。

横田議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

**第8番（横田孝穂君）** 答弁いただきましたけれども、答弁の中で、地区役員懇談会は担当、三役との懇談会ということですが、いつでも地区に要望があれば伺うというような答弁でありますけれども、この平成25年度以前においては、地区懇談会、地区役員、地区懇談会と称して村民の多くの方が仕事を終えた午後7時から村民の意見や要望を伺い、村政に反映してきた経緯がありました。下川村政が誕生した平成26年度からは、地区役員のみ懇談会に簡素化してきているのが今の現状であります。

このような形では、地域住民の声を聞く機会が遠ざかるかのみで、村民のさまざまな意見なくしては村政に対してますます地域住民の村民との閉塞感は増すばかりかと思われれます。

このような形での地区懇談会で果たして村民や地域住民の意見や考え、要望がわかるはずがないと考えられますので、今後は地区全体での対象の地区懇談会の開催のお考えは村長にあるのかどうか、その辺をご判断いただきたい。判断するのをお伺いいたします。再度お願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 25年前まではという、そういった表現がありましたけれども、私の記憶の中では、地区によっては、いろんな形態がございました。今までは役場のほうに役員の方だけが来ていただいて懇談をしたという経過のようでありましたけれども、私になってからは、もう地区へ出て行って、そして役員の方とさまざまな話をするべきではないかといったようなことで取り組んできたわけでありまして、今回、30地区あるわけでありまして、非常に時間が、1時間という短い中での懇談会ではありますが、その中でも、先ほど答弁をいたしましたけれども、事前に役員の方から区の意見等々、事前に行政のほうへ聞かせていただいて、そして村のほうで懇談会のときに答弁をさせて、回答をさせてもらうという形態をとっているわけでありまして、いずれにいたしましても、今の状況で、先ほど各、他の市町村のほうで、そういった集落懇談会をやっている村は白馬村だけだというようなことを言われておりますが、それはそれとして、地域の住民の声を聞くためには非常に私も今の状況が重要であるというふうに思っておりますので、今後

もこういったことは、役員懇談会という形の中で踏襲をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

**第8番（横田孝穂君）** それでは、意見といたしましては、何事も村民、住民の意見を聞く、耳を傾けることが私は肝要かと思うので質問したわけでございます。

各地区ごとにおいて地区担当役員が現在決められておりますが、その役割は一体何なんのでしょうか。地区3役懇談会の置く、ただ地区懇談会を司会をただするのみの役目であるのか。各地区においては新年度の当初より担当職員の名前は、担当者のお名前はご存じであったのか。また、地区担当職員はその地区、地域のさまざまな相談に乗っての取り組みがなされるための担当職員であるのか、そこが見えてこないように見えるが、その辺につきましてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 地区担当職員制度につきましては、確かにご指摘のとおり、何をやっているのかというご意見をここ数年伺っているところでございます。実際の職務からいたしますと、区長への配り物や、本来であればいろいろな役員との意見交換をするというふうになっておりますが、なかなか、もともと出身の地区であれば地区担当総括職員と相談をしたりということは現在でも活用はされているんですが、やはり地区出身の職員がいない地区についてはなかなか話づらいというご意見もございまして、今は、どちらかというと集落支援員にその辺の役割を担っていただくということで、若干シフトをしている部分がございます。

当然のことながら、地区担当職員については、制度上は残してありますので、集落支援員が預かってきた内容を総括職員または担当課のほうにつなぎ、それを今はお返しするというような形をとらせているというような状況でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

**第8番（横田孝穂君）** いずれにせよ、地区懇談会のことでございますが、地域住民にとっては、地区の課題や要望解決に向けて、一日も早く解決されることを望んでおるわけでありまして、毎年のように同じ方法の連続であるかと思えます。その点についてどのように判断されるのか。

また、各地区からは陳情や地域の要望は毎年のように同じような要望が出されておりますが、一向に解決への道はほど遠い状況であります。やはり松本糸魚川、松糸高規格道路と同じように、毎年同じような陳情というか、要望を上げてこなければいけないのか、その点についてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほども、毎年要望があるという話を一般質問でいたしましたけれども、私も自治会、議会のときからそういった会議に顔を出して、いろんな意見を聞きながら言うわけであり

ますけれども、本当に何とかしてやりたいなという気持ちが非常にありますけれども、神城断層地震のせいにするわけではありませんけれども、神城断層地震で地域の皆さんから我慢をしてもらったというようなことで、今年度はある程度の順次順位を定めながら、舗装等々の対応をしていただいているところであります。例えば、さっきから高規格道路の八方の大橋からの南に向かった舗装の改修、そしてまた瑞穂の、エコランドの舗装、そしてまたの森上の横田さんの地元であります松川橋のあの横澤医院の道路、そしてまた神城に行けば、五竜の道路等々、ほんとに私もこの少ない予算の中で何とか優先順位を決めながら、地域の皆さん方に何とかしたいという思いで、それぞれ建設課に指示をしながら、今取り組んでいるところであります。

言われるように、要望を毎年毎年という、ほんとにそういう言葉には私も同感でありますけれども、予算の中で、そしてまた優先順位を遵守しながら今取り組んでいるところでありますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。

**第8番（横田孝穂君）** 今の要望を毎年繰り返して提出しなきゃいけないか。それをお答えいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 毎年、多分あの区の中でも要望は陳情だというようなことでありますので、毎年上げていただければというふうに思います。わかっているんでいいわという、そういう部分もありますけれども、再度そういったことを授受をしていただき、できるだけ早く皆様方の要望に応えてまいりたいというふうに思いますけれども、現実には先ほど言ったとおりでありますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** はい、終わりました。質問ありませんか。横田議員。

**第8番（横田孝穂君）** やはり神城断層地震も終了したわけでございますので、一日も早く地域の要望は、いち早く取り入れて実現に向けていただきたいと思いますが、今回もこの30年度の地区役員懇談会でこういう、懇談会を希望を辞退された地区が4地区あったということがあります。これは、やはり毎年繰り返して陳情したけれども、なかなかちががあかないということで、それなら何度やっても同じだから、今回辞退しようというのも見えているようにも危惧されますので、村長、全力を挙げて未解決の問題については、事業に向けてやっていただきたいと、こんなふうに思うところであります。

それから、やっぱり各地域によって高齢化とか、草刈りが大変とかってというような地域の要望も今回各地域に行われたはずでありますし、私も参加してみてわかりました。その中で、先ほども村長の答弁の中で、多面的機能支払交付金で活用というような形がありましたけれども、そのことにつきまして、私のほうからちょっと質問させていただきたいと思いますが、ちょっと早口で申し上げます。

多面的機能支払交付金の広域化の必要性も私は早急の課題であると思います。地区の懇談会においても、地区の高齢化により、普請や草刈り、農道整備などが大変であるとのことであります。道路・水路の維持管理においては、当然に多面的機能支払交付金の活用方法も大変重要な課題の1つで、この広域化に取り組んでまいらなければならないわけであります。

また、多面的機能支払いに対する扱いについては、各地域やその団体、地域に任せることなくして、村組織としての一本化した広域化の必要性も重要な1つであると私は考えるところであります。

平成29年度において白馬村内の耕地面積は634ヘクタール、尺貫法で言えば634町歩であります。この多面的機能支払金は、平成19年度より始まっている支払い事業であります。多面的機能支払検知分は、農地理事の支払いである水路の泥上げ、農地の草刈りに1反歩10アール当たり水田が3,000円、共同活動では交付金が10アール当たり2,000円から2,400円、施設の長寿命化の活動では反当たり10アールで4,400円、このような事業を合わせれば、10アール当たり9,800円となり、634ヘクタールであります。白馬村においては、総額では、少なく見積もっても6,300万円もの交付金が受けられるわけであります。

また、保全型対策事業等を入れるとさらに10アール当たり8,000円ほどの上乗せとなってまいります。取り組み方によれば、約1億円をはるかに超える支援金となり、各地区への支援金として各地区の活動としての活用方法が見出されることとなります。村内の全域地区となれば、活動内容や報告書類が複雑化しており、なかなかそれに対して手を挙げる地区は大変難しい問題であります。農林水産省が取り組んでおりますこの事業に対しての行政での一本化した活動組織広域化の取り組みをなぜこまねいているのか、非常に私は疑問であります。これを可能にしていくには、村内の全域地区の担当課において取りまとめができる広域化の必要性が求められてきております。広域化を進めるに当たっては、そのポイントは、その推進役は行政が担うこととあります。例えば、集落支援員を全村的に活用しながら、役場の組織的な主導権が大きく必要と考えられます。

今、県農政部農政整備課においては、これを今推進している段階でございますが、その点についてお伺いいたしますが、行政側ではどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、横田議員のほうから、多面的推進交付金というなお話ございましたが、この過程についてはまた担当課の課長のほうから申し上げたいというふうに思いますけれども、この申請、非常に事務の煩雑化というようなそういった中で、先ほど言ったように、集落支援員というような方をぜひ活用いただいて、そしてスムーズに重要な申請ができるように、そういった取り組みをしてまいりたいというふうに思っておりますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

また、この多面的交付金でありますけれども、なかなか県のほうの審査というか、写真がなければいけないとか、いろいろ金を残しちゃいけないとか、いろんな問題があるわけでありますけれど

も、そんなことを含めて、遺憾のないように、今後地域と取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** 多面的機能支払交付金の交付金化ということにつきまして、国のほうでは確かに推奨していることは間違ひございません。その広域化に関しまして進めているところは、長寿命化、要は施設の長寿命化の分であるというふうに理解しております。区域白馬の農地全域を区域とすることにつきましては、各組織においてそれを共同作業の中で設定していただき、共同作業の部分と長寿命化の部分というところでどうしてもその設定が必要になってきますので、その中で地区のほうでそういった活動ができるのかどうかというところがまた1つの区域の拡大していくための課題になろうかと思ひております。

事務の煩雑化というところにつきましては、当然ながら、農政課の担当職員の方でその事務につきましては指導なり補っているというふうに思ひておりますので、どうぞ遠慮なく担当のほうに、わからないことがあればお聞きしていただければと思ひます。

それと、長寿命化の関係に関しまして、白馬村を一本広域化にした場合に、今それぞれの地域で組織の活動の中で施設整備をしていただいていますけれども、逆に、そこは村全体となりますと順位づけをしていかなきゃいけないというところも出てきますので、その辺も加味しながら、広域化については、本当に広域化がいいのかどうかというところはやはり研究していかなきゃいけないというふうに感じております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

**第8番（横田孝穂君）** 今、担当課長のほうから説明がございましたが、やはり担当課のほうではなるべくやりたくはないというのがご意見であります。今、先日の私研修会で、県の研修会に出ましたところ、ぜひ県のほうとしてはこの広域化に向けて各市町村はやってほしいと。そして、大きな補助金があるんだから農林水産省の補助金を大いに利用してくださいと言っておりますので、担当課長もその広域化については十分検討していただかないと白馬の将来はありませんので、しっかりやってください。

時間がないようでありますので、次の項目に入ります。

2つ目であります村の当面の課題について伺います。

平成6年度において、その両地区、区長との覚書において合意されたとしても――申しわけございません。虎の巻を間違えました。

村の当面の課題について質問をいたします。

白馬村の無電柱化について伺ひいたします。

白馬村では、本年6月に無電柱化推進条例を制定いたしました。村の責務である条例3条では、基本理念にのっとり、無電柱化の推進は総合的・計画的・迅速的に策定し実施するとあります。

村長は、条例では、村の区域における無電柱化の推進に関する計画を定め、遅滞なく公表しなければならないとあります。推進計画について伺います。

白馬駅前無電柱化の実現について、事業者との協議過程について伺います。

次に、南部グラウンド大規模改修工事について伺います。

白馬村の村営南部グラウンドは、神城関係地区の旧有地を借り受け、平成6年4月1日から15年間の賃借契約を結んでおります。平成30年度において約1億2,000万円ほどの予算をかけた大規模改修工事に着手され、本年10月に立派なグラウンドに生まれ変わり、喜ばしいかぎりです。

そこで質問ですが、南部グラウンド村営化に伴う覚書では、賃借契約期間は平成6年から15年間とするとある。既に契約期間が過ぎていて、新たな契約更新をされずに大規模改修工事が行われました。その理由は何であるか。

次に、固定資産税の基礎となる村内所有者不明地について伺います。

国土交通省の調査によると、平成28年度地籍調査では、不動産登記簿上での所有者の所在が確認できない所有者不明の土地は全国にて約20%であると発表されました。税の課税、徴収に問題など生じるなど、また防災事業を行う自治体では、地権者の同意に苦慮している状況であるとも言われているが、白馬村における現状は、また、固定資産税の基礎となる村内での所有者不明地について、課税及び徴収に支障はないのか伺います。

以上について、数値でお示しをいただきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 横田議員の、村の当面の課題について、3つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の無電柱化推進についてお答えいたします。

まず、無電柱化推進計画に関しましては、現在の進捗状況は、電力会社等の関係事業者との連絡会議で意見交換を済ませた上で、村、行政ホームページにこの計画案を掲載して、12月15日までパブリックコメントを公募しており、年内には正式な計画として公表する予定であります。

次に、白馬駅前無電柱化についての協議過程ですが、長野県では平成26年度から30年度を計画年度とする無電柱化推進計画を策定いたしました。平成27年度に白馬駅前の国道148号線大樽川から役場の入り口交差点間の480メートル区間と、県道白馬岳線駅前から六拾刈体育館交差点の700メートルの区間の2区間について、この無電柱化推進計画に加えていただきました。

白馬駅前は、観光客が訪れる玄関口となっており、国道148号線は災害時に重要な幹線道路としての機能を果たす必要がある緊急輸送道路にも指定されていることから、大町建設事務所では、白馬駅前無電柱化事業に着手いたしました。

平成29年度には、電線、電話線、上下水道等の占用物の調査と予備設計を行い、今年度からは新規の防災安全交付金事業として採択されるとともに調査費が計上され、電線共同化事業が本格的に着手の運びとなりました。

今年度は、駅前200メートル区間について、第1期の区間として測量と詳細設計に入っているところであり、9月27日には、白馬町八方口区民を対象に事前説明会を開催いたしました。引き続き、大町建設事務所と連携を図りながら、来年度以降は占有者との協議を進め、敷設替え工事の実施方法や個別の引き込みなどの具体的な検討に入っていく予定であります。

2点目の、村営南部グラウンドの賃借に関しましては、平成6年にグラウンドの村営化に当たり、当時の村長と佐野区、沢渡区の間で覚書が締結をされております。この中で、契約期間については15年とし、期間の更新については拒むものではないとされております。

平成6年4月の締結以来、文書による期間の更新がなされていないことは事実であります。当時から今日に至るまで、佐野区、沢渡区並びに村が合意する中で、村によるグラウンドの管理が続けられており、村民健康増進とスポーツ振興に寄与してきたという経緯があります。また、草刈り等の維持管理については、毎年、沢渡区と委託契約を取り交わして行なっているところであり、

覚書の中では、当時からの懸案として、グラウンドの現状は東側が低く、かなり東西に傾斜をしているので、この補修、フェンスの張りかえ、雨水対策のための排水水路整備のほうを進めるとされております。

今回の改修工事により、この懸案事項は解消され、さらに使いやすい施設として村民に利用をしていただきたいというふうに考えております。

本来の賃借期間につきましては、今回の改修工事を踏まえ、佐野区、沢渡区の地区役員の皆様と村の3者において、当時の覚書の内容を振り返りながら、今後の方向性について協議を進めているところであり、

最後に、所有者の不明の土地についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、所有者の不明の土地の定義は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条により、相当な努力が払われたと認められるものとして、政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者が全部または一部を確知することができない1筆の土地とされております。

課税や徴収において単独所有の土地は、所有者が特定できない、連絡ができないことにより納税の告知ができない、税金の徴収ができないといった問題が生じます。件数としてはまだ少ないのですが、現状では大きな問題とはなっておりませんが、将来的には相続放棄などで大きな問題になる要素を含んでおります。

白馬村では、現状について数値でお答えを申し上げますが、全部を確知できない所有者不明土地の納税義務者は、3法人3個人の6者であります。筆数は93筆、地積は14万8,369.93平米、参考までに地目別では、山林15筆9万4,559平米、原野33筆2万4,134平米、宅地

4筆626.93平米、田14筆5,286平米、畑28筆2万3,764平米となっており、平成30年度の固定資産税額は13万4,700円であります。

なお、うち2者については、相続財産管理人の選任を申し立て中で、年度内に処理をする予定であります。

以上、横田議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

(「早くしてくれよ。時間がない。時計とめてよ。時計とめて、悪いけど。ロスしてるから。

時計とめて、時計を」の声あり)

**村長(下川正剛君)** ごめんなさい。横田議員、今、畑27筆ということで訂正させていただきたいと思えます。2万3,764平米であります。今中断した分は、議長に言って延ばしてもらえるようにしたので。15秒でありますので。

**議長(北澤禎二郎君)** 答弁が終わりました。横田議員の質問時間は、答弁も含めあと14分です。

**第8番(横田孝穂君)** 何で私はその南部グラウンドの村営化のこの質問にしたのかということは、当時、このグラウンド改修工事に当たって、両地区の共有地であるというようなことで、ちょっと疑問を感じたもんですから、村のほうへ公開条例を出して、その覚書書のコピーがここにあります。それで読んでみたところ、非常に不思議でありましたので、法務局へ行きまして、登記簿謄本、構図等を見て確認したわけでございます。

それで、平成6年においてその両地区の区長との覚書において合意されたとしても、その契約はいまだに更新はされていないわけでありまして、その中に契約更新は拒むもとはいいながら、この1億2,000万もする大事業を契約なしの更新手続をなしにしたことに対して私は疑問を感じて質問したわけでございます。

既に平成21年度において契約が終了しております。また、この平成6年当時、両地区の区長との覚書において合意はされたとしても、その土地の土地所有権はほかの、他の2名の方が双方において持ち分、2分の1の所有権になっているわけでありまして。この件、2名におきましても既に法定相続人が発生いたしまして、複数の相続者がある可能性が含まれている状況でもあります。非常に危惧されるところであります。

お互いにその関係地区との相互の信頼関係は非常にかたいとは判断したといたしましても、それなりの事務手続は行政として怠ってはならないはずであります。もし万が一、仮にその相続人において売却などが生じた場合など、大変危険な事態を招く可能性があります。法令や倫理的意識が非常に欠けていると言わざるを得ません。

村としては、今でもリサイクルセンター建設用地、土地・用地における法定相続人約600名に及ぶ所有権の名義において、司法の場において結論を待ち続けているやさきでもあります。全く反省はされていないのが今の状況であります。非常に疑わしい。

グラウンド改修による新たな気持ちでの村民がスポーツを楽しむことは私は大賛成ではあります

が、議会としては、予算は認めてもその事業に対する事務的な手続上の事務内容の省略は認めてはおりません。これは積極的な行為を怠った不作為的要素は非常に大であると思われます。倫理的にもふさわしくない行為であり、このようなことは、行政としてはふさわしくなく思うところではありますが、下川村長、どのように判断いたしますか。お伺いしたいし、また、総務省からおいでになった副村長としても、どのようにこれを判断されるのかお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林豊君）** ただいまの質問に対してお答えしますが、賃借期間につきましては、議員の言われるとおり終了しております。当然、工事に当たり、更新する必要があったところでもありますけれども、グラウンドの用地については、当時の役員の2名の登記、共有地で登記されています。実際のところは沢渡区、佐野区の共有地でありますけれども、平成6年当時、区のほうで売買したときについては2人の共有の登記がされていたということがわかり、それがその2人については既に亡くなっていることが判明しました。

それに伴いまして、法定相続人が何名かいるというような状況の中で、文書の取り交わしができない状況もありましたし、また、ソフトボール大会があるということの中で、どうしてもその大会に工事を間に合わせたいという問題もありましたので、工事と並行して事務は進めて、現在もおります。

議員の言われる省略はしておりませんので、その点、よろしく願いしておきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。

**第8番（横田孝穂君）** 当然、今、教育長のほうから言いわけな答弁であります。やはり100万や200万の予算の支出ではございません。膨大な1億2,000万の投資をして立派なグラウンドができるわけでありまして、私もし法定相続人なら、役場から1,200万のあれだけ立派なグラウンドをつくっていただければ、売却してしまいますよ、それは。やはり、幾ら地区の協定書、覚書があったとしても、法律上では法定相続人全部の権限・権利があるわけでございまして、それは普通我々民間人が素人で考えるような形でありまして、行政人がそんないいかげんな工事を1億2,000万ものものを先にやるということは非常に、皆さんたち、おうちを建てるのに、先に家を建ててから土地を購入しますか。やはり土地を明確にして家を建てるのが普通でありますよ。だが、白馬の行政は、家を建ててから土地を購入するとか、何かいいかげんな感じがあります。だけど、やはり行政マンというのは、法令重視、コンプライアンスを守り人間としての倫理的ことを解決してから進めていくのが問題で、私はなぜかというと、1億2,000万の膨大な金、いいかげんな事務手続を省略してやったことに対しまして、私は感じたから発言するわけでございまして、決してグラウンドの建設に反対しているわけではございません。

村長、副村長、ちょっと総務省の考えをお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 横田議員の言われるとおりであります。私も、本当に議会から今行政の首長という立場にいるわけでありましてけれども、本当に反省が生かされていないと言われましたけれど、全くそのとおりだというふうに反省をしているところであります。

ここに、下向きに座っている職員も、それぞれの方もいるわけでありましてけれども、こういったことはやっぱりしっかりと肝に銘じて今後進めていかなければいけないということを再認識をしているところであります。まことに申しわけございません。

**議長（北澤禎二郎君）** 藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 一応、国の考えということでご質問いただきましたので、制度上の話だけさせていただきますと、先ほど横田議員がおっしゃるように、土地を考えずに建物を建てていくというのはどうなんだという話がありますけれども、法律上の話でいきますと、いわゆる公共施設について自治体、市町村がその所有権を持っていないといけないというものではございませんで、それは別に借りている土地であっても、それは問題がないということでされております。

ただ、清掃センターの話でも今回の話でもそうですけれども、それが相続、相続ということで相続人がふえてきた場合、あるいは大規模改修等が必要になってきた場合ということを考えますと、それが借りている土地であることによって問題が生じてくるということも当然あるかというふうに思いますので、先ほど村長からも答弁がありましたけれども、そういったことも含めながら、今後しっかりとした村としての土地を持つていくのがいいのかどうかというところを含めて考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。横田議員。あと5分です。

**第8番（横田孝穂君）** 今、村長、大変反省しているようでございますが、やはり反省は何度やられても非常に自由でございますが、やはり村長、こういうことは決裁するとき、何しろ世の中は石橋をたたいて渡らないと、いつ橋から足を踏み外すかわからないもんだから、ひとつ、やっぱり私の言ったことは、そうだねだ、やっぱり。そういうことだ。

次に質問いたしますが、次に所有者不明の土地の扱いであります。これについてですが、納税通知書であるところの宛て所には訪ね当たらないとか、または転居先不明になるようなさまざまな理由による還付された納税通知書の還付郵便物が少なくないとは考えられますが、その取り扱い方法は一体どのようにしておられるのか。

それから、所有者不明地の所在が確認できなくても土地は今後ますますふえ続けてきますし、全国でも国土調査をしたら約20%は所有者不明というような大変な問題になっておりますが、今後においての村の対応はどのようにお考えになっているのか、もう一度ご意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横川税務課長。

**税務課長（横川辰彦君）** それでは、今宛て所にたどり着かないような納税の告知はというところな

んですけれども、これにつきましては、公示送達という形で、村の掲示板のほうで公示をいたしまして、そのことによりまして届いたとみなすというようなこと、法的になっていますので、そういう処理をいたします。

その期間に調査、戸籍調査等をいたしまして、新しい所が判明できれば再度送達するというものがございます。

先ほど答弁したものについては、全部を確知できないということで、相続人が全て相続放棄をしているですとか、会社がないということで、確実にもうここは届かないというものがわかったものについてはこれだけの件数があるということでもあります。

こういったことは全国で起きている事案でありまして、これは全部を確知できないというものなんですけど、一部を確知できない、共有者の誰かがわからないという場合も多々ございます。そちらのほうは連帯納税義務ということで、わかる人のところで納税してもらおうというものもありますが、全国的にもう一つ大きな問題となっているのは、恐らくそういったものの中で、免税点未満、納税するほどの点数にならない小さな土地、山林、そういったものも調べていけばかなりな件数があるんじゃないかなというところがあります。

現在、これは全国的な問題になっておりまして、国のほうで動いております。法務省、国土交通省、そういったところで動いております、国の制度的に土地の制度をどうするかというもの、あるいは所在不明の土地について、それは受け皿をどうするか、そういうことについて制度設計等検討されているということで、村単独としては法に従って動かさざるを得ないのかという部分でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。横田議員、質問時間は答弁も含めあと2分です。質問はありませんか。横田議員。

**第8番（横田孝穂君）** 時間がないあれでもございますが、1点述べたいとも思いますが、実は無電柱化の関係について質問したいと思ったわけですが、駅前の周辺の整備検討委員会第6回を迎えたわけでございますが、その中の放送、ユーテレを聞いたところ、何か不思議に、大櫛川から役場の入り口までというような内容の説明と、県で1,500万ほどの調査費が出たというようなことを聞いたわけでございますが、その中で、私たちは白馬の無電柱化といたらず初めにやるところは、白馬の駅の前から八方に向かったあの県道をまず初めにやりたいというのが景観上だと私たちは解釈していたんですが、やはり県議のほうの説明をお聞きになっていると、何か国道148号線の無電柱化みたいな話になっちゃって、我々が望んでいるようなこととは多く違うわけでございますが、その点についても、行政側の意見をお聞きしたいところでございますが、時間がありませんので、いずれにせよ、私たちとしては、白馬の駅前から八方に向かう県道をぜひ第1順にやっつけていかなければいけないんじゃないかということを私はつくづく考えたところでございますが、それに

向かって、いずれにせよ、電柱の無電柱化については、一日も早い取り組みをお願いいたしまして、私質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間は終了しましたので、第8番横田孝穂議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時12分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番太谷修助議員の一般質問を許します。第1番太谷修助議員。

**第1番（太谷修助君）** 1番太谷修助でございます。本日、午後の2人の議員さんは大変なかなか眠らせてくれませんでしたので、私も続けてと思いましたが、ゆっくり寝てください。村長にお答えいただければ結構です。

引き続きまして、第3回の定例議会に続いて、外国人対策のその2ということで、本日は質問させていただきます。

外国人所有の宿泊施設の建設に伴う問題点についてお伺いします。

先日行われました地区役員懇談会の中でもいろいろな問題が浮き上がってまいりました。特に、私の住んでいるエコーランド地区、みそら野地区に問題が集中しているように見受けられました。住民の安心安全を最大限確保することが大目標です。村の取り決めや地区のルールといった約束事が守られないと乱れてしまいます。

以下について質問いたします。

- 1、建築中の建物から隣地への雪の落下についてどのような指導をしているのか。
- 2、隣地へ落雪トラブル、3メートルを超えた場合——についてはどのような指導をしているのか。
- 3、建築中の建物は、完成するのに最長でどのぐらいかかるのか。
- 4、黒色の建物ばかりが目立つが、村の景観形成条例での指導と遵守の状況はどのようになっているのか。
- 5、消火栓の設置箇所の移動を外国籍所有者から要請されていると聞いているが、どのような対応をしているのか。
- 6、メインストリートの除雪がうまくできていないために歩行者と車両の接触事故、渋滞等が発生している。特に、児童の通学路としても不安視されているが、どのような対処を考えているか。
- 7、新築等で区内の除雪の雪捨て場が減少しており、加えて、地主から、雪を捨てないでくれ等のお願いがあります。今後、雪捨て場の確保はどのようにしていくのか。これはあくまでも外国人対策の一環としてということですので、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） それでは、太谷修助議員から、外国人対策について、2つの項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、建築中の建物から隣地への雪の落下及び2点目の隣地への落雪トラブルについて、それぞれどのような指導をしているかは、関連がありますので、一括して答弁をいたします。

まず、雪には、自己所有地の雪は自己で処理することが常識であります。お尋ねのエコーランド地区、みそら野地区の一部については、紳士協定である景観形成住民協定を締結しておりますので、村が長野県景観条例の届出書を受理する際は、協定地区委員長の意見書を添付していただいております。したがって、地区による確認、村による確認を経て、県に申達することになります。

雪に限ったことではありませんが、基本的には、民間である当事者同士のトラブルについては行政介入はいたしません。仮に、景観条例の届出や建築確認に添付されている図面と異なる施工が判明した場合は注意をし、場合によっては条例を所管している県に通報することがあります。

3点目の、建設中の建物が完成するのに、最長でどのくらいかかるかの質問であります。今年度の長野県景観条例の届出書に基づきますと、最長で1年の物件がございますが、あくまでも届出書による期間としてご理解をお願いいたします。

4点目の、黒色の建物ばかりが目立つが、村の景観条例での指導と遵守の状況はどの質問ですが、当村に景観条例はなく、長野県景観条例に沿って事務を行っておりますので、それを前提に答弁をさせていただきます。

現在は、県条例の届出書に対し、村のガイドラインである色彩計画のマンセル値を確認をし、県に申達しております。届け出者に対しては、基準内のマンセル値内にするよう、理解を求めています。

実際に、対応に苦慮しているのは、外国人、日本人に限らず、無届けで施行する業者や個人がいるということ、届け出と異なる色にすることが見受けられます。通報があった場合は、村の基準を説明し、届け出するよう指導しておりますが、塗り直しまでは命令できないのが現状であります。

黒色の建物については、平成19年より建設が確認されております。現在、当村は日本人、外国人問わず、多様な方々が居住をされるようになり、色彩についてもさまざまな意見がございます。このため、専門家からの意見聴取、色彩セミナー受講、建築業組合との勉強会等を行っている状況であり、専門家の主な意見を聞きながら、意見をご紹介申し上げますと、色は非常に専門的であるが、個人の好き嫌いもあり、曖昧である。色は個人の好き嫌いはあるが、統計によると色のイメージは約90%同じ。色彩のみに特化せず、全体の一部として捉えることが重要だ。同じ色でも個人の感覚により違う色になる。専門家がマンセル値を使用するには、色を統計的に分類するため等があります。また、窓口では、施主の好みと色彩計画に乖離があり、業者が施主と村の間に挟まれることが実例として多くあります。いずれにいたしましても、さまざまなご意見がありますので、策定中

の景観計画の中で検討をしたいというふうに考えております。

5点目の、消火栓の設置場所の移動はどのような対処をするのかについてであります。消火栓の設置及び移設の場所については、外国籍所有者を問わず、地区で協議をしていただき、設置を希望する場所である土地所有者の同意を得たのち役場へ申請をしていただくこととなります。その中で、水道管路の状況や防災関係の観点等を地区と村とで協議をしながら進めていくこととなります。

6点目と7点目の除雪に関する質問であります。まとめてお答えをさせていただきます。

エコーランドは、建築物密度が高く、雪捨て場の提供も極めて少ない地域であります。そして、店舗も多く、それらの施設が道路近くまで迫っている上、路上障害物が出ているケースもあります。雪を置く場所が少ないため、除雪者は限られた場所へ何度も往復をしながら排雪をしているのが現状であり、議員ご指摘のとおり、不動産の売買や建築物の建設により今まで使えていた雪捨て場すらなくなってきているため、今後の除雪は、より一層困難なものになることが想定をされます。

歩行者でも、車両等も多く、除雪に対する地域からの要求もさまざま、条件のよい地域に比べ、路上に雪が残りがちになっているのではないかと感じています。

他の地域では、地域の方々の話し合いにより、雪置き場のあっせんや提供を受けたりしているケースもあります。エコーランドにおいても、このような動きに期待をしたいところではありますが、比較的小区画での分譲開発地であることから、難しいことも理解をしているところでもあります。

例年、委託業者には丁寧な除雪を行うよう指導してきました。議員からお話があった、除雪が原因で事故が発生しているとのことについては、具体的な事案を建設課としては把握しておりませんが、事故の起こらないよう、安全を最優先に取り組むことは当然と考えます。

今のところ、私有地の雪を道路に出さないとか、道路近くまで物を置かないといったマナーの啓発を地域とともにいき、除雪のしやすい環境整備をする必要があると考えておりますし、大雪の際には通行制限を行い、大型ダンプによる排雪作業を行うことも想定をしているところでもあります。

今後、さまざまな機会を利用して、皆様からのご提言等をいただきながら、地域の方々と協力して除雪業務を行いたいというふうに思いますので、太谷議員、地元でもぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。

1点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** 何点かの中で、大体村長のおっしゃることは想定の中にあるんですが、例えば、1の雪の落下は、そりゃ民と民の関係でしたら住民協定の中で決められた範囲内のところで話し合っていけば折り合いがついて、別にトラブルにならないと思うんですが、例えば3メートルを超えるような高さ、18メートルまではエコーランドの場合はいいんですが、そこから明らかに軒先がいっぱい出て、隣の敷地に間違いなくおってしまったというような場合には、民と民で話し合いといっても、理屈はわかるんですけども、誰がそれじゃ責任をとってくれるのかという部分で、

私はあえて村長にお聞きしたいんです。

ですから、トラブルにならないためには、壁から3メートル離しなさいというところまではいいんですが、それに、例えば雪どめをつけるとか、それから角度をもう少しきならかにするとか、位置通りをすとかというような、それぞれのあれがあると思うんですが、そういうことの指導を行政のほうではしてもらえないんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの建築物の屋根雪の落下のケースを想定されてご質問をいただきました。

まず、結論から申しますと、行政のほうでそこまでの指導というのはなかなかできないというのが現状です。ただし、ほかの、例えばエコーランドに行くと、今住民協定地に入っておりますので、届け出の中で、ほかの地区で実際にあったのは、これでいくと隣の土地に屋根雪が落ちるよねといった場合には、雪どめの設置をしてもらいたいというような意見をつけて書類が回ってくるというケースはございます。ただ、行政のほうで雪どめをつけろとか、そこら辺までの指導はできませんので、もともとエコーランド行くと住民協定を結んでおりますから、そこら辺の指導をしていただければ、私どものほうは地域のご意見というものを重要に受けとめてほしいというお話は事業主に対してさせていただいておりますので、そのような運用の仕方をされてはいかかかというふうに思います。以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** 今の説明でよくわかっていますので、住民協定の、地区としては委員長がいますので、委員長を通して行政のほうに要望があった場合というのはやっていただけというふうに私は今解釈したわけなんです。それに加えて、建物は壁から壁が3メートルというのはわかるんですが、例えば広告物だとか工作物というの、公道から何メートル離しなさいというのを住民協定の中には具体的には書いてないんですが、一番新しい7地区の10カ所のところで締結されている景観形成条例の中でも、丸山さんが最後に出した平成24年度の景観形成の条例なんか見ますと、工作物なんかも一応道路から2メートル以上離しなさいというようなことで、エコーランドは平成6年にできたために、非常に外国籍の方がこんなにふえてくるなんていう想定もしない中で、みんなで地区を守りましょうという前提のもとにつくったものですから、かなり制度的には古くなっている制度だというふうに私今考えています。

それで、7地区10カ所の皆さんの協定書を見させていただきますと、少し内容を変更していかなければいけないというふうに思っているんですが、そうした場合は住民協定内容を住民で話し合っ、今度はこういうふうになりますといった場合には、村のほうも指導をいただきながら再度提出することは可能なんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ケースといたしましては、協定の内容であったり、ほかの地域では区域が白地のところが出るということで、区域の見直し等というようなお話も出ております。具体的な手続の指導に関する部分については、村としても関与させていただきたいと思っておりますので、具体的に方針等が決まりましたら相談をしていただければ、県等にも手続の方針について確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** あくまでも外国人対策ということでやっているものですから、外国籍の方が知らず知らずのうちに、確認申請をして県のほうで通ったということで、あとは何でも自由にやっ  
ていいんだというふうに妙な解釈をされているわけではないんでしょうけど、具体的な細かい地域、地域のルール等も知らないでやって、それから県外からの業者さんがそれに仕事を受けてやっているというようなことで、若干トラブルが出ているということもありまして、そのあたりは住民協定の委員長を含めたり、あるいは地区の役員の皆さんと一定説明をしたりしてやっているんですが、おおよそのところはいいんですが、非常に時期も迫っているということで、建物がまだ間に合わないというようなところも幾つかありまして、今後、それらが雪が降ってきたりしますと業者の車が除雪の邪魔になるとか、もともとが4メートルもない道路、基本的になったところを村道移管をして除雪をしていただいているような状態なものですから、それがなった場合に、行政のほうも何か指導をしていただくととてもありがたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 答弁をいたします前に、今ちょっと太谷議員の質問された趣旨がちょっとよく聞き取れませんでした。もう一度、申しわけございませんが質問の趣旨を伺いたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** 皆さん、住民協定を守っていただいている中で建物を建てていただいたりしていればよろしいんですけども、その内容が外国人あるいはその県外の業者だったりして、条例とかルールとかというものをよく知らない状態で作業に入られているというのが現実だと思います。

そこで、実際、建物を今建てているところなんかは時期的に非常にもう冬のシーズンに差し迫ってしまっていて、恐らく1月とか2月までかかるんじゃないかと思われるような建物が幾つかあるんです。それが、雪の除雪なんかのときに業者の車も敷地が狭くて置くところがなくて、道路に半分かけているというような状態が出てきたときに、除雪等について支障が出た場合に、行政の側で、要望があったらそういうところの指導とか対処はしていただけるんでしょうかということなんです。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** まず、建築物に関する指導の関係につきましては、ここ何年か同じような

お話というのは伺っております、英語版のニュースレターというものを今役場のほうで発行させていただいております。特に、そうはいつでも、この白馬の中で建物を建てるのに当たり、外国人の方のキーパーソンという方が何人かいらっしゃるというふうにお伺いをしておりまして、そういう方に資料を提供し、こういうものをウェブであったりSNSであったりで周知してほしいという対策はしております。ただ、それで全てが補えているかと申しますと、全て補えているとは思っておりませんので、仮に全く関係のない方が来た場合には、いずれにしる確認申請につきましては建築主事のところを通るということになってまいります。建築主事のほうでは、先ほど村長のほうが答弁いたしました県条例での中白馬村の重点地域ということになっておりますので、景観の届け出というのが必要になってまいります。その辺で、届け出がなく確認申請がされたものについては、情報共有をするというような話をさせていただき、できる限りそういうことがないように、建築物に対する指導というのは可能かと思えますけれども、もう一点、除雪の関係につきましては、担当課が建設課となりますので、建設課のほうから答えさせていただきたいと思えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。酒井建設課長。

**建設課長（酒井洋君）** 除雪のご心配ということでございますけれども、道路に車両を駐車するというような降雪期において道路占用というのは認めない方針で行なっております。また、違法駐車に対しましては、当然、白馬交番等と協力をしながらその都度対応していくと、そういうことでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** そういうことで、要請がございましたらぜひよろしくお願いたします。

続きまして、黒色の建物が目立つというのは、今村長の答弁で、内容はよくわかっております。そして、12月の12日にありました景観形成のワークショップのほうに私3回目だけちょっと出させていただきまして、大学の教授の先生方からの内容等いろいろお聞きしますと、設計者の設計意欲をそいでしまうような色彩というのはいかなものかというようなお話があって、マンセル値を使って全体の中で地域のエリアカラーもあったりはするんですが、やはり時代の変化とともに内容が変わってきているんだろうなということで、少し気持ちが和らいでいるのは事実なんですけど、ただ、外国籍の方は、色彩については非常に、特殊とは言いませんけれども厳しいものを持っているんじゃないかなという、それが黒という色彩であらわされているんじゃないかなというような感じもするんですけども、これはお互いに、私たちだけで決めたルールの中だけではなくて、これからは外国の方たちからも意見を聞きながら、全体でこの村の中の景観というものを、あるいは自然というものをお互いに守って次の世代につなげていこうという姿勢を出していかないと、ただ外国の方たちがということで目くらを立てるようなことは私は毛頭考えていませんが、そういうことは区民や住民の皆さんから意見として出ているものですから、それに対して今回は答弁をいた

いておりますので、お間違いないように、よろしく願いいたします。

それから、消火栓の件ですけど、これはもう一度ちょっとお聞きしますが、私どももエコラ  
ンドのほうでその近隣ところの土地を設置してくれるところを探して、村のほうに要望しなければ  
いけないということでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 先ほどの答弁のとおり、地域で場所については確保していただければ、村  
のほうで工事のほうはさせていただくという流れになりますので、用地につきましては大変申しわ  
げございませんが、地域で場所の確保をして、お願いしたいというものです。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** そうすると、先日の地区懇談会の中で区長から出たことに対しての村長室で  
の答弁のまま見えてないということでしょうか。その件については。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** これにつきましては、エコランドに限らず、どの地区も同じような形で  
お願いをしておりますので、村長室で行なった懇談会以降、変更はございません。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** エコランドは、ご存じのようにメインストリートを中心にして、メインス  
トリート400メートルに対して横が大体300メートルの小さいエリアなんですけど、その中には  
防犯灯だとか消火栓だとか、街路灯、それから避難経路の案内看板とかそういったものがバランス  
よく配置されているエリアと私は思っているんですけど、そうすると、外国籍の方が、何で俺の敷地  
の中で公共設備があるんだということで申し立てをしているらしいんですけども、その近辺の日  
本国籍の方たちにお願ひして、除雪なんかの邪魔にならないところに設置をするように、区の役員  
さんと相談をしながら、また申請したいと思っておりますので、そのときはよろしく願いいたします。

それから、除雪の件なんですけれども、もともと私どもエリアは120坪単位でデベロッパーが  
40年ほど前に開発したところなものですから、非常に一つ一つの区画が小さいんです。そういう  
中で皆さん、別荘なり宿、あるいはほかのご商売をされているんですけど、確かに雪を持っていくと  
ころが徐々に徐々に減ってしまっているところに加えて、その土地の所有者たちが、時々訪れてみ  
ると、自分の敷地の形状が変わっているというようなことで、結局、冬の間を除雪の雪を持ってく  
るたびに周りの土や泥を持っていったりして、かなり形状が違っているというようなことを指摘さ  
れて、私の敷地には入れないでくれというようなことも大分ふえてきて、本当に村の皆さんに  
お願ひするんですけども、じゃこれから今後どこへ持っていったらいいだろうというのは、正直  
私は弱った問題だなと思っていますので、できれば自分の敷地の中で処理できればいいんですが、  
この豪雪地帯ですのでそれもなかなかままならないと。

ただ、そういう中でメインストリートで車の接触事故だとか、それから渋滞が起きているという

のは、除雪がきちんと、メインストリートだけでも除雪がきちっとされていないと結構、夜になりますと外国籍の方たちが大勢お見えになるエリアなものですから、そこでトラブルだとかあるいは滑った、転んだとかなっているんですが、子供たちが朝通学するときに、表通りでタクシーやマイクロナンかが待っていますと、暖気のあれで道路の下が雪のちょっと固まったところがつるつるになったりして、子供さんたち見ていると、滑った、転んだをやっているんです。とても危険なものですから、エコーランドの子供たちは通学路のちょっと方向を変えて、屋根雪が落ちてくるところの家もあるものですから、そういうところを通らないで、通行のエリアを決めてあるんですけども、みそら野の子供さんたちは相変わらずエコーランドのメインストリートをおりてくるらしいんです。そうすると、そういうところでの滑るということもありますし、この前の地区懇談会の中でありましたけれども、白馬ベースキャンプができて、出口入り口が2カ所できたために大型の車が出たり入ったりするんで、エコーランドの子供たちはそこを通過しては危険ということで別のルートを通らせているんですが、みそら野の子供たちはそのまま相変わらずその村のほうに申請をしたノンストップしないで飛び込んでくるというようなエリアを通過しているんで、とても危険だというふうに考えています。ですから、その点だけ早急に、公安委員会のほうでストップがあれば、関係するからそっちにお願いしなきゃいけないという話だそうですねですけども、そのあたりは早急には1カ所ストップのあれはつけてもらえませんか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 現在、エコーランドのメインストリートからおりてきて、もうあのT字路のことだと思いますけれども、現時点でとまれの停止看板というのはついているというふうに私認識しております。

（「その横の高島線の真っすぐ上に上がったほう」の声あり）

**総務課長（吉田久夫君）** わかりました。そちらの停止看板も懇談会のときに出されまして、若干停止位置よりも手前になっているということで、これは何かやり方がないかというように、業者のほうにもちょっと相談をさせていただいたところです。

高島のほうから上がってくるあのT字路につきましては、官民界の境、建物の境、非常に狭いということで、これは業者のほうに何かいい知恵がないかというようなお話をさせていただいたんですが、ちょっと業者側のほうから提案するというのはちょっと無理だということで、逆に公安委員会のほうに直接依頼をして、やり方について教示していただいたほうがいいというようなことで、ちょっと、すぐできるかどうかはともかくとして、そこら辺の作業が残っているというような状況でございます。

いずれにしろ、ただ立てるとなると、用地の境のところはほんとに民地のなおかつ建物のぎりぎりのところに立てなければならぬということで、なかなか非常に厳しいものがあるものですから、何かやり方がないかというところを探っていくというような現状です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** そういうことで、総務課長にはいろいろご迷惑をおかけしていますけれども、子供たちのことですので、ぜひ関係箇所と相談の上、やっただければと思っております。

続きまして、第2点目でありますけれども、区の加入状況と今後の対策についてということでお伺いいたします。

白馬に在籍する住民の多くは、それぞれの地区に基本的には加入されていると思うんですが、私どものような新興地であるエリアでは比較的区に加入されている方が少ないとお聞きしています。さまざまな事情があると思いますが、役場の窓口を訪れた時点ではどのような対応をしてその区の加入を勧めているのか。これは日本国籍、外国籍を含めたところでの諸例をお伺いいたします。

1、各地区への加入の案内や区の会則等を、できているところは手渡していただいているのか。その後のフォローはしていただいているのか。

それから2番目、村内での加入区率の高い地区の取り組み例がありましたらぜひ紹介いただきたいと思います。

3が、区費の金額のばらつきがあるが、最高額、最低額は幾らでしょうか。

それから4、なぜ区への加入率が低いと考えているんでしょうか。

5、どのようにしたら区の加入者がふえるというふうにお思いでしょうか。これは過去にも先輩議員の皆さんがもう何回も質問されたような内容かと思うんですが、改めて外国籍の方たちが、あくまでも定住あるいはシーズンを落としてご商売されというような場合に、入区ということを前提に私どもも地区づくりをしていきたいというふうに考えているものですか、もしいい解決方法があればお教えいただければということで、今回、そういうのがありましたので、よろしくお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の、区の加入状況と今後の対策についての質問であります。先ほど、横田孝穂議員の答弁とも重複いたしますが、法的な面も含めて、よい方策はないか、弁護士にも相談をしながら、内容を広報はくば6月号、7月号で掲載をしたところであります。

それで、5つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、1点目の各地区への加入案内や区の会則を手渡しているのか。その後のフォローとしているのかとの質問であります。新たに転入された方に対しては、各地区の紹介表をお渡しをし、行政区加入のお願いをしているところであります。個別に各区の規約等を窓口でお配りすることは限界がありますし、会則等がない地区もあります。地区の概要や予算、区費、連絡先等を1枚のペーパーにまとめ、お渡しをしているところであります。

また、この紹介表のデータにつきましては、行政ホームページでもごらんいただけることとな

っております。

また、昨年からエコーランド区の取り組みを参考に、外国人向けのチラシも作成をいたしました。

2点目の、村内の加入率の高い地区の取り組み例があれば紹介をしてほしいとの質問でありますけれども、区の加入定義は地区によって違いますが、総じて言えば、昔ながらの小さい地区は地域のつながりが強いことや、自主防災組織の活動など住民の共助の意識を高く持った取り組みのある地区の加入率は高い傾向にあります。

これらの取り組みの背景には、土地の共有や共同利用、農業生産及び日常生活を構成員の支援的相互扶助によって自給的に行うことなどをもって営まれている村落共同体によって成り立ってきたからというふうに認識をしているところであります。比較的新しい区では、区費は払うが作業には参加しない住民もいるというふうに聞いており、一概に加入率が高ければ安定的な区の運営につながるとは言えないところもあります。

3点目の、区費の金額のばらつきがあるが、最高額と最低額は幾らかとの質問でありますけれども、各地区で会計の状況も異なっており、一律にそれぞれの額を出すことは難しい状況であります。平成30年度の調査によりますと、一般区民で考えると、最高額4万円、最低額2,000円といった状況です。

4点目の、なぜ区の加入率が低いのか。5点目の、どのようにしたら加入者がふえると思うかとの質問でありますけれども、まとめて答弁をさせていただきますが、区民の定義も区によって違いがあり、正確な加入率算出は困難であります。各区長さんにご協力をいただき調査をしたところ、加入率は約70%程度であります。

決論的に申し上げますと、加入率が低い理由としては、自治会行政区は任意団体であり、加入・脱退は個人の意思によること。集団から個を尊重する世の中の流れが強まってきていることが根本にあるというふうに思われます。

行政区が取り組む課題の多様化への対応は、地域住民や企業及び自主防災組織といった地域の団体等と住民の世帯等の相互による協力・共助の体制を築いていくことが必要不可欠であります。行政区の活動を行政の下請と一くくりに捉える議論も相変わらずお聞きいたしますが、現代人の生活は、ごみ処理から防犯灯の維持管理まで、生活に密接に関連する多くが公共的な事業として行われているだけに、地域住民の組織的な参加が欠かせないことも明らかであります。これは、村内のほとんどの地区が同様に大きな課題として掲げておりますが、区の加入を否定する方々が組織の担い手にならなければ解決をしないのが行政区の問題の根本であります。

これらの課題解決に向けて、課題となるのが大きく3つあると考えます。1つ目は、新規加入者の減少、脱区者の増加、区費の不払いによる加入問題、2点目は、地域活動の形骸化、不参加といった活動の問題、3つ目は、役員の高齢化やなり手不足といった組織の問題であります。

次に、加入者増に関してでありますけれども、現在の自治会は、戦前とは異なり、純粋な住民の

自治組織として組織をされていますし、しかし、全国各地において、自治会は行政と協力し、地域の運営・活性化に貢献していることは周知の事実であります。

伝統的行事、清掃活動、防犯活動等さまざまな面で、日本には欠かせない文化的側面を有している団体だと解釈をしております。

次に、加入者の増加対策ですが、先ほど申し上げたとおり、自治会、行政区は任意団体であり、加入・脱退は個人の意思によることが原則です。現在の風潮は、集団から個を尊重するような流れもあり、白馬村では2000年代に入り、行政区加入率の低下が徐々に叫ばれてきており、議会においてもたびたび一般質問に取り上げられており、最近では大北管内の市町村でも加入率低下が話題となっており、加入率向上に頭を悩まされているとお聞きをしている状況から判断しますと、特効薬は見つからないのが実情であります。

太谷議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

**第1番（太谷修助君）** 村長も最後のお言葉のように、やっぱり特効薬がないというのが正直なところだと私も思います。でも、それですと物事が前に進みませんので、何か地域に人が集まったり、入区をしたほうがいいよねっていうような、何か心のこもった、みんなで助け合う形というものをつくっていかないと、どんどん疲弊していくばかりのような気がしているんです。

それで、どなたかの質問にもありましたが、やっぱり子育てをしても、都会からたくさんの人に来て、ここに定住して、あるいは移住をしてきてくれるというふうなものをつくっていかないといけない。それが、じゃどうやってやったらいいんだというのが、具体的な方策が私も見つからないもんですからこういう単純な質問をさせていただいているのが実情でございます。

ただ、そのままではいけないものですから、さらにそれをどういう形で進めていったほうがいいのか、みんなで、行政の皆さんも私も議会の、それから一般の皆さんからもいろいろな意見を聞いた中で形をつくっていかねばいいというように思っています。

大変難しい質問、第3回の定例議会に続いて質問させていただきましたけれども、村長も大変苦慮した答弁をされているんだというふうに私も感じていますが、引き続き同じ思いで村のこれからの行政のあり方にも理解を示していくつもりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第1番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月7日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日12月7日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時55分

平成30年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成30年12月7日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成30年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成30年12月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	藤本元太
教 育 長	平林 豊	総 務 課 長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤忠明	会計管理者会計室長	田中 哲
建 設 課 長	酒井 洋	観 光 課 長	横山秋一
農 政 課 長	太田洋一	上下水道課長	山岸茂幸
税 務 課 長	横川辰彦	住 民 課 長	矢口俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中克俊	生涯学習スポーツ課長	関口久人
総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、平成30年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。5名の方の一般質問は昨日終了していますので、本日も5名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次、一般質問を許します。

最初に、第11番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第11番津滝俊幸議員。

第11番（津滝俊幸君） 11番津滝俊幸です。HAKUBA VALLEYのスキー場開きと安全祈願祭が行われ、はや半月が過ぎました。いまだ滑走可能なスキー場は白馬村内にはありません。日々、スマホやテレビの天気予報と空を眺めて、ため息をついているのは私だけではないと思います。

気象庁は、災害級の暑さというように表現いたしましたが、それらのことに象徴されるように温暖化の影響により、ことは異常気象に翻弄される年でもありました。今晚から今週にかけて今シーズン最大級の寒波が到来するというようでもありますので、潤沢な降雪を期待しまして、HAKUBA VALLEYのスキー場全てがオープンでき、さらには地域経済が豊かになるように祈念するところです。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

今回は3問大きく取り上げまして、まず1番目に、産学官連携や官民連携事業についてお伺いいたします。

現在進行中または今後検討している各連携事業はあるか、お伺いをいたします。また、何かをお伺いします。

さらに、ホームページなどに掲載されている連携事業についての成果や課題など、事業検証を行

ったかについて伺います。中には、Yahoo!、それからSBドライブ、信州大学などがあがっておりますので、具体的な取り組みをお願いいたします。

連携事業に伴う人事交流を行うべきだと私は常々思っておりまして、その考えは今後あるのかどうなのか、そこもお伺いしたいと思います。

さらには、未来投資促進法に基づく官民連携事業が今現在、進行中でございます。その進捗状況と今後の展望についてをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 津滝議員から3項目について通告をされております。

その中で、産学官連携や官民連携事業について4つの項目で質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の、現在進行中または今後検討している各連携事業は何かとの質問でありますけれども、産学官、官民ともに今のところ連携に向けて各種のご相談をさせていただいていることはありますが、現時点で申し上げる段階には至っておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。当然、推進する内容等が固まってまいりましたら、議会の皆様への報告は時期を見てさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

2点目の、ホームページなどに掲載されている連携事業についての成果や課題など事業の検証についてであります。まず信州大学とは平成18年に信州大学山岳科学総合研究所との連携協定を締結をし、平成27年に全学連連携協定に発展をさせ、本年4月に更新をいたしました。今年度、実施をしている連携事業については、観光庁関連のユニバーサルツーリズム（UT）推進人材育成事業、神城断層地震震災アーカイブ関連事業、地域公共交通網形成計画策定事業、木質バイオマス関連事業、白馬高校魅力化プロジェクト等であります。これらの連携事業については、現在のところ順調に進んでいるところであります。

なお、ヤフー株式会社とは平成26年に連携協定を締結をいたしました。現在は包括的な協定となっております。連携事業としては主に、ICT教育や子供向けプログラミング教室、テレワーク等で成果がありましたが、協定を締結をしてから一定期間経過をし、当時の協定内容や賃貸借契約も含め見直す時期に来ているというふうに思っており、現在、調整を進めているところであります。これらの方向性が決まりましたら議会にも報告をさせていただきたいと思います。

SBドライブとは平成28年に自動運転の関係で連携協定を締結をいたしました。協定当初は自動運転という近未来的な技術に大きな期待が寄せられましたが、実証実験に向けた中から諸所の事情により、現在のところ主だった成果は上がっておりませんので、協定見直しを考えたいというふうに思います。

それから、3点目の連携事業に伴う人材交流の考えはとの質問であります。民間と役場とは異なる組織で研さんを積み視野を広げることは、職員にとって非常によい経験になるものと考えてお

ります。現在の人員体制等を総合的に考慮しますとすぐには困難ではありますが、将来的には人事交流による資質向上ということも前向きに考えてまいりたいというふうに思っております。

最後に、地域未来投資促進法に基づき、事業に関する質問にお答えをいたします。

地域未来投資促進法に基づき、今年度採択された地方創生推進交付金事業、「HAKUBA VALLEY」世界に冠たる通年型マウンテンリゾートの実現に向けたグランピング等アクティビティ強化、魅力向上事業の進捗状況であります。まず八方第4駐車場に新設予定の商業観光施設については、事業主体の企業であるスノーピーク白馬からは村に白馬村環境基本条例に基づき、9月に事前協議を行い、11月2日に環境保全協定を締結をし、先週には開発許可申請が提出をされたところであります。具体的事業の進捗であります。基本設計は完了し、実施設計に取りかかっており、工事の請負会社が決定をしたとの報告を受けております。

また、八方尾根開発が北尾根高原に展開するグランピング事業は、今年度、予定をしていた宿泊サイドデッキ工事、高原テラスの改装等が完了し、10月11日には内覧会が行われたところであります。来月中旬からは営業開始の予定と聞いております。

今後の展望であります。第4駐車場の施設については、6月定例会以来、村は予算的に支援にとどまることなく、施設運営やまちづくりの観点から積極的にかかわるべきというご意見も頂戴をしております。具体的には、観光情報の発信拠点、マルシェにおける地場産品の販路拡大や商品開発、地域防災拠点としての活用等が頭に浮かぶところではありますが、それらを含め、現在、スノーピークとの連携方法の検討をしております。

ここまで報告した2事業者以外では、村に電話での問い合わせの段階ではございますが、村内で事業展開を図ると思われる企業からも地域未来投資促進法に基づき税制の支援について相談もあり、法律にのっとりした手続を紹介をしている事例もございます。

1点目の、産学官連携や官民連携事業についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** それでは、もう少し細かいところをお伺いしたいなあというふうに思います。

今現状で、連携協定で行われていますY a h o o !やSBドライブ、信州大学にある程度絞った形でお話を聞きたいなと思っておりますが、連携協定については。

まず、信大ですが、村との連携協定はそういうような形でいろいろなところと今やっているという話でございますが、ホームページを見ると村というか、行政だけではなくて村内で活動するNPOやボランティア団体、地域づくり団体から応募いただいて、それぞれ連携協定に基づきながら、行政側のほうでフォローアップするということになっています。この民間からの応募状況というのは、あるのか、ないのかをお伺いします。担当は総務課長ですかね。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの民間からのお話というところでございますが、協定の締結以降について、各団体等からの協定事項についてのお話というのはございません。やはりこの全学部協定の以前にも、先ほど村長も答弁いたしました産総研の時代に民間からのお話を受けてアプローチをかけるということもありましたが、とりあえずは白馬村との協定ができること、信大側での協定を行いたいもの、この辺のマッチングをさせて現在は取り組んでいるというような状況でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 私が思うところでは、やはり行政がある程度トップランナーとして走っていて、さらにはそういったNPOだとか地域づくりの団体の皆さんも、せっかくそういう学との連携協定ができる場というのはそうはないはずなので、ぜひ村のほうからしっかりとアプローチをしていただきたいなあというふうに思います。引き続きよろしく申し上げます。

それから、SBドライブに関しては、全くもって成果が上がっていないという今お話でありましたが、既に長野県内の中では自動運転に関しては伊那ですかね、南信州のほうで既に国交省が行なっていて成果がそれなりに上がっているというような話もあります。SBドライブさんについては、この雪の中でどういった実証実験ができるかというような説明を我々議会としては聞いていたわけでございますけれども、締結してから多分3年ぐらいたつかなあというふうに思うんですが、なぜその成果が上がらなかったのかという理由についてお伺いをします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** SBドライブの成果が上がらなかった理由とのご質問でございますが、協定の最初のころはやはり自動運転の周知というものと、実際にこの観光地における自動運転を行いたいというところで取り組んだという経過がございます。実際に車両をどこに走らせるのか、今現在でも道交法の法整備というのが整っておりませんので、どこを走らせるのかといったお話で、できる限り村民の皆さんにもこれを見ていただきながら取り組んでいきたいという話を進めておりました。

話をいろいろと進めていく中で、先方は車両の購入も進めていきたいというところだったんですが、途中からはやはり具体的な路線を選定していきたいという話が出てまいりまして、その路線をどういうふうにするのかといったところの調整から、なかなかこの仕切っているところの路線自体をどういうふうにするのか、あとは車両の手配のスケジュールが合わなかったというようなところから、なかなかトーンダウンしてきたというような経過はございます。

確かに県内で伊那の長谷地域では実際に公道を走っているというような部分もありますので、事務方とすれば、なぜこちらのほうと協定が進まないのかなというところは思っていたところでありますので、村長の答弁のとおり、協定については見直しも含めて考えていきたいと。ただ、SBドライブにつきましては、ふるさとテレワーク事業の中でのコンソーシアムというものも含んでおり

ますので、この辺についてはやはり一定期間はかかわっていくというところは残したいと思っ  
ているというような状況でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 今、路線の調整と車両の都合がつかなかったというような話がありまして、  
この間たまたま長野県の地方自治政策課題研修会というのがあって、我々議員のほうもそこへ参加  
をさせていただきました。中山間地における自動運転サービスの実現に向けた取り組みということ  
で今、課長もおっしゃった長谷村等々の南信州のほうの自動運転について発表をいろいろされた  
というところなんです。

我々村民にとっては足となる車が今、公共交通が一生懸命検討をされているところなんですけれ  
ども、非常にこの自動運転というものに対して大きな期待を持っているのかなあというふうに思  
います。確かに成果が上がらなかったと。でもまだ、ふるさとテレワークの中でコンソーシアムを結  
んでいるということなので、もし見直しを考えているということであるならば、積極的にそこに行  
政側からもアプローチをかけて実施をここでもってやっていただいて、ここが白馬村でのそういう  
意味での先進地になれるように努力をしていただきたいなあと思うところであります。

それから、ヤフーに関してですが、ヤフーに関しては締結が過ぎてから相当の年数ですかね、2  
013年からスタートしていますので、都合7年ぐらい連携協定を締結しているということで、い  
ろんなことで見直しをこれから検討していきたいというようなお話がありました。

今現状、ヤフーとの間の中で具体的に行われている業務としては、ふるさと納税の返礼品の事務  
作業と、それからその送付作業というのがヤフーさんの間と契約されているというような形になっ  
ています。

しかしながら、実際にその業務をやっているのはあそこの旧ノルウェービレッジ、ヤフー白馬ベ  
ースというところになるわけですが、担当職員はもう既に9月いっぱい退職してしまして、新た  
にその場所でみずから起業をされたということのようです。実際に今、このふるさと納税の返礼  
業務または事務作業というのは、どのような形でとり行われているのか。さらには、今のヤフ  
ー白馬ベースの賃貸借等については、どのような形になっているのかをお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** まず、ふるさと納税の返礼委託業務でございますけれども、契約そのもの  
につきましては、ヤフーと契約をしているというものでございます。

その後、いわゆる本契約の中では、この委託契約につきましては、全部または一部を採択でき  
るという契約の条項が載っております。それに基づきまして、ヤフーからは9月の5日に採択の申  
請というものがされております。これはこの一部の業務を、いわゆる会社に委託をしたいという申  
請でございます。その申請について9月12日付で承諾をし、現在は大もとの契約につきましては、  
ヤフー株式会社、一部の業務についてはしくみ株式会社という会社になりますが、そちらに採択を

しているという状況でございます。

建物のヤフーベースと申しますか、あそこのノルウェービレッジ一体の建物につきましては、ヤフー株式会社との賃貸借契約を結び、過去にも答弁させていただきましたが、ふるさとテレワークの事業の資産価値を踏まえて一旦、賃借料については上げさせていただいて現在に至っているという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** そうしますと、我々議会のほうでは、採択をされたというようなところに関しては直接的な話は聞いてはいなかったものですからということなんですけれども、まずはその採択、ヤフーさんが再委託をするというところの中で、なぜそのしくみという業者にしたのかということ。

それから、今、私が知る限りでは、その会社ともう一つ、スキーをいろいろリサイクルしている会社が入っているんですが、今後、見直しをしていくというところの話で行けば、今その賃借している人たちというのは、どのような形に今後なっていくのかどうなのかということをお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** まず、委託業務の関係でございますが、これは元請であるヤフーからの申請書の中に採択の会社につきましては、ふるさと納税事務業務への知見も十分に有していると認められること、白馬村で設立をされた地域ベンチャー企業であること、白馬ベースの管理業務を行う予定の企業であることなどから、ヤフーとしては業務を行うに当たるふさわしい採択先と考えているということで申請が出されて村で認めたというような経過でございます。

建物の賃貸につきましては、もともとはヤフー株式会社との賃貸借契約に基づいてやっているというのが事実でございます。ただ、先ほども一部ありました、ふるさとテレワークの推進事業の中の事業計画の中には、このテレワークの活動の中に、ここに拠点を構える事業というのも契約の中に載っているというふうでございます。

ただし、やはり村長の答弁にありましたとおり、協定そのものも——先ほど議員が7年とおっしゃいましたが、26年の協定でございますので4年が経過していること、それと当時の研修所等の使用というところから使用形態が大分変わってきているということから、これについては一旦線を引き、新たなスタートを切っていきたいという考えのもと今現在作業を進めているという状況でございますので、その辺につきましては、ぜひ議会の皆さんにもお示しをしたいというふうに考えているというところでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 見直し、その連携協定と、それから旧ノルウェービレッジのところの今後見直しもいろいろ行政側では考えているようでございますので、そこのところは公平公正にいろいろな形で行われるように願うところであります。

それから、ヤフーとの連携協定についても見直すという形には今の話の中で出ていますので、今後どういうふうな形に見直していくのか、その連携協定の部分です。その連携協定の部分について、どのように見直しをしていくのかということをお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 連携協定の関係でございますが、当時の協定の締結のときにも実際に行えるもの、行なって行くべきものというのが協定の項目に挙がっております。

これを見返しますと、いろんな都合であったりしてとまっているというものの中にはありますので、包括的な協定の中にも具体的に進めていく事項というものを出しながら協定のほうの作業を進めていくという考えであります。広く包括的に何でもできるというような考えもあるかとは思いますが、やはりいろんな話をしていく中では具体的に包括をしながら進めていきたいというのが先方の考え方というふうにとめておりますので、その辺について作業を進めながら締結と、いわゆる見直しの作業に入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** せっかく日本の最大級のIT企業と連携協定、そんなにたくさんの自治体が行われているわけではありませんので、ぜひこういったおつき合いができているところとさらに深い形で両方が、双方がウイン・ウインの形でよくなっていけばいいのかなあというふうに思います。特に、村としては、本当に住民の福祉に役立つ形に内容をしっかりと見定めながら前へ進めていただければなあというふうに思います。

それから、人材交流のことにに関してなんですが、村長の話の中では、とてもよいことだというふうに思っているというような話で、過去にさかのぼってみますと、ヤフーと連携協定を結んだときに、村の若手職員を中心として地域の課題解決に向けたプロジェクトチームが立ち上がって、民間企業との間で白馬村のその課題についていろいろ検討したというような経過があります。

これはヤフーに限ったことではありませんが、今後、連携協定をしていくときには、やっぱりこの人材交流ということが私にとって大事なことなのかなあというふうに思います。職員がやはりそういったところのトップランナーとして、先駆けとしていろんな情報を仕入れながら、先ほど言いました地域にしっかりとそれを返していくというような形になれば、さらにこの連携協定の意味が増してくるのかなあと思います。見直しが幾つかかかるといような話にはなっていますけれども、村にとってはとてもよいことなので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

それから、未来投資促進法についてですが、先ほどいろいろ現在の進捗状況についてお伺いしま

した。今般この12月議会に新たに条例として、未来投資促進法にかかわる固定資産税の減免措置が条例化されるということになっていまして、このことについてもう少し詳しい説明をいただきたいなあというふうに思うんですが、まずはこの固定資産税の減免をするというのは村民にとってはとても大きな問題だと思います。この減免をしていくその資産の範囲、それからさらに地域への影響、減収額とその辺のところは税務課サイドでわかっているようであれば、お伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横川税務課長。

**税務課長（横川辰彦君）** 地域未来投資促進法による税への影響ということのご質問でございます。

条例を今回提出してございますので、その詳細につきましてはまた委員会等で審査をお願いしたいと思っておりますけれども、概要といたしますと、地方税法第6条ということで、公益上その他の理由により課税を減免するというものを根拠としておりまして、対象につきましては、地域未来投資促進法の第25条に書かれてございます。その中で、促進区域内に設置した施設、土地ということで省令で定めるということで、省令については総務省令のほうで定めております。

それについては、家屋、構築物を構成する減価償却資産、土地ということで、土地については、この計画承認後に取得したもので1年以内にその施設、計画に該当する施設をそこに建築した場合というように規定されております。また、家屋、減価償却資産についても新たに課税ということで、この計画に沿って新たに設置したものが対象になるということでございますので、それ以前からあったものについては対象外ということになっております。

今回のものについて概要をお聞きしまして、大体資産をしてみると2億円ぐらいの建築になってまいりますと、年次額とすると200万円ぐらいになるのかなというように推測いたします。3年間でいきますと600万円ぐらいのものが先送りされるというような形になってこようかと思っております。

ただ、この未来投資促進法については、地域経済を牽引する事業ということで、地域経済の活性化の経済効果あるいは雇用が生まれることによって、村としても住民税のほうに課税がされるということで、総合的に見ますと公益的に有利なものであるということで3年間の課税免除、要は3年間、固定資産税のほうを先送りするというイメージなんですが、その3年間のうちに地域経済にとってよい方向に向いていくということが見込まれるということで、今回それを行いたいということで条例案のほうを提出させていただいておるというものでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** この地域経済を牽引する事業者に対しての支援策ということが一番大きなポイントだと思われまます。

6月議会、9月議会でも、このことについて、さまざまなある種の憶測ですよね、そういったも

のが地域の中にいまだに蔓延しています。予算の使い方であったり、こういった減免措置のこともその一つだと考えます。間違った情報が伝わらないように私はすべきだというふうに思います。やはりそういうことを考えると、行政側がこういうことは困難です、ということをしつかりと広報していくことが私は肝要なのかなと思います。されたかどうかは別として、今後そういうことにある種、努めていただきたいなあと思うところであります。

ここの項目の最後の話になるんですけども、先ほどの地方自治政策課題研修会に行ったときに、やはり地方創生に資する形でこの地域を未来に活性化させていくための一つの手法として、国連が定めたSDG s——持続可能な開発目標、2030年まで取り組んでいかなければならない課題というのを一つの項目にしてあります。

日本の国もそれをももちろん採択していて、それに向かって今いろんな事業が動いているようであります。地方自治体もこのSDG sの取り組みについて、しっかりと推進していきなさいということで、やっぱりこの中では官民連携であるとか、産学官の連携であるとか、そういったようなプラットフォームを国もつくっていますし、各地方自治体もつくっているというようなことのものであります。

我々もこの間その研修会に出て「ああ、こういうことがあるのか」ということを初めて学んだというか、研修をしたわけでございますし、さきの図書館の検討委員会の中では、既にこのSDG sなるものを使ってワークショップなんか開かれたというふうに聞いています。パンフレットなんか用意されておりますので、ぜひ村のほうでも、こういった取り組みを率先して取り入れていただいで連携事業を進めていただきたいなあというふうに思うところであります。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

2番目の質問として、行政に関わる文書管理についてでございます。

現在の文書管理の状況及び方法についてを伺います。

特に、仕訳、保存、廃棄、それから管理者、保管場所等についてを伺っていききたいと思います。

具体的には、ペーパーのものとしては会議資料ですとか相談交渉記録、公有財産関係記録、それから事務実績の記録、首長等への説明資料等々でございます。

さらには、情報公開請求に基づいて公開か非公開かというような判断があるわけですが、その判断基準についても伺いをします。

2つ目としては、文書のデータ化、いわゆる電子化に伴って皆さん、いろんな資料をつくるときにパソコンを使っているわけですけども、我々に配られる資料もほとんど紙ベースでございます。既にいろんな地方自治体ではペーパーレス化が進んでおりますので、ここら辺で白馬村もこのペーパーレス化について推進をしていくべきと考えますが、そのことについて伺います。よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の、行政に関わる文書管理について、2つの項目について質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

最初に、文書管理の状況と方法については、白馬村文書取扱規程に沿って行なっているところがあります。

文書管理といってもさまざまな公文書がございますが、一般的な例を挙げますと、公文書を作成した時点で文書管理規程に基づき、その内容の重要度等に応じ、永年・10年・5年・1年のいずれかの保存期間を設定をし、関係の深い公文書ごとに整理し、ファイルにまとめているところがあります。保存期間を永年と設定をした公文書は永年に、永年以外の保存期間を設定した公文書は期間満了まで庁舎の書庫や執務室において適正に保管をしております。

また、会議資料、相談交渉記録、首長への説明資料等は、メモ書きを除き公文書に当たるため、先ほども述べたとおり管理をしているところでもあります。

公開、非公開の判断基準についての御質問ですが、白馬村情報公開条例に基づいて行なっているところでもあります。

公開と提供について一般論として申し上げますと、公開は、情報公開制度における情報は請求により誰もが見ることができ、公になりますので情報の公開となりますし、村が保管する情報を公開請求の手続によらず、自発的に公にする情報は、情報の提供として行なっているところでもあります。

また、非公開については、個人に関する情報や法人等の情報で公開することにより、当該法人等に不利益を与えることが明らかであると認められる情報などです。

次に、文書の電子化に伴うペーパーレス化の推進についてですが、私もペーパーレス化やペーパーレス会議については、進めるべき行政改革の一つと捉えているところでもあります。近年はICTを活用した働き方改革として、紙にとらわれない働き方に具体的に取り組んでいる自治体も多く見受けられております。

私は、ペーパーレス化等を求めるだけでなく、働き方改革や業務改善そのものについて取り組むことを総務課に指示をしているところでもあります。これは時間の使い方だけではなく、生産性を向上させる観点から、既存の業務にメスを入れるものであり、会議の見直しや無駄な会議は廃止をし、必要な会議も改善をして短時間で終わらせることや、庁内イントラネットを活用した会議の開催を原則から例外へと発想を大きく転換するなど、大きな見直しに着手するものです。

このような改革の一要素として、ペーパーレス化やペーパーレス会議がありますが、参加している時間だけを問題とするだけではなく、資料作成や配付等、他律的に時間が捉われることで各自の時間の使い方に制約が生じることも問題とし、これから具体化されれば会議に参加しなければできたであろうといった仕事なくなることなど、効果が生まれるものだというふうに考えております。

以上、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。

**第11番（津滝俊幸君）** この質問をする前提として、以前からこの文書管理について、非常に私としては疑問を抱いておりました。いつかの段階にこういったことを聞いてみたいなどというふうに思っていました。

まず、庁内の中を見渡して、想像していただければいいと思うんですけども、職員のデスク周りには書庫ですとか、そういったものがたくさんあるんですけども、紙が山のように積まれていてファイルがずうっと入っていて、もう本当にみんな書類に埋もれて仕事をしているというような状況ですよ。

それから、例えば窓口で、こういった書類について過去の前例を聞きたいとかというような話になると、なかなかその書類が出てこなかったりとか、検索ができないような状況になっていると。もっと言えば、二、三年もう全然手もつけないようなファイルがそれぞれのところにあるんじゃないかなあと、そんなふうに思っています。

村のほうでは、この文書取扱規程なるものがあって、これに基づきながらいろいろな文書管理をなささいということになっているわけですけども、さっきの冒頭の質問のところでもって話をしましたが、今はみんな書類はほとんどパソコンを使ってつくっているわけでございます。それをプリントアウトして、今言うファイルにファイルしていくというような形をとっているわけですが、この文書取扱規程の中には、こういった電子化されたデータ、この取り扱いについては多くを語っていないんです。

特に、ちょっと古い話で行けばフロッピーディスク——FDです。それから、CD、DVD、最近で言えばブルーレイ、USB、ハードディスク、フラッシュメモリー、SDカード、それからパソコン本体に残っているデータ、さらにはちょっとこの辺がわからないんですけども、サーバー等にあるメールデータ、そんないろんなデータ関係です。こういったものについて、いわゆるガイドラインみたいなものというのは、村の中には何か存在しているのでしょうか。これは多分、総務課のほうの話だと思うんですけど、総務課長、どうですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ガイドラインというお話でございますが、今で言うこの文書取扱規程の中では、事務の処理は特殊な場合を除き文書によってしなければならないということですので、バックアップ用にそれぞれパソコンであったり、USBであったり、いろんなところにバックアップをしているものはございますが、基本的に公文書の扱いは文書によるということでございますので、そのような形で行なっております。

ただ、電算関係のいわゆる基幹系の帳票につきましては、打ち出して保管するというものはできませんので、それは電子機器の中に備えているものということで、これは基幹系の扱いが、いわゆるガイドラインという扱いで読みかえれば結構かなというふうに思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** そのあたりをさっきの話じゃないですけど、行政改革でペーパーに落とすだけではなくて、最近はやっぱこういうデータベースに落としてファイルしていくと変な話、書庫がもう全然要らなくなるぐらいの状況なのかなあというふうに思います。

国では、決裁文書なんかは電子化されているものもあつたりなんかするんです。そう言いながら、財務省のあの森友学園に代表されるように、交渉記録だとか、そういうものが一切存在しないなんていうばかな話も出てきたりするんです。

特に、行政側で一番大切なものというのは――申請書類とか、そういうのはとるのは当たり前なんですけど、いろんな業者さんですとか、いわゆる土地に絡むような交渉記録ですとか、きのうも同僚議員がそういうようなことを聞いていましたけれども、やっぱりそういう書類がちゃんと整理されていないといけないのかなあというふうに思うんですよね。これが後で、ないとかという話になって取り返しがつかなくなっちゃうというような話になるわけです。これは各係の者とか係長、課長さんたちがしっかりと管理をしていくという話になっているんですけど、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 電子化にかかわる何点かのご質問を受けてございますので、何点か答えさせていただきますと思います。

確かに、電子決裁という方法も考えられる部分がありますので、この辺については先ほど村長の答弁にもありましたとおり、働き方改革の中での見直しというものを現在、既に着手をしておりますので、その中で考えられるものは取り組んでいくということになろうかと思えます。費用が発生するものも出てまいりますので、働き方改革というのはできる限り費用のかからないものから、いわゆるできるところからスタートしていくというような形になろうかと思えます。

公文書の関係につきましては、やはりこの扱いというのは、質問の中にもありましたとおり、情報公開請求、情報公開制度との密接な関係がございます。情報公開制度、条例につきましても、いわゆる決裁の手続を経たという部分で行くと、今現在の例規上では紙媒体ということで取り扱いをしておりますので、そこら辺の例規整備というものも行わなければ、ただ単に保存、いわゆるペーパーレス、ペーパーレス会議だけで済むという部分ではありませんので、その辺もこの働き方改革の中で詰めていく作業というのは当然、必然的に出てこようかというふうに考えております。

確かに、職員の周りには山のように積まれているというのは議員ご指摘のとおりであり、時期を見ながら、村長もウェブ等で――職員にはしばらく見ないような書類については書庫にしまうように、また総務課からも機密文書の廃棄の時期については徹底をし、書庫をあけて、保存年数の過ぎたものについては廃棄処分をしているというような作業を行なっているんですけども、なかなか追いついていないというところが実情でありますので、ご指摘のとおり、さらに周りのところをきれい

にするという指導については総務課を中心にさせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** 文書管理規程に基づいた書類の整理を職員にぜひ徹底をしていただいて、整理整頓、それから文書量の削減、検索性の向上、さらには私物が相当デスク周りであって、そういうものを片づけるだけでも仕事の効率は相当上がるのかなあというふうに私は考えますので、そういうことに前向きに考えながら対応していただくということでよろしくをお願いします。

さらに、ファイリングシステムの導入を考えたらどうなのかなあというふうに考えています。これは通常、短冊型がよくコクヨだとかいうところにある厚さが大体5センチから10センチぐらいのファイルですが、ここにみんな挟んでいくという形なんですけれども、そういうやり方ではなくて違うやり方で、国なんかも既に推奨しています、特定非営利活動法人行政文書管理改善機構/A DM i C、ADミックというんですかね、ここが考えたAKF、アドミニストレーティブ・ナレッジファイリングシステムというのがあるって、これを用いると相当文書量が減るというようなことになっています。

そのことについては皆さんもこういった本をとられていると思うんですが、この中に自治体の文書管理という実務セミナーですか、こういう雑誌があるんですが、この中に自治体の文書管理というような記事が載っていて、私もこれを拝見したら「ああ、こういう方法がいいんだなあ」ということで、先進自治体では例えば北海道のニセコ町なんかは取り入れて文書を――極端なことを言うと、一つの書庫で3分の1ぐらいまで減らしたというようなことが書いてありました。ぜひ、そういったものを導入していただきたいなあとは私は考えています。そういうことで、文書がなくなったとか改ざんができてしまうとか、それから膨大な量になるとか、そうならないように今後も努めていただきたいなあというふうに思います。

それから、議会でもこの間ペーパーレスの講習会、研修会を行なって、それぞれの課長さんに出していただきました。あれを見ていただいたとおり、非常に我々議員ももらう資料がたくさんで腕が抜けそうになるぐらい資料を持って帰らなきゃいけないと。それをまた持っていったり、持ってきたりということがとっても大変です。タブレット一つにすれば、とても簡単に済むというようなことになるかなあというふうに思いますので、ペーパーレス化の推進をよろしくお願ひしたいと思ひます。

庁内にこういったプロジェクトチームみたいなものをつくりませんか。どうですか、副村長。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 働き方改革全般に関してですけれども、先ほど村長からも答弁がありましたように、働き方改革全般について、職員のほうでこういったものがないかということアイデアを募集しまして、現在、一通りアイデアが集まったという状況でございます。

この後どういうふうに進めるかでございますけれども、もちろんそのアイデアの中で、いろいろと「これはできる」「これはできない」ということを絞って行って、それを実現に持っていくということでございますけれども、その中で、今のところ、その有志によるそういう意見募集ということでやっておりますので、これをプロジェクトチームというような形になるのか、それぞれ分野ごとにチームを設けるのかというのはまだこれからですけれども、そういった形でチームをつくってやっていくということも考えているところでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと8分です。津滝議員。

**第11番（津滝俊幸君）** ということで、時間の関係もありますので、次の質問に移りたいと思います。

3番目の質問として、消費税10%に伴う行政対応についてということでお伺いします。

これは来年の10月の1日から消費税が10%に上がるということで国はもう宣言しております、それに向かって粛々といろんな対策等々も出てきているようでございます。

それについて、3点ほど白馬村としての対応方法についてをお伺いしていきます。

まず、一つが、条例等の変更があるかどうか。

それから、ちょうど今、予算編成の時期になっておりますけれども、31年度予算へのそれぞれの対応。

3つ目としては、村民への周知と、先ほど国の対策と言いましたが、軽減税率が行われるということになっておりますので、この軽減税率についての対応をお伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 3点目の、消費税10%に伴う行政対応について、3つの項目で質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の、条例改正の有無についてであります。消費税10%に伴う条例の変更となりますと、白馬村使用料条例や白馬村手数料条例が該当すると考えます。公共施設の管理運営にかかわる人件費、燃料費、光熱水費、維持補修費といった経常経費の中には消費税率の引き上げに伴って経費が上昇するものもあり、これに伴って使用料等の引き上げが必要なものが出てくる可能性があります。

ただ、今回は平成31年10月1日という年度途中からの引き上げとなりますので、年度当初から消費税10%になる平成32年度に向けて発生をする経費のうち、例えば施設の整備費は村が公費負担をし、管理運営費の一定割合を受益者が負担するといった、どの範囲を受益者が負担するかを整理をし、他市町村の動向を見ながら必要なものは改正を検討してまいりたいというふうに思っております。

観光関連施設で改正を検討すべき条例としては、白馬村山小屋条例があります。条例中、宿泊料金の定めがあり、消費税増税分を料金に転嫁しなければならないことは当然予想はされますが、山

小屋宿泊料金については昨今の資材輸送費の急騰といった別の改定要素があること、村内山小屋の統一料金という事情もありますので、今後において山小屋関係者で検討をまいります。

建設課所管事項としての条例変更の対応は、前回の引き上げ時と同様に道路法施行令、河川法施行令等といった上位法の改正に伴い、一部改正を行うこととなります。具体的には、白馬村道路占用料徴収条例の一部改正、白馬村公共物管理条例の一部改正などが考えられるところであります。

2点目の、予算関連への対応として、まずは歳入についてお答えをいたしますが、平成31年10月1日からの消費税率の引き上げに関しましては、引き上げ分の地方消費税にかかわる市町村交付金は増額されると考えているわけですが、いつから、どのくらい交付金がふやされるか、県の市町村課財政係にも問い合わせたわけですが、国からまだ詳細な情報が全く入ってきておらず、県も国の動向を注視をしている状況であります。今後、村も県からの情報に耳を傾け、同様に、国の動向に注視をまいりますというふうに思っております。

次に、歳出についてであります。8%から10%へ消費税率の引き上がる基準日につきましては、電気料や水道料は検針日が基準日、工事費や委託料は引越しが基準日、備品購入費は納品日が基準日となると聞いております。このような今回の消費税率の引き上げに関しましては、業務内容によっては消費税率が引き上がる基準日が異なっており、それ以外にも税率引き上げに伴う経過措置が適用されるものや、軽減税率の対象となるものがあります。したがって、平成31年10月1日からの消費税率の引き上げによる歳出予算の影響額は一概に算出することは難しいと考えます。

ただ、予算計上につきましては、電気料や水道料や賃借料など年間を通して契約するものは予算計上後、消費税率8%と10%が混在してもやむを得ないと指示をしておりますが、備品購入などは早目に契約をし、納品を10月1日より前にできるものにつきましては、予算を消費税率8%で計上するよう、先月の予算編成会議で職員に指示をしたところであります。また、実際、事務処理がおくれたからと、翌年度になってから補正の要求を上げてきても認めない、と再三指示をしているところであります。

最後に、村民への周知と軽減税率への対応についての村の対応といたしましては、消費生活といった観点も踏まえ、国からの情報提供の依頼があり次第、村ホームページや広報等さまざまな情報伝達のできる媒体を利用し、周知をまいりますというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと1分です。

質問ありませんか。

**第11番（津滝俊幸君）** はい。いいです。

**議長（北澤禎二郎君）** いいですか。

**第11番（津滝俊幸君）** はい。終わりです。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第11番津滝俊幸議員の一般質問を終結いた

します。

ただいまから5分間、休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時06分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番田中麻乃議員の一般質問を許します。第3番田中麻乃議員。

**第3番（田中麻乃君）** 3番田中麻乃でございます。本日は通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず始めに、外国人児童生徒への教育支援についてです。

今や日本に住む在留外国人は、法務省の統計によると2017年（平成29年）末で256万人に達しており、日本の総人口の2.02%、50人に1人が外国人という社会になっております。白馬村においても、平成30年3月31日現在で、中長期在留者、特別永住者合わせて468人であり、平成30年1月1日現在の総人口から算出した割合だと約7%にまでのぼります。外国人移住者が増加傾向にある本村において、特に言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱えることが多い外国人児童生徒においては、受け入れの整備や日本語指導の充実などきめ細やかな支援が望まれます。そこで以下について伺います。

- 1、本村における外国人児童生徒数について伺います。
- 2、母国語別の在籍状況について伺います。
- 3、入学後の日本語指導支援体制について伺います。
- 4、学校と家庭の連携体制について伺います。
- 5、外部からの支援活用についてのお考えをお伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林豊君）** 外国人児童生徒への教育支援についてお答えいたします。

最初に、村内の外国籍児童生徒は、12月1日現在、南小に1人、北小に5人おります。

次に、母国別在籍状況であります。英語が5人、ポルトガル語が1人です。

次に、入学後の日本語指導支援体制についてであります。外国籍児童6人のうち4人は幼少期から日本国内に移住してきたことから、日本語については不自由なく生活ができております。しかし、ほかの2人は、中・高学年時に転入してきたため、日本語が十分理解できず、日本語学習や個別支援を必要としております。このため、本年度、大北圏域の日本語教育拠点校である大町西小学校に配置されております県費講師により、週1日、1人1時間の日本語指導教室を実施しております。

日本語指導教室では、日常生活、学校行事や教科にかかわる日本語の指導及び日本の文化や習慣などの学習指導を行なっています。しかし、週1時間の学習では、日本語の理解を深めるところま

で至っていないのが現状であります。

このことから、教育委員会としましては、来年度にむけて、県教育委員会が実施する市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業に外国籍児童等の日本語教育支援のための教員配置を申請をしました。この事業は、市町村が地域に根差した特色ある教育活動の実現を図るため、意欲ある教員を公募し、その応募者について希望する市町村への人事異動を県教育委員会が発令するものであります。残念ながら応募者はいませんでした。

次に、学校と家庭の連携体制についてであります。外国籍児童の保護者は日本語力が低く、学校から配布されるおたより、連絡などの理解にも不自由さがあると思います。市、PTAからも保護者同士の連携がうまくとれないという話も聞いております。

現在のところ、連携体制を構築するための通訳や支援員は配置しておらず、日本語指導教室の講師やALTの職員にメモ書きや通訳をお願いしたり、担任が家庭訪問して内容を説明したり、保護者の友人が援助したり、インターネットの翻訳ソフトを利用していると聞いております。

学校からの通知やおたよりの翻訳、家庭訪問や教育相談時の通訳サポート、学年費や給食費の説明と手続きサポート、進路指導情報の提供や進路相談など、連携が必要な事項は多岐にわたり、これらを円滑に行うためにも児童の教育支援にとどまらず、学校と家庭との連携は重要であると考えます。

最後に、外部からの支援活用についてであります。本村では、信州型コミュニティースクールを推進しており、各校とも多くの学校支援ボランティアの皆様にご協力をいただいております。このボランティアの皆様の中には、英語が堪能な方もおり、実際に学校と外国籍家庭との橋渡しをしていただいている方もいると聞いております。教育委員会としましても、学校支援ボランティアの皆様にご協力をいただき、各種通知の翻訳や通訳等をお願いできないものか、学校運営委員会の活動を支援してまいりたいと考えております。

また、教育相談のサポートや進路指導の情報提供、進路相談等につきましては、個人情報も多く含まれていることから、ボランティアではなく、学校職員が行うことが望ましいと考えます。

今後、ボランティアの皆様のご協力を仰ぎながらも、日本語教育と学校、家庭の連携を円滑に行うために、村費による講師等の配置が必要かどうか検討してまいりたいと思います。

外国籍児童生徒の教育効果の向上を図るには、日本語教育はもちろんのこと、日本人児童生徒に対する指導だけでなく、その保護者、地域等に対しても学校の取り組みへの理解と協力を求めることが必要となります。本村には、その土台は既に構築されていると感じますが、外国籍児童生徒の転入を好機として、国際理解や多文化共生の取り組みをさらに進め、関係する機関、団体、地域と連携することで効果的な教育支援を進めてまいりたいと考えております。

以上で外国人児童生徒への教育支援についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 外国人児童生徒への受け入れについて前向きに御検討されているということが伺えましたので、引き続き前向きに取り組んでいただきたいと思います。と考えております。

まず、日本語学習では、生活言語と学習言語の違いがあります。外国人児童生徒は、生活言語であります日常会話がある程度の短期間、一般的に1から2年で習得できても、学校の勉強や抽象的な概念を理解するための学習言語が伸び悩み、日本語の会話はネイティブ並みなのに成績が低かったり、思考が浅く、短絡的になりといった傾向が見られるそうです。

読み書きの力は、高校生では上昇があまり見られないと言われておりまして、中学校卒業までに育成する必要があると言われております。そう考えると、小学校高学年で来日した子供たち、ただいま答弁にもありましたように、残りの2人の子供たちには高校受験などの進学を見据えた教育が必要なのではないかと考えております。

日本人の高校進学率が98%であるので対し、外国人児童生徒の高校進学率は50%から60%、支援が充実している自治体ですら80%から90%にとどまるそうです。例えば10歳を超えて日本に来た場合、日本語教育の支援が入ったとしても、日常の意思疎通ができる程度のレベルになるまでには一、二年が必要、さらに、学校の日本語の授業についていけるレベルになるまでには五、六年かかると言われております。言葉の壁を解消する以前に、基礎学力を得る機会ですら失われてしまいます。

進学をあきらめてしまった場合に、就労と離職を繰り返し、貧困の課題も出てきてまいります。子供たちが義務教育の間に来日しているのではあれば、その間に教育機会をしっかりと提供していくことが重要だと考えます。進学を見据えた小中学校のサポート体制についてのお考えをお伺いしたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 進学を見据えた支援体制ということでございますけれども、まず、小学校のほうでは、先ほど教育長の答弁でもございましたとおり、大町西小学校のほうに配置しております講師が来ております。この講師につきましては、単なる日本語指導というだけではなくて、教科の学習内容をともに理解することを組み合わせた学習というものに取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、例えば授業の中で、それらの取り組みをどうやって生かしていくかということで、問題解決的な活動を基本することによって、具体的な活動、自分が行なっている授業の活動と日本語の言葉の意味、それを結びつけるというようなことを主眼に置いております。

また、日本語の能力に応じた発問の仕方によって子供の理解を促進していくと、そのようなことに重点を置いてしております。

高校への進学、進路という具体的な話でございますけれども、中学校の進路指導ということになってきます。こちらにつきましては、そもそもその生徒ということもありますけれども、その生徒

の保護者にも、当然、言葉の問題等もございまして、お子様の進路を考えるに当たっての必要な情報を十分持っているかどうか、こういったことも問題になってきておりますので、保護者に対しても日本の教育、あるいは高校の受験の仕方、こういったことも丁寧に説明をしていく必要があるというふうに考えております。

長野県の教育委員会では、在県の外国人、あるいは日本国籍はあるんですけども、いわゆる帰国子女、こういった方に対して、日本にいる機関等の基準はございますけれども、小中学校編入後の習得度合いの違いによります受験の困難さを緩和するために、特別な配慮、あるいは特別な措置、こういった受験の制度もございます。こういったことも含めまして、本人の能力、あと適正、意欲、興味、関心、こういったことを踏まえながら、より丁寧な、かつ詳細な進路指導をしていくということが中学校におかれている主な役目でございます。

学級担任のみならず、進路指導担当の教諭、あるいは教頭、学校長、それぞれが連携しながら保護者と本人が十分に話し合っ、両社にとってよりよい未来を築けるような進路指導体制を築いていきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありますか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** もともとこの質問をつくらせていただいた経緯といたしますが、白馬の北小で行われた外国人の、どちらかの保護者が外国人である家庭を対象としたコーヒートークという場が持たれました。その中で、やはり中学校、高校の受験システムについてわからない、今から不安であるということが聞かれたのでこういった質問をさせていただきました。

まだ中学には上がっておりませんが、やはり不安を抱えて、今後、自分がどういう形で進学していくのかといったところも悩んでいるというお話も聞きますので、ぜひそのサポートをお願いしたいと思います。

先ほど答弁でもありましたが、日本語指導の先生が週に一度来ていただいているというお話がありました。それでもなかなか習得できずに困っていらっしゃるというお話も伺いました。自治体独自の学習支援の場もちろん重要なんですけれども、学習支援の選択肢をふやしてあげることも大事なのではないかと思っております。

これはあくまで一例なんですけれども、東京で活動しているとあるNPO法人におかれましては、外国人児童生徒や若者の日本での暮らしを支えるために、日本語学習支援を行うフリースクールを運営されております。そのフリースクールは、外国人児童生徒にオンラインによる日本語教育を提供しております。受講生の年齢は幅広く、通所支援を含め、6歳から30代まで、これまで26カ国、500人以上の若者をサポートされてきています。ネット環境さえ整えば、学校や家、民間の施設など、リアルタイムでウェブで授業を受けることができ、動画を保存して見ることもできます。

私も実際に日本語教室をオンラインで受けてみました。専門の日本語教師が教えてくれるとともに、教室で受けている生徒の姿も映し出されるので、同じ教室で受けているのと変わりなく、一緒に会話を練習するなどのやりとりもできました。さらには、教室内で海外の方の友達もできます。

日本語ができるようになると学校生活が楽しめるようになり、本人や学校側の負担が減ります。白馬もこういったNPO法人などの外部機関を活用してはいいかかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 教育へのICTの活用ということにつきましては、外国籍の児童生徒のみならず、全ての生徒がこれからそういうことを利用しながら学ぶべきものと考えております。

特に、この外国籍の児童につきましては、いろいろなNPO団体の公表、公開しているもの、あるいはインターネットを使った翻訳システムですとか、文部科学省のほうでは、先進の自治体がさまざまな教育教材、あるいは学校の先生が子供たちに出すおたより、こういったものを全て文科省のほうで集めまして、カスタネットというウェブサイトで公開しているものもございます。こういうものにつきましてはの情報提供も学校を通して外国籍の世帯のほうにしていけることは十分可能なかというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** この場合は、あくまでオンラインでの授業を受けるというところで、プログラムが大体1カ月用意されておまして、それをほぼほぼ、そのNPO法人は日本全国の散在している子供たちに提供されているものです。なので、白馬も例外ではないと思っておまして、恐らく都会ですと5割が外国人児童生徒が占めている学校もありますし、そういったところでは支援が充実しているとは思うんですけども、やはり白馬の場合ですとまだ数人というところで、日本語の先生も週に1回しか来ていただけていないという状況で、ぜひ選択肢の1つとして前向きに御検討いただきたいと思っております。

さらに、文部科学省初等中等教育局国際教育課が発表しております外国人児童生徒教育の現状と課題と対応という発表している内容があるんですけども、日本語指導が必要な児童生徒の増加傾向、10年間で1.7倍というのが続いておまして、白馬も例外ではないのかと思っております。

支援、指導体制の構築は、外国人児童生徒の集中地域、散在地域を問わず、より多くの学校で整備できることが求められる、小中学校では市道体制の整備が進みつつあるものの、今後はそれらの取り組みのモデル化とともに、特に小学校入学後の円滑な学校生活に向けた就学前の児童生徒、保護者への支援と企業と連携したキャリア教育の充実等が課題とのことでした。

入学後に負担なく学校生活を送るためにも、就学前の外国人児童生徒、保護者向けの就学ガイド

ンスの充実やプレスクール等の実施を御検討いただければと思います。

今までの答弁の中では、入学後の支援体制のお話は伺っているんですけども、入学後に負担なく学校生活を送るために、ぜひ入学前の充実をお願いしたいと思うのですが、その点についてお考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。田中教育課長。

**教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君）** 今の御質問ですけれども、プレスクール、あるいはプレクラスというのを取り入れたらどうかということですが、実際、外国籍の児童生徒の転入が多いところでは、このプレクラス、あるいはプレスクール等の取り組みをもって非常に効果を上げているということは聞いております。

効果を上げる側面といたしまして、当然、そのお子さんが学校に入ったときに学校生活を円滑に、あるいは適応していくということもございますけれども、当然、受け入れる側の学校の負担、こういったものも非常に軽減されてくるということで、メリットがあるということは存じております。

これにつきましては、文科省のほうの公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業というのが平成25年度から始まっておりまして、全国の都道府県、あるいは政令指定都市、また、中核市等で実施しております。長野県内では長野市が中核市となっておりますので、長野市のほうでも実行しているというふうに聞いております。

こういった制度を使った専門の資格を持った講師を県なりから派遣してもらってこのプレスクールを行うということは、今の村の状況では非常に難しいと、また、県の配置もなかなかできないということもございますが、学校へいきなり来て行くのではなくて、その間にワンクッションをいれるというものについては、当然、今後研究していかなきゃいけない部分かなというふうに考えております。

人材につきましては、最初の教育長の答弁でもありましたように、今のコミュニティスクールの支援ボランティアさんの中にも外国籍の方もいらっしゃいますので、何とか項言った方の協力を得て、そういったものをまず一步取り入れてみたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** やはり県からの先生の配置というのは難しいということは答弁にもありましたし、ただ、信州型コミュニティスクールのボランティアさんをお願いするというのもありましたけれども、やはりプライバシーの問題であったり、個人情報保護の観点からいきますと、きちんとした先生をつけたほうが良いというのは御答弁でもいただいております。

やはり、こういったものを解消してもらえるのがオンラインツールなのかというところを思っています。私はそのこの1つのNPO法人からしか、しっかりお話は聞いていないんですけども、そこは担当の担任の先生もおりまして、もちろんその生徒ともお話ししますし、保護者との間をとり

もっていただくという、本当にフリースクールのような形でやっていただけるというところもありますので、ぜひそういった外部機関の検討をお願いしたいと思っています。前向きに御検討いただきたいと思います。

また、9月議会で、私の一般質問で村長から文部科学省の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の採択を受け、日本語教室開設準備をしていると御答弁をいただきました。この生活者としての外国人のための日本語教室、空白地域解消推進事業の趣旨といたしましては、日本語教室を開催したいと考えている地方自治体に対し、開設支援とともにインターネット等を活用した日本語学習教材、ICT教材を開発、提供するとされております。

白馬におきましては、長年、日本語教室を開催していただいているボランティア団体もありまして、つい先日の教室には50人近くの外国人の方がいらっしゃったと伺っております。外国人児童生徒もこの教室に通う日もあるということでした。

日本語学習におきましては、語学レベル別で学習するために年齢は関係ないと伺っております。この「生活者としての外国人」事業の担当は総務課と伺っておりますが、教育委員会とともに連携しまして、この制度を活用して日本語教育の充実を図ってはいかがかと思うのですが、お考えについてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの総務課所管でやっておりますのは、文化庁の補助を受けて、地域日本語教育のスタートアップ教育という部分で、どういうふうにスタートを切っていくのかということで、それぞれ委員の皆さんから意見等を伺いながら動いているという状況でございます。

議員のお話のとおり、連携できるものがあればそこら辺については前向きに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** この「生活者としての外国人」の事業なんですけれども、もともとボランティアさんがされているのは、長年、独自でボランティアさんたちがあくまでボランティアとして活動されていたことというふうに伺っておりまして、今回、役場のほうからこういった事業があつて、ボランティア教室に、言い方はよくないかもしれないんですけど、重ねてきているといったようなところを伺いまして、ボランティアさんもそこに戸惑いを感じているというふうに伺っています。

あくまでボランティアさんがやっていることは自分たちがやってきたことであつて、役場のほうで予算がつくといいますか、事業が採択されたからといって、そことはやはり別に考えていただきたいというようなお話も伺っています。

今後、あくまでコーディネーターさんが入ってきているだけというふうには伺っているのですが、あくまで私の私見なんですけれども、予算が使えるのであれば、ボランティアさんがやっているも

のはボランティアさんにお任せして、役場のほうで予算が使えるのであれば、教育と外国人の方たちのICTについて予算を使うといったようなすみ分けをしていったほうがいいのではないかと考えているのですが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまのすみ分けのところでありまして、それはそれで取り組んでいくことについてはやぶさかではないと思います。

今のボランティア団体というふうなお話もありましたが、それがこの白馬村の地域課題の解決ということであれば、現在、ふるさと納税の各種団体への支援ということもやっております。ボランティアがいいのか、それをNPO等の活動の団体としていくのか、その辺については、また、いろんな御意見を伺う中で事業収入を求めていくのか、村の支援をいただきながら活動していくのか、その辺はすみ分けを含めてご相談をしていただければと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 恐らくボランティアさんは、自分たちが今まで続けてきた活動をそのまま続けていきたいといっている中で、金銭的な支援が必要かどうかというのはまた別なのではないかと思っています。

なので、お互いにいいことをしようとしているので、お互いの立場を尊重しながら進めていっていただきたいと考えております。

今まで答弁もございましたように、民間も含めまして、学校の中で先生方が活用できる支援ツールやアプリの開発というのはもう既に進んでおりまして、既に多くがインターネット上で無料公開されております。

今まで述べたように、ICTを活用することで専門家とつながり、日本語教育機会を提供できるサービスもあり、これらをフル活用することによって、人材も、予算も、場所も充実できない状況でも受け入れ体制を整備することが可能になります。白馬でもぜひ進めていただきたいと思っております。

先ほど答弁にもございましたように、文部科学省が公開しているカスタネット、クラリネットなどのサイトには、関連情報のほか、開発した外国人児童生徒の受け入れの手引きであったり、翻訳された外国語文書のポータルサイト、子供たちの日本語力を図るアセスメントツールなどが集約されています。

こうした情報や支援ツールの活用、ノウハウを学校側にも周知提供していただくことで、まずは学校自体が自信を持って外国人児童生徒や家族を受け入れる状況をつくっていただきたいと思っております。

ぜひ人材も含めてですけれども、インターネットなどのICT教育、今あるものを全てフル活用

して、村全体で子供たちの教育を支えていただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

庁内の職場環境についてです。

第5次総合計画の基本計画には、自立的・効率的で健全な行財政の村づくりにおける行財政改革の推進が掲げられております。そのためには、業務効率化・職場環境の向上・財政運営の向上などの業務改善に取り組み、住民サービスの向上、職員のやりがいを高めること、公務員としての法令と良識というコンプライアンスの両輪により、行動を律し、住民から信頼されることが必要不可欠だと考えます。

それで、以下について伺います。

- 1、庁内の業務改善のお考えと取り組みについて伺います。
- 2、昨年度からの新卒・中途採用数と離職率について伺います。
- 3、採用後の引き継ぎや研修体制、人材育成の取り組みについて伺います。
- 4、服務やコンプライアンスの職員指導体制について伺います。
- 5、職員が不安、不満、疑問及び心配ごと等を気軽に相談できる仕組みづくりについて伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 庁内の職場改善について、5つの項目で質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

個別の質問にお答えをする前に、庁内の職場改善につきましては、職場改善にとどまらず、働き方改革として取り組んでおりますので、そのことで答弁をさせていただきますが御了承をお願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、お尋ねの5点についてお答えをいたします。

1点目の業務改善と取り組みについてであります。10月中旬の臨時課長会議において、自治体の働き方改革を進めるのはという資料に基づき、白馬村における働き方改革を進めることを職員に周知をし、総務課でとりまとめをするよう指示をいたしました。

その上で、全職員に対し、働き方改革に向けた職場環境改善と能率向上に向けて取り組みに参加する職員を募集をし、38名の職員から参加意向をいただいたところであります。

そのうち、実現に向けた取り組みの内容に対する具体的な取り組みと課題、次に、課題する対応の方法として事例や先進地等の情報をまとめ、参加意向の職員対し周知をし、内容等の確認をさせているところであります。

今後は12月定例会後に意見交換会等を行い、新たな発想のもとで働き方改革を進めることとしております。

2点目の昨年度からの新卒、中途採用数の離職率については、平成30年4月採用職員では、新

卒区分での採用が3名、社会卒区分での採用が3名、専門職での3名が保健師1名、保育士1名であります。また、平成29年4月採用職員では、新卒区分で1名、専門職で保育士2名であります。

定年退職以外の中途での退職者数は、平成30年度で4名、平成29年度で4名となり、うち勤務年数3年以内の退職者は3名となっております。この2年間で勤務年数3年以内の離職率は27.3%という数字となっております。

3点目の新人職員の引き継ぎや研修体制等の御質問であります。まず、新人職員は初日から2日間にわたり、基本的な研修であります地方公務員法による含む規定や白馬村人材育成方針、財務会計の使い方、予算、個人情報の取り扱いなどの共通事務の研修を受けていただくこととなります。その後、配属先の部署に戻り、前任者からの事務の引き継ぎを受け、実務に入ることとなります。

そのほかの研修といたしましては、長野県市町村職員研修センター主催による初任者研修を4日間、本村主催による職員研修、税務などをはじめとするそれぞれの分野での専門研修を受けていただいております。

また、人材育成の取り組みとしましては、白馬村人材育成方針に沿ってさまざまな研修会への参加や人事評価制度を活用し、職員、職場、人事部門が連携を図り、計画的に組織全体で人材育成をしているところであります。

4点目のサービスやコンプライアンスの職員指導体制の御質問であります。公務員にとってサービスやコンプライアンスは最も重要であります。コンプライアンスの研修は定期的に実施をしております。今年度も10月10日に第一法規出版から講師をお招きをし、実施をしているところです。研修会の参加者も、臨時職員や嘱託職員を含む全職員を対象としており、112名の参加をいただいたところであります。

この研修により、コンプライアンスの重要性を職員一人一人が再認識をしていただき、さらに村民からの信頼を高めるための公正で透明な行政運営ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、職員の心配事、相談等の御質問でありますけれども、職員の労働安全衛生及び健康の保持を確保するため、白馬村職員安全衛生委員会規定を設け、当委員会が職員の相談やストレスチェック、職場チェックなどを実施をしております。

当委員会の委員は、保健師等も入っており、気軽に相談に乗ってもらうこととしておりますが、なかなか職員同士ということもあり、相談ができないという職員もいることから、月に1回、産業医の面談や外部カウンセラーによる心の相談会を実施をしているところであります。

特に新人職員や係長に昇格した職員は、優先的に産業医による面談を受けていただいております。また、庁内職員には、話しにくいといったことも想定されますので、長野県町村会の公平委員会で行っている苦情相談制度の活用についても、ウェブにより職員に周知をしており、活用することもお知らせをしているところであります。

麻乃議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 人材育成制度について、もっと細かくお伺いしたいと思います。

第5次総合計画には、魅力ある人材の確保と計画的、効果的な職員研修の必要性がうたわれておりまして、人材育成においては、採用の時点で資質の優れた者をいかに確保するかということが重要であることから、本村が求める職員像としての資質を見極め、行政事業の複雑化、高度化に対応できる人材を確保できるよう、試験制度にも改善を加えながら積極的な採用活動を実施するとあります。

職員研修につきましては、御答弁いただきましたけれども、個々の能力開発を踏まえた人材育成の一環であるという観点に立ち、各階層に求められる役割と資質を踏まえた研修を実施すると書いてあります。白馬村が求める職員像と資質、白馬村が求める各階層に求められる役割と資質についてお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 人材育成の関係で何点か御質問をいただきました。

まず、新規採用の職員の関係につきましては、私も研修に出る中で、なかなか人材、よい人材といますか、御質問にありますとおり、短期間でやめてしまうという職員も、白馬村に限らずほかの自治体も同様ということでお話を聞きしております。

ことしにつきましては、一次の試験は今までどおりでやりましたけれども、二次の試験につきましては、それぞれ各項目に当たる質問を割り振りまして、それぞれに対して関係する内容のものを聞くというような改善も加え、白馬村につきましては、非常に多様性を住民の方がいらっしゃいますので、それに対応できるような職員というものを求めているというのは、どこの自治体も同じなのかというところは私も意見交換の中でお聞きをしているというところでございます。

各階層別に関係につきましては、現在、策定をしております人材育成方針につきましては、係長クラスが将来的にどういう職員になるべきものなのかという姿を示しております。それが、その階級ごとにステップアップをし、最終的にその将来像に向けていくような形というふうに、大きくいえばそういう形で、個々の細かい内容につきましては、個々の文言が入っておりますが、考え方とすればそういうところで定めさせていただいているというところであります。

当然、この中には人事評価制度というところもありますので、評価につきましては、一次評価者、二次評価者がございます。当然、一次評価者については役職以下であれば係長職が評価をするということになりますと、その職員に対して欠けているところ、もう少し延ばすところ、その辺を個別面談の中で見させていただいているというような状況でございます。

当然、評価者も異動がありますので、その目合わせではありませんけれども、この制度活用に向けては、それぞれ広域も間に入ってください、評価研修というものもやっておりますから、1つとい

う項目にこだわらず、広く幾つかのものを活用しながら、その階層ごとの姿、職員であるべき姿というものを研修等で行なっているという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** ただいまの答弁の中では、白馬村に合わせた多様性に対応できる勝因を求めているという御答弁と、あと、将来的にどんな姿が求めているものなのかというステップアップなども含めて、しっかり人材育成制度に基づき面談をしているというお答えだったかと思います。

答弁を踏まえまして、3年以内にやめられた方々3名いらっしゃって、離職率が27.3%といったところで、ほかの自治体も同じだということはおっしゃっていましたが、離職理由の精査等、何か原因があったのかどうかという精査は庁内できちんとされたのかお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 退職に当たっては、退職の流れからいきますと、退職の意向があるという部分については、おおむね担当課長のほうにお話があります。当然、はいそうですかというわけにも我々もいきませんので、当然のことながら、理由のお話を伺うということで、個別にお話を聞くケースであったり、なかなか話づらいということであれば、メールでその状況というものを伺うということは行わせていただいております。

一度に決めていると部分ではなく、やはり何回かのやりとりの中から、最終的に時間等は解決するものではないというようなもの、または、新たなスタートを切りたいというようなものも職員にもおりますので、理由はさまざまではありますが、退職の理由については聞いているということで状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 庁内の中ではきちんとお話を伺ったという御答弁だったかと思います。

まず、厚生労働省によりますと、平成28年度に全国の総合労働相談コーナーに持ち込まれた相談のうち、職場のトラブルに関する相談件数は113万件にのぼっております。

民事上の個別労働紛争の相談の内訳ですが、何らかのハラスメントを受けているといたじめや嫌がらせが1位となっております。人間関係で何らかのトラブルが起きやすいということは民間企業のみならず、役場も例外ではないと考えておまして、役場内でも職員が快適な環境で働けるように配慮する義務というのは御存じのようにあると思っております。

御答弁にもありましたように、衛生委員会がありましたり、月に1回、産業医に来ていただいたりといったような対応はされているということですが、今までの職場内の人間関係であったり、そういったハラスメント関係の相談件数や内容といったものはあったのかどうか、件数と内容について、ありましたらお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） ハラスメント関係の事案ということですが、ハラスメントという事象で例えば退職があったというふうに統計的に把握しているというものはございません。

個々の職員の事象につきまして、先ほど総務課長から申し上げましたとおり、個々に理由を聞いているところはございまして、当然、その理由というものは多岐にわたるものですから、その中でそういったものも当然お聞きすることはありますけれども、統計的にハラスメントが理由でというところで把握しているというわけではございません。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第3番（田中麻乃君） 恐らくいろんなお話をお伺いの中で御判断をされていると思うんですけども、やはりいろんな理由があって退職されるということももちろんわかります。

ただ、基本的に、民間企業もそうですけれども、いろんな自治体が職場の中に個別に相談できる窓口というのをつくっております。白馬村の中にはそういったもの、特別な相談窓口というのではなくて、そういった衛生委員会といったところで、ほかのものも組み合わせで行なっていると思うんですけども、その仕組み自体が職員が相談しづらかったり、形骸化していて改善が必要だということ、今後、どのようにお考えのかお伺いさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。藤本副村長。

副村長（藤本元太君） 職員の相談ですとか、ハラスメント系の事象に関しましては、先ほど村長からも答弁がありましたように、保健師等による相談ですとか、それから、一義的には上司であります課長、それから、その上の理事者というところに、まずはそういう事象がありましたら相談に来ていただくということでやっておりますけれども、ただ、それでいきますと、やはり内部の人間ということですので、第三者的などころではないというところで、なかなか相談がしづらいのかなというところもございます。

そういう意味では、町村会の公平委員会のほうで苦情相談制度というふうに窓口がございまして、ここにいきますと、電話、面談等で、まずは公平委員会のほうで相談を受けつけていただいて、そのあと、その問題に応じて職員ですとか、我々任命権者のほうにこういう事象がありましたと連絡が来て、その事案に応じて処理をしていくということで、ある意味、これが第三者的な町村でやっている処理の仕方ということで、こういったこともあるということを職員のほうには周知をさせていただいているということでございます。

まずはこういった形でさせていただこうというふうに思っておりますけれども、大きな自治体なんかを見ますと、民間企業と同様に、そういった第三者のカウンセラー等を入れてやっている事例もあるというふうなことは承知しておりまして、今後、その運用を見ながら、そういったことも必要であれば考えていかないといけないのかというふうには思っております。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 私のほうから、特に課長会議等では、新人の職員が配置をされた課長にはしっかりと新人職員のほうに目配り、気配りをするようにという指示は再三したところであります。

そんな中で、今回もことし入った新人職員、それぞれ私のほうで個別に面談をいたしました。それぞれ人によっては悩んでいるなという職員もいたり、今、本当におもしろいというような、そういった職員もおりましたけども、そういったことで、私のほうから時間が取れる場合が難しいわけでありますけれども、10月にそれぞれの職員を先ほど言ったように面談をし、そして、その内容については、課長のほうにそれぞれ指示をしたところであります。

いろいろ悩み事があるような職員については、本当に課全体で支えていかなければいけないというふうに思っておりますし、また、役場全体でそういった協力体制をしながら仕事をしていくということは、非常に私は大事だというふうに思っておりますので、引き続き、そんな取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 村長の御答弁にもありましたように、課長会議のほうではしっかりと指導をしているということではありますけれども、そういった一番の人間関係の事例でありますハラスメント行為というのは、加害者だけでなく、傍観者の責任も裁判では問われております。

事例を申し上げますと、津地裁、平成21年2月19日判決の日本土建事件では、上司である所長が先輩から暴言や暴行、一人居残り残業などを知らながら何らの対応も取らなかったどころか、問題意識さえ持っていなかったことが、パワハラ防止義務違反に反していると指摘されました。

横浜地裁、平成16年4月8日判決、A市職員事件では、セクハラ相談窓口だった課長がセクハラがあったことを認識していたのに、何の措置も取られなかったことが違法行為であるとして、市に損害賠償責任が認められた例もあります。

ハラスメントにおきましては、加害者だけの問題ではなく、職場全体の問題として考えていかなければなりません。特にセクハラに関しましては、御答弁いただいている管理職の皆様の中には女性が一人もいらっしゃいません。女性として共感していただける、相談できる同性の管理職がいらっしゃらないということは、少なくとも女性職員の立場としては相談しづらい環境であることは間違いないと思っております。

そういう環境だからこそ、管理職の皆様には女性職員が快適で、さらには女性職員だけではなく職員全員が活躍できる職場環境を意識して、整えていただきたいと思いますが、その点についてはどうお考えかお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 議員おっしゃるとおり、現状でいきますと、女性の管理職は以内という状況でございますので、そこでなかなか女性の職員が相談しにくいということに関しましては、先ほど申し上げたような外部のところを活用していくという方法も1つではありましようし、そういった

ことも考えていきたいというふうに思います。

それから、そういった件にかかわらず、職場環境ということで行きますと、先ほど村長からもありましたとおり、コミュニケーションというところが根本的に一番大事なのかというふうに思っております。この間、私もある人事系の会社の方々の話をさせていただくと、やはりコミュニケーションの頻度というのが高くなるにつれて、お互いの理解というのが深まっていつて離職率というのも下がってくるという話もありましたので、そういったところの密なコミュニケーションというところもこれから考えていかないといけないなというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと7分です。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** ぜひとも前向きに職場のほうを改善していただきたいと思っています。

村長の答弁にもございましたように、コンプライアンスとは直訳すると法令遵守というところになりますけれども、公務員が法令遵守をするということは極めて原則的なことであり、当然のことです。

法令遵守はもとより、規定として明文化されていないことでも、みずから考えてしないほうがよいことはしない、したほうがよいことはするというような、良識に基づく行為、すなわち自立による行動のみずからの判断でできるようになることが求められるのかと思います。

良識の基準というのは、人によって曖昧であるというのは御存じであると思うんですけれども、白馬村役場の法令による根拠規定に基づいた行動基準であったり、コンプライアンスハンドブックや、民間企業ではほぼつくるんですけれども、就業規則などの作成というのははされてはいかがかと思うんですが、その点についてお考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** コンプライアンスということで行きますと、何がコンプライアンスに当たるのかということも、なかなか理解が進んでいない部分もあるのかというふうに思います。

もちろん、法律上これはだめなんだというのはわかりやすい話ではありますが、特にパワハラ、セクハラ系というところは、人によって理解が異なるというのは議員御指摘のとおりかと思っております。

村のほうでも、まずはそういった、何が昨今の事案で行くとそれに当たるんだということも含めて、ハラスメント系の研修というものもしていかないといけないというのを、まず1つ考えておりました。現在、業者のほうともちょっとやりとりをしていただいて、そういったこともまずは考えているというところでございます。

そこで、ハラスメントとはいうところを理解していただいた上で、それが、その先ガイドライン等をつくっていかないといけないのかということも検討はしてくというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** 恐らく地方公務員は公務員法に基づいて職員の方々も理解されていることとは思いますが、漠然とした法律を自分の中に落とし込むということはすごく難しいことだというふうに思っているんです。

佐渡市におきましては、コンプライアンスハンドブックという形で、こういう形で冊子にして出しておきまして、法令を自分たちの事案に落とし込んで、本当に民間の就業規則と同じような形で、セクハラ、パワハラをすると懲戒の何に当たるのかというところを対比表にして出しているものもあります。

確かに藤本副村長がおっしゃられたように、何がハラスメントに当たるのか、自分の行為の何がダメなのかというのは本当に個人の判断に、本人の基準であったり、判断に基づくものなので、わかりづらいものだと思います。

それは、民間企業でも一緒でありますので、ぜひこういったコンプライアンスハンドブックのような自分の職務に落とし込みやすいというものをぜひつくっていただけたらいいのかというふうに思っております。

今まで述べましたのは、庁内の内部のことですけれども、職員自体が住民からどのように見られているかということを知ることが大事だと思っております。いろんな役場におきましては、住民サービス向上のための窓口サービスアンケートというのを設置されているそうなんです、白馬村ではそういったお考えはないのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 窓口のアンケート、来てどうなのかという個々の方に対してのアンケートは行なっておりませんが、意見を書いて投函できるというものは置いております。

やはり多いのは、苦情に関する案件というのは非常に多い傾向ではありますが、中には非常に挨拶もよかったというような部分もありますので、議員の質問が、来られた方全員にということであれば、ちょっとそこら辺については、また検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第3番（田中麻乃君）** まず、なぜそういうことを聞いたのかといいますと、投書だと、前向きな人といいますか、意見を伝えたい人しか投書はしないと思うんです。

ただ、ほかの例えば橋本市だったり、佐渡市もそうなんですけれども、業務改善に生かすために、住民の方々の御意見を聞くといったところで、ほぼほぼ無作為に、来られた方に、来庁された方にアンケートを取るといったこともされています。

そういったところも踏まえまして、職員が住民からどのように見られているのか、それをやはり業務改善に生かすといったところも御検討いただけたらいいのかと思っております。

恐らく地方公務員法第31条には、職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなけれ

ばならないと定められておまして、役場のホームページも見ますと、宣誓書があったかと思いません。

どこの自治体もそうなんですけれども、その宣誓書の内容をしっかりと見ていただいて、いま一度自分が採用されたときのことを考えて、自分たちが公務員として何をやっていったらいいのか、それで、さらには職場環境をどういう形で改善して、住民の福祉に資するのかといったところをいま一度よく考えていただいて、職場環境を改善して、住民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第3番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第2番丸山勇太郎議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 2番丸山勇太郎です。私が通告いたしましたのは、図書館複合施設それと新年度予算編成についての2点でございます。

では早速、最初の質問に入らせていただきます。

図書館複合施設について。

平成34年度完成を目指すとする図書館複合施設は、本村にとって長野オリンピック以降における最大の公共施設建設事業になるものと思われまます。待望久しかったものが、下川村長となつてからようやく実現に向けての一步が踏み出されましたが、現状の組織立てによる基本構想策定段階から、場所の問題も含めて、実現への落とし込みが出来るのかについて大いに不安を感じております。

そこで以下を伺います。

1番、検討委員会、有識者会議、ワークショップの関係性を伺います。現時点で基本構想策定作業はどの段階まで来ているのか、年度内残り2回と聞き及ぶ有識者会議で構想がまとまるのかを伺います。

2番、さまざまな要素も含めた完成までのスケジュールを伺います。

3番、この事業の担当主管課とは総務課と生涯学習スポーツ課という答弁を前回いただいておりますが、その総務課と生涯学習スポーツ課とでは、どちらが主導的に当たるのでしょうか。特に限定されたエリア内で保育園のおよそ3倍の面積が必要だろうと推測する用地の確保交渉には、職員が命がけで当たる必要があります。用地交渉はどちらの課のどの役職の職員に当たらせるのでしょうか。

4番目、村長は、イニシャルコストをどのくらいと想定しているのか伺います。上限を設けて検討しないと、給食センターの二の舞になると懸念いたします。

5番目、大型事業であるがゆえに、財政計画は大変重要ですが、特定財源はどのようなものを予定しているのか伺います。これは、藤本副村長がいるうちに最も有利なものめどをつけておくことがよろしいのではないのでしょうか。

6番、施設の中核は図書館であることだけは確定している中で、来年度は図書館長を決めて次のステップに進むのかを伺います。図書館に関しては、館長の考え方がコンセプトやランニングコストに大きく影響するものと推測されます。

お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山勇太郎議員の図書館複合施設について、6つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の検討委員会、有識者会議、ワークショップの関係性、現時点で基本構想策定作業はどの段階まで来ているのか、年度内残り2回の有識者会議で構想がまとまるのか、2点目の完成までのスケジュールにつきましては、関連がありますので一括で答弁をさせていただきます。また、一部太田伸子議員の答弁と重複をする部分がありますが、ご了承をお願いいたします。

図書館施設検討委員会は本年度4回開催をいたしました。この検討委員会は、白馬村教育委員会の諮問機関で図書館としての機能等について検討する機関であります。有識者会議は、村長の諮問機関で新しい図書館及び複合施設として備える機能について調査・審議するための機関です。ワークショップは、住民の意見を拾うための手法の一つで、ワークショップで得た情報は有識者会議に資料として提出をするものであります。

現在は2回の有識者会議が終了をしておりますが、この有識者会議の中では公共施設等総合管理計画と照らし合わせた検討や既存施設、規定概念にとらわれず人々の交流や収益を生み出せる可能性の高い機能、施設についても専門的な見地を含め検討を行なっているところであります。

今後年度内には、ワークショップや図書館施設検討委員会から出された意見を勘案し、図書館としての機能を見つ複合化する機能を具体的に絞っていくとともに、事業費の目安、建設用地についても検討をし、方向性を出していく予定であります。平成34年度の建設に向け、準備を進めているところであります。

3点目の総務課と生涯学習スポーツ課のどちらが主導的に当たるかとの質問でありますけれども、現在では両課が事務局として有識者会議にも参加をしておりますが、本年度の基本構想と来年度予定している基本計画までは総務課が主体的となり、施設建設に向けた事業実施については生涯学習スポーツ課が主管課として当たることとなります。

4点目のイニシャルコストとしては、現時点では想定されるものは、ソフト面においては今年度

で進めております基本構想策定業務・来年度以降の基本計画策定業務・実施設計策定業務等で、ハード面においては用地費・建設費等ではありますが、現在検討しております複合化する機能や規模により金額が変動するため、今後詳細が決まっていく中で調整をしております。図書館建設は大規模事業となりますので、特にハード面においては健全財政を堅持するため、公共施設総合管理計画や策定中の個別管理計画との整合性を図りながら検討をしております。

5点目の特定財源については、複合化する機能や規模により使える補助金等が変わるため、今後詳細が決まっていく中で調整をしております。また現在、有識者会議の中では、検討する施設ごとに使える補助メニューについても提示をし検討を行なっているところであります。ただ、補助金ありきの事業ではなく、全ての住民が生涯を通じ学びさまざまな目的や分野で定住・来村する国内外の人々が文化交流できる場としての施設をつくりたいというふうに考えております。その上で関係する補助事業等について精査をし、財源の確保をすることは当然のこととして事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、図書館長の公募についてのご質問でございますが、過去の議会では、平成31年度当初から図書館長としての業務開始に向けて、平成30年の7月ごろに募集を開始する予定で地域おこし協力隊としての募集を検討しておりますと答弁をしております。しかしながら、現在有識者会議では、新たな図書館施設は従前の図書館ではなく、ほとんどが交流ゾーンとしての複合施設に図書館が入ることが主流であることなども議論されていることを踏まえ、図書館長なのか複合施設の施設長なのかといった観点からも職務内容の精査が必要と考えております。有識者会議の検討結果を加味しながら、複合施設の計画内容が確定してから募集を開始をしたいというふうに考えているところであります。

1点目の丸山議員の図書館複合施設についての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 私は、村長の腹づもりをお聞きしたいんです。何か今の質問に何もかも有識者会議次第と、有識者会議に丸投げでしょうか、基本構想というものは。私は、村が考えなければいけない基本構想というものもあると思うんです、いわゆる腹づもりですね。どのくらいのものなのか。何を考えておかなければいけないのかってことは、私の意見はちょっと後で触れさせていただきますけども、そして有識者会議の結論が出ましたら、村の考えとすり合わせて次の段階へ進む。私はそういうもんだと思っておりますけども、再度お聞きしますが、村長にはこの事業に対する腹づもりはないのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 村長に対しての腹づもりはないかという質問でありますけども、以前から白馬村では図書館というものについては非常にニーズが高い、そういった中で先ほど丸山議員が言うよ

うに、今までいろいろな要望はあったわけではありますけども、なかなかそこに手がつかなかったというような状況の中で、今回そういったことを含めてこの図書館、そして図書館ありきではなくて、図書館と複合施設を一緒にしながら、そういった施設がどうしても必要だといったことで今取り組んでいるわけでありまして。そのために今、有識者会議等々に諮問をしながらいろんなご意見を頂戴をしているというような状況であります。

そしてまた、それが煮詰まってきた時点で、当然村としての規模とか予算とかというものは当然お示しをしていかなきゃいけないと思いますけども、今言ったようにいろいろな取り組みによって予算措置等々も交付税措置等々もありますんで、そんなことも含めながらこれから今進めていく段階でありますので、丸投げしているわけではありませんで、ぜひそこら辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 最近、大変いいことなんですけども、広報はくばにこの図書館の検討の様子を毎月伝えておられまして、11月号では第4回目になりますかね、これ見ますと、図書館施設検討委員会の報告書で1ページ、あと有識者会議の経過報告が半ページ、ワークショップの経過報告で半ページということで、2ページを使って今の検討段階のことを伝えていただいている。これは大変よいことだと思っております。

その中の有識者会議の経過報告を読みますと、既存公共施設の複合可能性というところに、複合可能性の高いものとして、歴史民俗資料館・子育て支援ルーム・多目的集会施設・食品加工施設・放課後児童クラブ等を挙げてありますけども、複合施設で本当に必要なものって何だと思っておりますか。私は歴史民俗資料館とか多目的集会施設とか食品加工施設なんでものと図書館を組み合わせるなんてことは、私は全然予想しておりません。私の私案ですけども、複合施設として今本当に必要なものというものは、図書館の相手方として。それは子ども・子育て支援施設だというふうに私は思っているんですけども、そういう本当に必要なものを複合施設として一つ屋根の中に入れると。もし本当に必要なものがなければ図書館単独でいいわけですし、村長はそれは何だと思っておりますか、複合施設として本当に必要なものは。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今までかねてから再三私のほうで申し上げているのは、図書館とそしてまた今言われているような子育て支援施設、そういったものが最低限それはどうしても必要だというふうには私は思っております。そういった中で、有識者会議でもいろいろな意見が出ているわけでありまして、それはそれとして最終的に村としての方向性というものはしっかりと決めていかなきゃいけないというふうに思っております。いろいろなニーズがあることは周知しております。きのうの一般質問でも太田議員からも上限を決めて予算を決めてというお話がございました。そのことも大変重要であります。まだそこまで行っておらないわけでありまして、先ほど言ったように最低

限は今の2つだけはどうしても必要だというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** それ私が冒頭申し上げた腹づもりだと思うんです、村長の。この図書館のことに限ったことではございませんけども、村長自身がしっかりと考えを持って、それを職員にサゼッションする、日本語で言えば示唆するということですが、ご自分の考えを職員に伝えると。何もかもその検討会議、この図書館で言えば有識者会議ですとか、あるいはコンサルタント、あるいは職員任せではなくて、最終決断者は村長なわけですので、そこんところをちゃんと私はこういう考えを持っているんだってことを、村長自身がサゼッションしていただきたいなど。

職員に今担当の総務課と生涯学習スポーツ課と言いましたけども、肝心な部分を訪ねますと、それは長が決めることだと、よくそういうせりふを職員が言うんです。必ずそういう答えが返ってきます。したがって、村長がきちんと腹づもりを持って、職員に対して私はこういう考えを持っているんだってことを伝えていただきたいと思うんです。それで、一方でいろいろ知識をお持ちの有識者会議の皆さんには有識者会議の皆さんで検討してもらおうんですけども、村は村で、あるいは村長は村長で、きちんとした腹づもりを持っているということが大事じゃないかなというふうに思っているんですけども。

あと、用地なんですけど、用地の場所というのは非常に重要なことになってきますが、これもまあ、先ほど有識者会議のほうで事業費のことであるとか用地の検討までしてもらおうんだというようなことがございましたが、これもまた、ちょっと腹づもりというのをお聞きしたいんですけども、用地というのは先行取得するのでしょうか。先行取得しないまでも大体の場所というのは決めて先行して地権者に話に行く必要があると思うんですけども、そういうお考えはないでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど申し上げましたように、規模によりまして土地の面積も決まってくるわけでありまして。そんな形の中で、もうだんだん煮詰まってきたら検討委員会のほうでも煮詰まってきたら。そういった中で、場所そしてまた予算の関係も完全にできたからどうだじゃなくて、そういったことを前倒しに考えていかなきゃいけないというふうに考えておりますが、まだ今そこまで至っているわけじゃありませんけども、用地の関係そして予算の関係についてはこれからの作業になるというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 有識者会議の皆さんはそれぞれの分野で長けた皆さんだとは思いますが、でも村のことを一番知っているのは職員なんですよね、日々村のため村民のために仕事されているわけですから。私は一番知っているのは職員であり、そして村長であり、また我々議員もそれに加わっていかねばいけないというふうに思っているわけですが、きのう同僚議員の質問にもありましたけども、先ほど来話も出ておりますが、場所は大体この辺ですとか予算の上限はこ

のくらいですということを示して検討することのほうがいいのではないかと思うんですが。

今そのワークショップって、私も第1回目のワークショップ出ました。本当に皆さん夢を語るわけですよ。私もこうだったらいいな、そういうことを言いました。この広報紙の中のワークショップの経過報告の中にも憩いの場としての公園を併設してほしいというような要望があるわけです。ただ建物を建てればどうも済むものではないと。その周りもちゃんと公園化していただいて、そういった本当に皆さん希望されているようなものに近いものを実現してほしいわけですが、ついても上限というものはあるわけでごさいます、例えば、もし30億かかるとしたら、有識者会議か何かの結論をそのまま、あるいはワークショップの皆さんの言うことをそのまま実現するのに30億かかるとしたら、村長やりますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 仮定の質問に対しては答弁はできませんけども、普通幾らでも無尽蔵に予算を投入してやるという考えはございません。

そして、先ほど来いろいろ言われておりますけども、せっかくこの何十年もいろいろな希望があったわけでありましてできなかつた。そういった中で今回、子育て支援センターを含む図書館というものを白馬村が建設をするということについては今、広報はくばでも村民に対してこういう検討をしているんだよということを周知をするために、できるだけ広報しろということで今広報させてもらっております。

そしてまた、せっかくつくる施設でありますので、いろいろな意見を聞きながら、それが全部かなうわけではありませんけども、ああこういう意見もあるんだ、こういう意見もあるんだということは、私は非常に重要だというふうに思っております。いわゆる村でやるのは、行政が勝手にやったというようなそういった批判はいつも言われるわけでありまして、そういったことも含めていろんな意見を頂戴するということは、非常にいいことだというふうに思っております。

そしてまた、最近の図書館というものは、本当に世の中変わっておりますして図書館ありきではない、村民がそしていろんな人たちがそこで集まってコミュニケーションの場でもあるというような、そういったことが非常に大きく変わってきているというようなそんなこともありますので、有識者会議とかいろいろ丸投げだというようなそんなご意見もあろうかと思っておりますけども、そうではなくていろんな知恵をいただくためにそういった方々に諮問をしている。

そして当然一番わかっているのは白馬村の職員であります。そういったことから課長会議等々でいろいろな検討をしながら、すばらしい図書館をつくってまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆さんからもぜひまたいろいろな面でご指導いただきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 皆さん夢を抱いているわけです。本当に期待をしている施設なものですからなおのこと、私はそういうことを申し上げているわけでごさいます。

先日、総務社会委員会で近場の安曇野市と松川村の図書館複合施設を視察しに行っていました。そして私これ感じたことですが、これは大変なことだなあというふうに思っております。ちなみに松川の多目的交流センター「すずの音ホール」。図書館複合施設の名前ですが、その松川のすずの音ホールは平成21年に完成した施設ですが、これは施設の建設費用の上限を10億と決めて建設したそうでございます。実際は9億5,000万かけた。ただ、そのほかに周りの公園に結構なお金をかけていまして、それにも9億かけているということで、これは用地代の5億を含んでですけど、したがって、公園を含めた一体的な費用は計18億かかっているわけでございます。松川村の場合には土地利用計画がしっかり自立されておりまして、ご存じのとおり、公共施設（役場・学校・図書館・公園・子育て施設）を全部1カ所に集めているんですよ、あそこって。

それと穂高の複合施設、これは穂高交流学習センター「みらい」という名前でしたけれども、これも同じく平成21年に完成しておりますが、これもやはり20億かかったそうでございます。

したがって、さっき例えば30億ってそういう金額出しましたけども、今、建設物価が上がっている時代ですので、もしかしたら本当に30億かかるかもしれないんですよ。だから、これってちゃんとある時期には、来年度では、平成31年度の基本計画の策定段階の途中では、やはり先ほど来言っているように、金額の上限というようなものも村長から示されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。そうしないと、冒頭の質問にも言葉を使いましたけども、給食センターのようなことになってしまうんじゃないかと思っております。

あと、この事業には基金の準備が一銭もないわけですが、今からでも基金を募ってはどうかというふうに思うわけです。今議会には、ふるさと白馬ひとづくり基金条例というような条例も上程されますが、先ほど視察に行ってきた例を挙げた穂高の「みらい」では、3億5,000万の基金をつくってから図書館をつくっているわけでございます。今からでもクラウドファンディングでも何でもいいですので、基金始めてみてはどうでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 平成34年度の建設予定ということになりますと、向こう3年あるわけでございますけれども、そういった基金の準備ということも今後のその予算の中では考えていく事項の一つなのかなというふうには思います。クラウドファンディングというお話もありましたけれども、ほかの自治体ではそういうこともやっている例もあるというふうにお聞きしていますし、そういったことも含めて今後予算の中で、先ほど村長が申し上げた建設地の候補のことも含めて全体の予算の中で考えていきたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 私は今回のこの複合施設の構想と学校の建てかえ構想というのは、場所の問題という点で双方に影響するんじゃないかというふうに思っております。学校の校舎もご存じのとおり、北小の北校舎、南小の南校舎、それぞれあと一、二年の間に約建設から50年、半世紀に

なる校舎でございまして、皆さんそれは認識されていると思いますけども、いずれはその校舎の建て替えということは避けては通れないわけでございます。今もそうですけども、南小学校はちょっと別にしても、今図書館というのは北小学校の近くにあって、図書館を親との待ち合わせ場所にしていたりとか、そういうようなことがあったりもしまして、学校近くに図書館があったほうが良いというふうに思っております。また先ほど来、双方の認識が一致するように、子ども子育ての施設がもし複合施設として入るとするならば、やはり学校近くに図書館というものがあつたほうが良いというように思うわけです。

これも仮の、仮定の話ですけれども、例えば統合小学校というようなものを考えたときに、それが中学のほうへ統合小学校を建てるというようなことになった場合に、これから4年以内につくる図書館の位置というものが、この辺でいいのかというようなことになってくるわけですけれども、この際、学校のこともこの複合施設建設構想と併せて、本気の検討の取り組みを始める時期ではないかというふうに思っておりますが、その考えはないかどうか、これは教育長のほうよろしいですかね、お伺いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林豊君）** 議員のおっしゃるとおり当然小学校の統合、それから小中一貫これも含めた中で教育委員会として考えていかなければならないと思っております。それに伴って先ほど言われたように、校舎も45年近くたっておりますんで、これをどうするかということであります。私個人としては、小学校から最高でも1キロ以内に図書館は必要ではないかと考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 私も同じような考えを持っております。したがって、今、村がやるべきこと、図書館複合施設の基本構想策定については、有識者会議にお願いしておりますけども、それはそれとして、村はこの学校も含めた全体構想、将来構想、前はグランドデザインというような言葉を使っておりますけども、そういったものを今描く時期ではないかと、そういうことを並行して行って考えていってほしいんです。もしそれが描けないようだったら非常に残念ですけども、複合施設、34年じゃなくてもうちちょっと先延ばしたほうが良いような気もいたします。その辺もう一度、村長どうでしょう、お考えを。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 小学校の統合については、今まで触らずにきたというような状況の中で、ようやく私の政権になって、ここ一、二年もう統合の時期にきているというようなそういった話が出てきているわけでありまして。私も当然そういう思いはしているわけでありましてけども、今までそういったことに触れなんで避けてきたというようなこと、そしてまた、当然これ統合ということになりますと3年や5年で、じゃあ、すぐできるというような状況ではございませんので、そこら辺もこれからの課題として非常に重要だというふうに思っております。

さりとて、じゃあ、それがあからこちらの図書館のほうはということは、できるだけ今まで住民の皆さん方からも非常に希望が高いというような中で、できることならば34年までには建設をしたいという思いではありますけども、先ほど言われたようにそういったことも考える必要は当然あるかと思えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** ぜひそれを、この際一緒に検討していただき、その時期が本当に来たと、図書館も適切な位置にそのことも考えながらつくっていただきたいというふうに希望を述べさせていただきます。

では続いて、次の質問に入らせていただきます。

新年度予算編成についてでございます。

例年12月は各課で新年度予算の要求パッケージづくりをする時期です。予算書が刷り上がってからはなくて、この時期だからこそあえて次をお聞きいたします。

最初に、村長は、どのような予算編成方針を職員に示したのかを伺います。

次に、私が特に気にかかっている次の課題について、どう認識し新年度で予算立てするのか、あるいはしないのか、課題ごとに簡潔にお答えください。

1番として、学校へのエアコンの設置。

2番として、広報伝達手段の不備を補う全村民向け携帯・スマホ用アプリケーション。

3つ目、完成以来続くウイング21の雨漏りの抜本的改修。

4つ目、録音に不備のある議会全員協議会室のマイクシステム。

5つ目、一般会計での自主財源化が期待される小水力発電の導入。

最後、各種計画策定に多額の委託料をもっての外注、これは策定支援を含みますけども、この外注が多いことについて、村長はどのように捉えているのかを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の新年度予算編成について、3つの項目の質問をいただいております。

1点目の新年度の予算編成方針についてでありますけども、白馬村の財政状況といたしましては、歳入の一般財源は減少傾向にあるにもかかわらず、歳出につきましては近年増加傾向にあり、ますます地方債現在高の増加、基金の繰り入れの増加が見込まれ、大変厳しい状況になると見込まれます。このような状況の中で、予算編成の方針といたしましては、健全財政を堅持しつつ第5次総合計画の目標を推進する事業、総合戦略に基づく事業など将来を見据えた地域力向上を推進をしていくこととしております。具体的な方策といたしましては、5つ掲げております。

1つ目に第5次総合計画及び総合戦略の確実な推進として、第5次総合計画の前半計画の4年度目を迎え、計画前期の最終年度に向かって総合戦略や総合計画で定めた目標の達成に向けた取り組

を進めること。

2つ目に、住民理解等の声を反映して実施計画に基づく事業を優先事業とするが、地域懇談会など住民の声、現場の声を聞き事業の緊急性等を柔軟に判断すること。

3つ目に、行財政改革の推進として健全財政を堅持するために現状を踏襲することなく一層の経費削減に努めること。

4つ目に、歳入の的確な確保及び新たな財源の創出として村税などの一層の収入率の向上に向けた債権確保策の強化を図り、優位に財源を地方債に求めないよう努めるが、財源とする場合は交付税措置のある有利な地方債を利用できるような事業を検討すること。

5つ目には、喫緊の行政課題への的確な対応として公共施設の老朽化対策につきましては、優先度を考慮しながら適切に事業の実施の計画を進めることとして、予算編成に取り込むよう指示をしたところであります。現在、予算編成会議を経て予算作成の作業を進めているところであります。この25日以降には予算の要求額の集計を行う予定となっているところであります。政策的経費につきましても、各課からの吸い上げを終了し、支持者ヒアリング等を含めて編成作業中であり、まだ申し上げることはできませんが最小の投資で最大の効果を上げる予算編成を行なってまいりたいというふうに思っております。

2点目の各項目にかかわる新年度の予算編成に対する考え方ではありますが、1つとして、学校へのエアコン設置については、開会の挨拶で申し上げましたとおり、国からの補助事業の制度等の詳細を確認の上、補助制度に基づく特定財源について財政当局と協議・調整を図りながら、その事業規模を確定の上、進めてまいりたいというふうに考えております。その際には、村においても予算計上が必要となりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

2つ目の広報の伝達手段の不備を補う全村民向け携帯・スマホ用アプリについては、以前から新たな情報伝達の方法について検討してまいりました。一案として、携帯メール等の一斉配信などがありましたが、検討している段階で現在の防災行政無線は老朽化が進み、また無線機器のスプリアス規格の改正に伴い、平成34年11月の1日以降使用できなくなることを踏まえ、デジタル化への以降も以前から検討をしておりました。

その検討の中で、防災行政無線のデジタル化は多額の費用もかかり、他の自治体の状況もお聞きをするとかなり不具合等もあるとのことですので、現在の防災行政無線にかわるものとして携帯の通信網を利用した情報伝達システムを検討をしているところであります。このシステムについては、現状と同じように屋外子局や新たな戸別受信機で聞くことができ、また戸別受信機にかえてスマートフォンのアプリにより行政からの情報を取得することができるものであります。この情報伝達システムの導入経費を平成31年度予算に計上することで考えているところであります。

3番のウイング21の雨漏りの抜本的改修につきましては、昨日の太田信子議員に対する答弁のとおり、本年度中に工事の設計ができる基本調査を実施をし、平成31年度に設計と工事を実施す

る予定で担当課のほうと調整を進めているところであります。この工事につきましては、平らな屋根部分の上に屋根をかける工事を想定しており、費用は設計を含め1億円を超える額を見込んでいます。

議会全員協議会室の録音に不備があるマイクシステムについては、議会の事務局から平成31年度予算編成作業にかかわる政策的経費及び投資的経費の事前調査として、ご質問の議会全員協議会室のマイクシステムの更新予算の提案がされておりますことを認識しております。

5つ目の一般会計での自主財源化が期待される小水力発電導入については、来年度においても小水力発電をめぐる国の制度の動向を注視することを、併せて県内においても先行して小水力発電の導入に向けて動いている町村があるというふうに聞いておりますので、研究を進めてまいりたいというふうに思います。

現段階においては、売電収入の使用使徒に制約を受けるおそれのある補助金を受けている事業を実施するか、また建設はどこにするかなどで、大枠の方針を決めることが先決であるため、来年度においては、概略設計や建設にかかわる詳細設計委託料などの新たな予算措置まで考えてはおりません。全体的な考え方として申しますと、限られた歳入予算から真に必要な事業を取捨選択をして、新年度予算編成に望みたいと考えておりますので、各課からの予算要求の状況と特定財源等歳入措置のある事業を判断をし、村全体の予算規模等を勘案して予算編成作業を進めていくこととなりますので、よろしくご理解をお願いをしたいと思います。

最後に、計画の策定の委託についてをお答えをいたしますが、各種計画策定を外部に委託することについては、昨今ほどの自治体においても事例がふえていると思われませんが、一概によい悪いというものではなく、メリット・デメリットを考慮した上で判断すべきだというふうに考えております。メリットとしては、人手不足の役場において、職員のみの人パワーではできなかった計画策定ができること。各種コンサルタント会社の専門知識のノウハウを生かして役場ではできなかった専門的な調査研究ができることが挙げられます。一方で、デメリットといたしましては、委託先任せになってしまい、でき上がった計画に対する役場の当事者意識が希薄になること。地域の実情が計画に十分に反映をされない可能性があることが考えられます。

役場の業務量が増加をし、職員数も限られている中で村政を効率的に進めていくためには、今後とも一定程度の委託を行なっていくことはやむを得ないというふうに考えております。一方で、委託先任せにならないように委託先との議論をしっかりと行い、役場が主体的に計画をつくるという意識を持って当たることを職員にも徹底したいというふうに思います。また、必ずしも業務内容の専門性や人パワーから見て、必ずしも委託の必要がない事業については、職員がみずから行なっていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は答弁を含めあと13分です。質

問ありませんか。丸山議員。

**第2番(丸山勇太郎君)** 今の2つ目の来年度予算編成についての質問に対する答弁につきましては、私満足しました。みんなやっていただけという答えだったというふうに聞いておりますので、まあ、最後の小水力発電については研究ということですが、それ以外については今やるという答えだったと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、先ほどの質問にも触れましたけれども、学校へのエアコンの設置、これは本当に去年の猛暑のことを考えますと、まず国の交付金というものもつけばそれに乗っかっていくということもいいことだというふうには思っております。それは大変子供たちにとってありがたい話ではありますけれども、何せ校舎が古いということのことを考えますと、せっかくつけたエアコンも耐用年数を使い切らずに終わる可能性もあると、校舎建てかえ時期によっては、したがって、先ほども触れましたけれども、統合していくのかどうかを当然の検討対象になってくると思いますが、校舎の建てかえについては、本気の検討に入っていたいただきたいというふうに思っております。

それと、小水力発電について、ぜひ研究してもらいたいと思うわけです。本気の研究をこれもしていただきたいと。現状の1基は土地改良区の収入になっているだけでありまして、午前中の同僚議員の質問の中にも今全世界がSDG 2——持続可能な開発目標——で取り組む時代となっております。そういう中で一番白馬村にとって可能性のあるのは小水力発電、無尽蔵なのがこの再生可能エネルギーだというふうに思っております。木質バイオマスの研究というようなことも予算認めて今やっていると思っておりますけれども、私は、そういう燃料調達や焼却残渣の処理にコストがかかる木質バイオマスよりは、小水力発電のほうが、よほど可能性があるのではないかと。木質バイオマスを試験的にやってみることまでに反対するものではございませんけれども、そういうふうに思っております。いま一度この小水力発電の研究をすることにおいて、再度その覚悟といえますか、どのぐらいまで本気でやっていたか、これはどの課がよろしいんですかね、それをちょっとお伺ひいたします。

**議長(北澤禎二郎君)** 答弁を求めます。下川村長。

**村長(下川正剛君)** 補足については、農政課長のほうから説明をさせますけれども、農水省のほうから通達がございます。今、平川の小水力発電、国の交付金もらってやっているわけでありまして。そういった中で、基金に積み立てをするということは、国から予算をもらっておきながら利益を積み立てするということは、いかがなのかという通達が来ております。今これから農政課長のほうから細かい説明があるかと思っておりますけれども、今農水省でやっているのは国の補助金をもらってやった、それに対して例えばそういった経費で使うものはいいいけれども、基金に積んでおくということは国のほうへ返還をしろと、こんな通達が出ておりますので、そんな事も含めてこれから小水力発電、この温暖化に対しても大変重要だというふうに私も認識しておりますけれども、急にそんな通達が出て私もちょっと面食らっているわけでありまして、その関係について担当の課長のほうから答

弁させていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 太田農政課長。

**農政課長（太田洋一君）** 今、村長答弁申し上げたとおり、農水省関係に限らずと思えますけども、ほかの省庁関係の補助金もそうだと思いますが、私の所属しているところは農水の関係ですので、農水関係で申しますと、やはり会計検査の入った結果、使徒に制限がかかってしまうということで、まず正式には決まっていないですけども、来年の4月からは使途に使い道のほうに制限がかけられてしまうというふうな動きの中で今進んでおります。

研究していく姿勢というところのご質問でありますけども、やはり再生可能エネルギーというか、クリーンエネルギーを白馬村で進めていくという意義は、非常に私も大きいものがあるというふうに感じております。白馬村だからこそやはり積極的に進めていくべき事業であるのかというふうな個人的には思っているところではありますので、どういった、規模もそうですけども、9月の議会の中で候補地といいますか調査の候補地を幾つか述べさせていただきましたけども、そういった候補地が本当にそこでどの程度の規模のものが適当であるか、またその売電収入のみでいくのか、あるいはいろいろな公共施設等の電気も含めた中で余剰の電気の売電収入を利用していかどうか、いろいろなやり方があるかと思っておりますので、そういったところも含めて研究していかなければならないというふうに思っています。

例えば、ある意味送電線まで含めて公共施設に電気を配るのかというところまで、やはり踏み込んでいかなきゃいけないのではないかというふうに思っておりますので、やはり白馬村にとっては進めることは非常に重要だと思っておりますので、そういう面からも研究は積極的に進めてまいりたいというふうに思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

**第2番（丸山勇太郎君）** 水利権のことがありますので、農水省ってことになるのかどうかわかりませんが、ならばそういう制限のかからない、例えばNEDOか何かの相談して、売電収入が一般財源化できる形でのそういう小水力発電というものをぜひ積極的に研究していただきたいというふうに思っております。

あと、3番目の外注の件なんですけども、本当に今白馬村の予算書を見ますと委託料だらけというふうに感じております。先ほど村長の答弁の中では、一概によい悪いは言えないし、業務量のこともあるしということも言うておりましたけども、職員がやっぱり、先ほどもあったように主体的にならなきゃいけないと思うわけです。お任せじゃいけないと思うわけですし、自らつくれるものはつくってもらいたい。私の知る限り最近のうちで職員が自前で、自力でつくっているのは、健康福祉課の福祉計画ぐらいじゃないかなと。あと、みんなコンサルみたいな入れてはしないかなと思うわけですけども、例えば同僚議員何回も質問している観光地経営計画では、大変な金額2,400万ですか、これもまあ、そういう金額を使って計画を策定している。現在進行形でもこれ9月

議会の村長挨拶にございましたけれども、先ほど来の図書館複合施設の基本構想は、一般社団法人日本カルチャーデザイン研究所。地域公共交通網形成計画は、東日本総合計画株式会社。景観計画の策定は山田建築設計室と。当然のことながらそれらには貴重な予算を充てているわけで、それも決して安い金額ではないわけでございます。

その一方で、職員の計画策定能力がそれによって育たないということがあるというふうには思っております。まあ、大変人手不足の時代でマンパワーもない中ではございますけれども、職員がしてくれるものならつくってもらいたい。そういうことでこのコンサルの委託料というようなことで、貴重な予算を費やすだけではないようなこともぜひ心がけていただきたいなということを最後にお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第2番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時04分

**議長（北澤禎二郎君）** 引き続き会議を開きます。

次に、第4番太田正治議員の一般質問を許します。第4番太田正治議員。

**第4番（太田正治君）** 4番太田正治です。

本日は、通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。

1点目に、区への加入について。2点目に、白馬駅周辺の開発について。3点目に、今後予定される建物に村産材や県産材の使用についてでございます。

まず、始めに、区への加入についてご質問をしたいと思います。

この問題につきましては、今まで先輩議員や同僚議員、また昨日も同僚議員が質問をしております。この問題については、10月28日、住民の皆さんと議会との意見交換の中でもお話が出ましたので、今回質問させていただきます。

今まで、行政の方々が、受付で区への加入についてお話されていることは重々わかっておりますが、なかなか難しいことであります。一つとしては、各地区に加入すると、区の負担金及び各組単位の負担金があります。その負担金についても、高いところや低いところがあり、その部分においても問題があるのではないかと思います。そこで、行政の皆さんがよく検討委員会を立ち上げて検討しておりますが、この件についても行政と地域を巻き込んで検討委員会をつくって、区への加入についてお話をいただけないかと思ひまして、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田正治議員からは、1つ目の区への加入についてを質問、事前に提出されておりますので、答弁をさせていただきます。

ご質問の区費については、昨日の太谷修助議員への答弁のとおりであります。各区の事業内容

や財政状況によるところが大きいと思っております。昨日の答弁と重複をいたしますけれども、自治会行政区は任意団体であり、加入、脱退は個人の意思によることが原則であります。現在の風潮は集団から個を尊重するような流れもあり、議会においても、たびたび一般質問に取り上げられているところであります。

最近では、大北管内での市町村でも加入率低下の話が話題となっており、加入率向上に頭を悩ませているとお聞きをしております。法的な面も含めてよい方策はないか弁護士にも相談したところ、任意団体であるために行政の加入は難しいとのアドバイスを受けているところであります。

したがって、現在のところ、区費に関しての検討委員会等の立ち上げの予定はございませんが、ただし、区未加入者に対する共益費等による一定の負担については、引き続き方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、1つ目の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** きのもいろいろなお話が出ておりましたけれども、やはりどこの区でも、区に入る人がだんだん少なくなってくるという現状であります。なかなか、今、半分くらいしか入っていない区が多いのではないかと思いますけれども、やはり地域の人たちが努力してもなかなか区に入ってもらえないという、大変苦慮している部分が多々あります。何かいい方法を見出すには、やはりできれば行政が一緒にかんでいただいて、区に入るような形をとっていただくことが、一つの形ではないかというふうに思っております。

この問題は、私ども白馬村だけでなく、もう何年も前からあちこちの市町村で問題になっている問題ではありますけれども、何かよい方法がないのか、その辺をお知恵をお借りしたいという部分もありますが、今、村長のお話以外に、総務課のほうで何かいい案があったらお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 区の加入に関してにつきましては、2つの要素、これまで懇談会の中でも伺っております。まず、1つ目の要素としては、未加入の方によるマネジメントの問題というのが1点。それから、もう1点は、加入はしているんだけど労働奉仕等については、お金は払うけれども、いわゆる人為的なものが不足していると。2つの要素というのは最近の懇談会の中で出されてきております。

これ、両方等も満たすという部分については非常に難しいと思っておりますので、まず、村長の答弁にもありましたとおり、未加入者のいわゆる費用負担の面につきましては、過去の判例の中からも、共益費に関する部分については、ある程度負担する部分というのは判例があるということもありますので、ここら辺を統一的にとれるような方策を見出していくというところが、まず最初に、今現在も取り組んでおりますので、それを先行させたいというふうに思っております。

もう一方の、いわゆる地域の作業、活動等に関する部分というのはことしかなり多くの地区から出されておりまして、これについては集落支援員の活動も含めながら、できるところから取り組んでまいりたいというふうに考えております。それぞれ、地区の抱えている課題というのはそれぞれだとは思いますが、担当となります総務課のほうに相談をいただければ、よりよい方策を見出すところについては、鋭意取り組みさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。今お答えいただきましたけれども、一つは、未加入の補完になると、地域に協力金を払っている加入者もいますけれども、それ以外の人はごみ集積場の利用ができないとか、いろいろな問題が出てきております。最近、そういう部分も含めて、個々の地区は難しい問題を抱えておると思っています。きのうもその話が出ました。やはり、地区でごみ集積場を持っていても、負担金をもらわないと、地域でつくったものについてはというような昔ながらの考えがあるのかなというふうに思いますが、その辺も含めて、これからもっと研究していかないといけない部分がありますけれども、その辺について、村のほうは一応、どのような形で指導できるのかを教えていただければありがたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ごみ集積場の関係のご質問でございますけれども、かつて村としましては、今回の、ことしのごみ処理広域化に向けまして、地区の集積場、それは区民であるとないとを問わず、集積場で入れていただくような形をお願いしたいという方針でまいりましたけれども、実際、例えばごみ出しのルールなんかも変えてくる中で、特に区に加入していただかない方についてはなかなか周知ができないという部分もあったりして、最近では区民独自で施錠をして対応しているというような集積場も多くなってきております。それに関しては、区の方針というものに対して、それを尊重する形で村としては対応しておる状況でございます。

きのうも答弁で申し上げましたけれども、では、区に加入していない方のごみ出しはどうするんだという部分につきましては、現在は白馬清掃センターのほうでの直接受け入れ、それが今後足りないということであれば、その拡充という部分を村としては考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。基本的には、地区の集積場の管理に関しては、それぞれの地区の中でお願いをさせていただいている大原則は変わりませんので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** 今、住民課長のほうからお話がありました集積場については、うちの地域も施錠をしているという部分もあります。それから、私どもの地域だけでなく、他の地域でも施錠

をしている部分があります。これは、地域にいる方だけじゃなくて、投げ込みとかいろんな部分があって、集積場の部分もそういう形にせざるを得ないという状況の中から、そういう施設という部分もあるのではなからうかというふうに思います。

いずれにしても、区への加入については役員の問題とか、いろんな部分が絡んでくる部分もありますけれども、ぜひこれから、地域でできないものを、ぜひ行政のほうでご指導いただいて、多くの方から区に入っていただいて、地区の活動あるいは地域の集まりとか、いろんな部分で地域を盛り上げていただくという形でいきたいなというふうに、自分は考えておりますので、その辺について、もう一度ご協力、行政としてご協力いただけるのか、いただけないのか、お聞きをしたいとします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** いろいろと地域の課題につきましては、先ほどもお話をさせていただいたとおり、いろんな形態があると思いますので、ぜひともご相談をしていただければと思います。特に、今回の懇談会の中では、集落支援員全地区の懇談会に参加しております。職員で話しづらいところがあれば集落支援員でも結構ですし、何かと相談していただければ、対応のほうはさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。いずれにしても、私ども地域だけではなくて、白馬村全体として、区への加入が少なくなっていますので、いろんな面でご支援をいただいて、多くの皆さんに区に加入をしていただく、そういう方策をぜひ今後も考えていただいて、地域を盛り上げてもらいたいと、そんなふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

白馬駅周辺の開発についてでありますけれども、先ごろの地区懇談会において出された問題であります。特に、白馬駅周辺では、個人または会社の駐車場があり、公の駐車場がありません。シーズンになると駅前のところはいつもいっぱい、お客様がトイレ等、利用を困っております。

そんな中、駅の東側には、地域のグループがJRより土地をお借りし、六地藏を建立し、近くには詩の小径もあります。今年度はコミュニティー広場をつくり、観光客の散策路に努力をしております。最近では、狭い道で駐車をして、アサギマダラの写真を撮りに来る方も多くみられるようになりました。そんなお客さんの数もふえてきているということでございます。

また、今年度の地藏祭りに、前任の太田村長が挨拶の中で東西通路のお話をされておりました。そこで、この問題について、下川村長に引き継ぎがされているのかお伺いします。

また、駅東側の道路を改良し、行政指導により公営の駐車場をつくる計画がないかを伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の白馬駅周辺の開発についての答弁をさせていただきます。

白馬町の活性化委員会や駅前振興会など、地域の皆様方には足場の設置や、かさ地蔵、コミュニティー広場の整備を始め、白馬駅周辺の活性化のためにご尽力いただいていることに感謝を申し上げますところであります。

白馬駅周辺整備検討委員会に対し、白馬町活性化委員会の皆様から、駅東側へ駐車場スペースをつくってほしいことや、東西に抜ける連絡通路の設置要望が出ていることは、承知をしているところであります。

また、前村長からどのような挨拶がされたか直接聞いておりませんが、白馬駅東西に行き来のできる連絡通路の設置については、直接私のほうへは引き継ぎはございません。職員にも確認をしたところ、以前の駅長さんと、歩行者だけでも木流し水路の脇を通って東側に抜けることが可能であるかといった考えにより、現場を確認したことがあったようであります。しかしながら、橋げたの高さも不十分であり、具体的な検討に至らぬまま断念したというような経過を聞いているところであります。

白馬駅周辺整備検討委員会の中では、この連絡道路の設置について、JR側からの意見として、駅東側の具体的なまちづくり計画を決めてからアプローチをしてほしいことや、跨線橋と駅舎の橋上駅化をセットで考えていくのが基本である旨の考え方が、示されているところであります。

事業費用については行政側が負担するのが通常であり、多くの費用と年月がかかってしまうことなどが確認をされております。今後は中長期的なまちづくりの案として、駅東側の駐車場整備と連絡通路の建設については、継続して検討をしていくこととしているところであります。

以上で、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ちょっと先ほど言い忘れましたけれど、皆さんのところに写真、3枚ほどお配りしてありますけれども、それは今お話の中にあつた駅東側のかさ地蔵についての写真であります。そして、そのかさ地蔵は何を、どんな地蔵なのかという部分の写真でございます。

ちょっと時間もありますので、お話をさせていただきますが、右から、幸せ地蔵、頑張る地蔵、触れ合い地蔵、仲よし地蔵、ほほ笑み地蔵、夢かなう地蔵という形で、冬の前にかさをかぶせて、人情ある温かい心の広がりをお願いしているという意味を持って、その六地蔵をつくつてあるということでございます。駅の東側にこのかさ地蔵があるということの、地域の人で知っている人がいない方もおられると思いますので、今回、写真をつけさせていただきました。

そして、村長の話の中にもありましたが、駅東側は、県の資金をいただいて、JRと一緒に開発をしておるところでございますが、そこに中津川からフジバカマの花をいただいてきて、植栽をして、最近ではアサギマダラのチョウが結構来ているという形で、そこに写真を載せていただいたわけでございます。そのアサギマダラがどこへどういうふうに行くかという河川委員会の仲間である松川の、大町かな、人の了解をいただいてありますので、参考にさせていただきたいというふう

に思っております。

それでは、今、村長のほうからお話のありました東西通路についてでございますけれども、木流し川の横のところに狭い、潜って通るようなところがあるということは、私も承知はしておりますけれども、前村長がJRの職員のいるまえどで通路の話をするということについては、私も、え、というふうに思ったわけなんですけれども、そういう細かいお話は全然何も、総務のほうにも何も残っていないのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ご質問の、総務課にあるのかというご質問でありますので、総務課には残ってはございません。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** いうことは、もう太田さんは村長ではございませんので、皆さんのまえどで言ってもあとはやらないだろうというくらいな考えで言っているか、そのうちにやってくれるんかという考えで言っているのかがよく、本人の心はわかりませんので、いずれにしましても、この問題についてはまた皆さんと相談をして、JRと相談をしていただくなり、行政の皆さんとよくよく地域の人たちが話をして、しっかりしていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

通路については、また地区の方と含めて、行政とお話をさせていただきたいと、そんなふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、先ほどの東側にある道路の話を出させていただきましたけれども、この辺については今後、道路改良をして、公の駐車場、公営駐車場をつくる予定はないのか、できれば建設課長にお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。酒井建設課長。

**建設課長（酒井洋君）** 現在のところはそういった計画はございませんが、駅前の整備検討委員会等でそういった地域荒野要望が出ているということは、当然承知もしておりますし、集落懇談会等でもそういった希望があるというのは十分把握してございますので、先だっの会議のときのそうでしたけれども、白馬駅周辺のまちづくりということで、東側だけにとどまらず、全体的な案として、東側の駐車場整備とか連絡通路といった件につきましては、今後のやはり検討課題というふうに十分認識をしているところでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。先ほども言いましたように、西側にも東側にも公の駐車場がない。やはり、来たお客様はトイレを利用するにも駅の構内に入らないと利用できない。ところが、シーズンになりますと駅の駐車場はいっぱい、大きいバスも入って、普通の来るお客様の車もなかなか通りづらいというような事態が生じております。この辺について、やはり白馬に入って道の駅を過ぎると、トイレというものが公には、さのさかのスキー場の入り口にはあると思

いますが、大きいものはございません。

この辺について、村として、できればこの駅の周辺、西側でも東側でもどこでもいいんですけれども、車が入って利用できるような計画というものは、当面ないんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 公衆トイレのご質問でございますけれども、かつて、白馬村は今はまだ倍近い数の公衆トイレがありましたけれども、なかなか管理が行き届かないという部分もあったり、維持管理の面も考慮しまして、当時、公衆トイレの計画の見直しを行いました。基本的に、新たに作る公衆トイレというのは、2カ所ほどピックアップをされたところがございますけれども、現状、まだそれは手についていないところがございます。

今、具体的に駅の周辺という話がございましたけれども、現状ではそちらのほうに公衆トイレを村として設置をする計画は持ち合わせておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** やはり今、村長が観光と農業という形で進めている以上、やはり国道なり主要駅のところなり、多くの方に利用してもらう、観光客でも一般のお客さんでもそうなんですけれども、利用してもらうような公の駐車場なりトイレなり、そういうものを今後考えていかなければいけない問題ではないかというふうに思っています。

いずれにしても、全てお金に係る問題、財政に係る問題でございますので、今後の課題として一つの形を考えていただきたいなというふうに思っております。

最後に今の部分をお願ひしまして、次の項に移っていきたくと思います。

今後予定される建築に村産材や県産材の使用にということで項を上げてありますが、白馬は観光と農業が主産業であり、村長もよくお話をされております。白馬の農業者は古くから山に植林をして、林業にいそしんでおられます。最近、安曇野市の庁舎を見学し、また、各市の新しい建物の内部を拝見すると、多くの木材を使用され、ぬくもりを感じるものがあります。

そこで、現在お話の出ている複合施設、図書館の建設について、村内産や県内産の木材を多く使用し、ぬくもりのある建築をして、地域の産業貢献をする予定がないかというふうに書いてありますけれども、今までのお話、他の方の一般質問を見ますと、まだそこまで行っていないという部分も考えられると思いますけれども、ぜひいろいろな村でつくる建物に木材を多く使って、やはり鉄筋コンクリでない、ぬくもりのある建築を希望するわけなんですけれども、その辺についてお伺いをします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** それでは、3点目の今後予定される建物に村産材や県産材の使用について、まず制度について答弁をさせていただきます。

県産材を活用した公共施設整備として、長野県の木造公共施設整備事業があります。この事業は、

当たり前に木のある暮らしを実現していくためには、身近な建築物の木造や木質化の促進が不可欠であり、特に多くの人々が利用する展示効果や、シンボル性の高い公共施設に県産材を利用していくことにより、一般家庭への波及効果が期待できることから、県産材の需要拡大による地域林業、木材産業の活性化を図ることを趣旨としているところであります。

不特定多数の者が利用する公共施設や、公共スペースを対象における県産材を活用した展示効果の高い公共施設整備の木造化や木質化に対して助成されるものであり、最低事業費500万円、原則として、延べ面積300平米以上で、県産材使用率が50%以上という採択基準となっているところであります。補助率については、木造施設では15%以内、木質内装では、新築時において内装木質化を行う部分の建築工事費の3.75%以内かつ木質部分の工事費の2分の1内の額となります。

太田議員がお尋ねの、具体的に図書館の複合施設については、県内産、村内産の木材使用については、複合施設の考え方の整理や基本計画の策定において財政的に有利な制度を活用することが大切なこととなりますので、一つの要素として捉えさせていただきたいというふうに思います。

太田議員の3点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

**第4番（太田正治君）** ありがとうございます。これからのお話になってくるんですけども、やはり図書館となると、やっぱり木材を使って温かみのあるところで読書をしてもらうなり、子育てになるのかどうなのかわかりませんが、そういう人たちにもっと温かさを感じてもらおう建物を要求したいというふうに、自分は思っております。

今までの、何回も大北森林組合のお話も出ておりますけれども、やはり地域にああいう業者がおりますので、やはり地域の業者とともに、林業の伐採とかそういうものをしていただいて、多くの材木を使っていただいて、公の建物を建設していただきたいと、そういうふうに思っております。

村では複合施設、図書館の関係以外、今後どういうものが出てくるかという部分はよくわかりませんが、いずれにしても、地域の林業を盛んにするという形になると、やはりみんな励みになって、森林整備とか、いろんなものに精が出るのではなかろうかなというふうに思っております。そして、観光と農業が地区をなしていく、そういう白馬の村を目指していただきたいというふうに思っております。

最後に、これから子育ての部分もどういう形になるかわかりませんが、ぜひコンクリの少ない、木材を使った建築をしていただきたいという部分をお願いをいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第4番太田正治議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時43分

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、第7番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第7番加藤亮輔議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 7番、日本共産党、加藤亮輔です。12月議会、ことし最後の質問となります。あと1時間よろしくお願ひします。

では、早速質問に入らせていただきます。

1番目の地域公共交通（村営バス）について伺います。

村民及び観光客から、村内公共交通の運行に対する要望が高まる中、村は地域公共交通網形成計画の策定のために地域公共交通検討委員会を設置し、検討しています。

第2回委員会でアンケートの調査結果も発表され、移動困難者の状況及び課題も明らかになり、公共交通の必要性が確認されました。

そこで、早期に運行事業を開始するためには、網形成計画策定後、引き続き再編実施計画の取り組みも必要だと思います。

そこで、移動困難者の実数を知り早期に運行を開始するために、以下6問の質問をさせていただきます。

村内各区の80歳以上の高齢者は何人いますか。

2番、各区の小中生徒数と小学生3.5キロ、中学生5キロ以上の通学者数、これは遠距離通学費補助金交付対象者です。それは何人いますか。また、自転車通学者は何人ですか。

3、村の人口は8,947人ですが、運転免許所有者は何人ですか。また、車のない世帯数は何世帯ですか。

4番、各区の免許返上者数は何人ですか。

5番、昨年の観光客数は約214万人ですが、自家用車以外で来村した観光客数は何人と把握していますか。なければ、推計でどれほどですか。

6番、9月の質問で村の公共交通の事業運営費に、国から8割の特別交付税措置があるかとの質問について、使えるかどうかは不透明との抽象的な答弁でしたが、あれから3カ月たちました。国への問い合わせ、調査結果などをお示してください。

以上、6問よろしくお願ひします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員から地域公共交通について、6つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

なお、数値につきましては、各区についてお答えをいたしますので、長くなることをご了承願ひたいというふうに思います。

1点目の各区の80歳以上の高齢者数の質問でありますけれども、まず村全体の概要についてお答えをしたいというふうに思います。

11月1日現在の住民基本台帳人口は8,739人で、このうち80歳以上の方は834人、割合で言うと9.5%となります。

また、80歳以上の人口割合が最も少ない地区は2.1%、逆に高い地区は77.8%で、比較的人口規模の小さい山間地区の割合が高くなっている点が傾向として伺えます。

それでは、各区の数値を申し上げますが、内山11人、佐野48人、沢渡42人、三日市場21人、堀之内39人、飯田148人、飯森55人、めいてつ14人、深空37人、みそら野33人、白馬町76人、八方口31人、瑞穂10人、エコーランド16人、八方41人、山麓1人、和田野9人、大出34人、蕨平17人、嶺方8人、森上32人、野平8人、塩島25人、立の間7人、通2人、青鬼7人、新田35人、どんぐり4人、切久保11人、落倉12人であります。

2点目の各地区の児童生徒数等に関する質問ですが、児童生徒数は今年度の学校基本調査の数字、遠距離通学費補助金交付金対象者数は、昨年度からの実績から、区域外就学を除いた人数を申し上げます。

まず、内山、立の間、青鬼地区は、児童生徒はおりません。三日市場地区、児童4人、生徒1人、遠距離通学費補助金交付金対象生徒1人。堀之内、児童3人、生徒11人、対象生徒11人。佐野地区、児童12人、生徒7人、対象生徒7人。沢渡地区、児童9人、生徒7人、対象生徒5人。飯田地区、児童44人、生徒16人、対象生徒6人。飯森地区、児童18人、生徒11人、対象児童2人。めいてつ地区、児童24人、生徒16人、対象児童24人。深空地区、児童33人、生徒14人、児童または対象生徒はおりません。みそら野地区、児童67人、生徒31人、対象児童24人。瑞穂地区、児童20人、生徒10人、対象児童、生徒はおりません。エコーランド、児童16人、生徒7人、対象児童、生徒はおりません。八方口地区、児童14人、生徒13人、対象児童、生徒はおりません。八方地区、児童21人、生徒10人、対象児童、生徒はおりません。和田野地区、児童7人、生徒2人、対象児童3人。山麓地区、児童2人、生徒なし。対象児童2人。野平地区、児童3人、生徒なし、対象児童3人。大出地区、児童15人、生徒8人、対象児童、生徒はおりません。白馬町地区、児童44人、生徒27人、対象児童、生徒はおりません。蕨平、児童19人、生徒5人、対象児童、生徒はおりません。嶺方地区、児童1人、生徒1人、対象児童1人、対象生徒1人。落倉地区、児童8人、生徒3人、対象児童8人、対象生徒3人。切久保地区、児童3人、生徒4人、対象児童、生徒はおりません。新田地区、児童15人、生徒9人、対象児童、生徒はおりません。どんぐり地区、児童4人、生徒1人、対象児童4人。森上地区、児童21人、生徒9人、対象児童、生徒はおりません。塩島地区、児童10人、生徒5人、対象児童、生徒はおりません。通地区、児童1人、生徒なし、対象児童1人。合計いたしますと、児童数438人に対して、遠距離通学費補助金交付金対象者数は72人、生徒数は228人に対して遠距離通学費補助金交付金対象者数は34人であります。

次に、自転車通学者ですが、中学校においては自転車通学を許可している生徒数は、1年生39

人、2年生41人、3年生40人、合計120人です。

3点目の村内の運転免許証所有者数と車のない世帯数についてですが、運転免許証は長野県公安委員会が発行しているために、白馬村では運転免許証所有者数の把握はしておりませんが、地域公共交通網形成計画策定に当たり、住民アンケート調査を実施しており、その結果から免許証の所持率は、アンケート回答率の89%という数値が得られております。

したがって、平成30年4月1日現在、18歳以上の人口は6,704人ですので、単純にその比率で計算しますと、約6,000人と推測ができます。

車のない世帯については、世帯での把握はできませんが、アンケートの回答者の8.5%は車を所有していないという数値が得られています。

4点目の運転免許証の自主返納者数についてですが、お答えをする前に幾つかお断りをしておかなければならないことがございます。

まず、運転免許証の自主返納は、住所地を管轄する警察署で受け付けることとなりますので、お答えする数字は大町警察署から提供を受けたものになります。

次に、提供を受けたものは統計的な数字であり、地区別にはわかりません。

また、自主返納制度は平成10年4月から回収されておりますが、提供を受けた数字は、村が運転免許証自主返納支援事業を開始をした平成28年度以降のものとなります。

以上、3点をお断りした上でお答えすると、平成28年度における自主返納者数は21人、平成29年度は26人、平成30年度10月末までに26人が大町警察署で運転免許証を自主返納をされているところであります。

5点目の昨年の観光客数のうち、自家用車以外での来村観光客数についてお尋ねでありますけれども、村の観光客入り込み数の調査対象としてJR白馬駅と、長野、白馬間のバス乗車数は毎月報告を受けており、ほぼ実数を把握をし、その数字は9月定例会の決算特別委員会の追加資料として観光課から報告したとおりであります。

ただ、それをもって自家用車以外での来村者数等は申せませんので、村が既存のデータから出した推計値を申し上げますと、いずれも2017年に索道事業者やイベント主催団体が実施をしたアンケート調査をもとにしておりますが、夏季、冬季合わせた観光客の対象とした調査について、サンプル4,260人の来村方法は、自家用車が72%、JR9%、定期ツアーバスが16%、その他未回答が3%となっております。

単純に計算すると、25から27%が自家用車以外になりますが、アンケートのほとんどが日本人からの回答でありますので、自家用車利用がないインバウンドの要素を加えますと、3割強が自家用車以外での来村と推計をしているところであります。

最後に、公共交通に対する特別の交付税措置についてお答えをいたしますが、平成30年度においては、市町村が生活交通路線維持のため、一般乗り合い旅客自動車運送事業や自家用有償旅客運

送を行う場合、年間の運行経費から運行収入を控除した額の8割について、特別交付税措置がなされております。

ただし、対象となるには幾つかの条件があり、例えば黒字路線バス、輸送料が1日当たり150人を超えるバス、生活路線以外のバス、無料バスについては対象外となっております。

なお、現在白馬村においては、デマンド型乗り合いタクシーがこの特別交付税措置の対象となっているところであります。

加藤議員の1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** ただいま細かな数値、丁寧な答弁ありがとうございます。

それで、もう少し具体的に質問していきたいのですが、まず最初に、村長さんにお聞きしたいんですけど、今いろいろな数値が言われました。それで、80歳以上の高齢者が私の調査では4月1日だもんで、823名というふうに伺っていました。今村長から聞きましたら、834名とふえていたということです。

それから、雨の中、雪の中、遠距離通学している小中学生の子どもたちは106人と。

それから、車のない世帯はわからないということ。

それから、運転免許証のない人、これは私も大町警察署へ出向いて問い合わせた結果、大体白馬村の4月1日現在で考えると、2,430人は運転免許証のない方と。運転免許証保持者が白馬村の場合、6,517人というふうに聞きました。この6,517人は、原付の免許を持っている人も含まれていますから、先ほどから村長さんが言われた6,000人ぐらいがというのは、大体合致すると思います。

それから、次に一番の課題になっています車のない移動困難の観光客、これが今大体3割ということを書かれたので、年間大体70万人がその対象者になります。

このような状況の中で、村長選挙が7月に行われて、それで下川村長は公共交通の利便性を図り、住民の足を確保するという公約を掲げて当選しました。これから4年間ありますけど、この任期中に住民の足の確保の公約を実現するために、村長自身はどのような計画をお持ちなのか、答弁願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 公共交通をうたって当選したわけではありませんので、それを含めた公約を掲げ当選したわけでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、公共交通につきましては、私がかねがね言っていることは、デマンドタクシーを発足してから10年を経過すると。そういった中で、もう一度原点に戻って、今このままでいいのかどうか、再度検討するべき必要がありやしないかということで、検討を指示したわけでありますが、そういった中で今いろいろな公共交通の検討委員会も開催をしながら、いろいろなニーズがあること

は十分私も承知をしているわけであります。

あのデマンドタクシーがいいという人もあったり、それから、子供たちの通学にどうしても必要だという意見もあり、そしてまた、高齢者の足の確保というようなことで、大変この白馬村ではこのデマンドに頼っているわけでありますけれども、そういったことも含めて、この検討するべき必要もあるというようなことであります。

そうした中で、デマンドもあり、それからナイトシャトルバスもあり、それからスキー場間のお客の送迎等々もあり、そういったことも含めて、この住民の足の確保と一緒に、こういったことができないかということで、今いろいろな検討をしているわけであります。

そんな中で、今年度中には、ある程度のこの方向性というのは出す予定でいるわけでありますけれども、それからのには、じゃあどういったコースで走るとか、いろんなことも検討していかねければいけないわけでありますけれども、一応方向性については、今年度中には方向性を出してまいりたいというふうに思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 答弁ありがとうございました。それで、今言われたデマンドのタクシーのこと、それから、ナイトシャトルバスもあると、スキー場間のバスもあるということを言われますけど、村民の皆さんとか、それから子供、小中学生を抱えている親御さんにしてみれば、これ今3つ村長が言われましたけど、これには乗れない状況ですわね。

それで、もうちょっと具体的に述べますが、この第2回検討会議の中でアンケートが公表されました。そのアンケートの中で、まず一番重要な今後の公共交通、今後どのようにしていくべきかという設問に対しては、新たな交通整備を希望すると、新しい公共交通を整備してほしいという方が43%って、これ一番多かったですわね。

それからまた、この小学校のアンケートを見ますと、自家用車で学校へ送迎している人が114人、35%、非常に高い割合です。それから、その送迎に対して、親御さんはどのように感じているかという、64%の親御さんがやっぱり自分の仕事もあるというような、いろんなことでその行為を負担に感じていると言っています。

それから、また放課後とか休日については、90%の保護者が子供を送迎していると。子供が友達のとこへ行く、塾へ行く、そういう子供の生活につき合って、90%の親御さんが送迎をしているというふうな結果が出ています。

また、76%の親御さんが循環バス、それからスクールバスの新設を望み、また利用したいと言っています。

次に、今度中学生の保護者のアンケートを見ますと、中学生の場合は28%が送迎していると。それで、66%の人がそのことを負担に感じていると。

それから、学校以外でも80%の保護者が子供を送迎していると。

それで、64%の保護者が循環バス、スクールバスを希望していると、そういうふうな状況なんですわね。

それで、大人だったら誰でもそうだと思うんですけど、子供は地域の宝だと、これは誰もが否定しないことだと思うんですよ。その子供たちが、やはり遠くへ行けない、雪が降っている、雨が降っている、お父さんちょっと行ってよ、お母さん行ってよと、そういう公共交通がないがために、そういう状況があります。

それを解決するには、さっき言ったデマンドタクシーで、それからナイトシャトルバスの運行で解決できるはずがないんです。だから、そこを解決するために、やっぱりこのさっき言った新しい公共整備をしてほしいという回答に上がっていると思うんですけど、先ほど言われたように、デマンドタクシーだけで解決できるというお考えですか。もう一度だけちょっと答弁願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員どういうふうに解釈したかわかりませんが、今いろいろな白馬村では公共交通という関係について、デマンドもあったり、ナイトシャトルバスもあったり、それからスキー場間をつなぐバスがあったり、いろいろあるわけでありまして、そういったことも総合的に勘案する中で、どういったものが白馬村としていいのか、そういったことを今検討しているわけでありまして、デマンドナイトシャトルバスでは対応ができないとか、デマンドではできなとかって、そういうことではなくて、総合的なことを勘案する中で、一番いい方法でこの公共交通というものをつくり上げていくということは、大変大事だというふうに思っておりますので、あんまりこれだからどうだという、そういうことじゃなくて、全般的に網羅する中で対応してまいりたいということで、今検討をしている最中でありまして、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今村長のほうから、いろんな方策を考えて公共交通を整備していくというふうな答弁と私は受け取りましたけど、第2回の検討委員会でやはり資料が出ている中で、やっぱり公共交通については難しいと、対象外にするような仕分け方がされていまして。

そういう仕分け方をして考えると、あと今既存のあるデマンドなりを拡充するのかなというふうには、ちょっと私は危惧を感じたもんですから、あえて突っ込んだ質問をしたわけですけど、循環バスといおうか、そういう誰でもが乗れる公共バスも、一つの手法として入っているということだけ確認しておきたいんですけども、よろしくお願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** 第2回の会議でも、私は委員長として出席しておりますけれども、その場で議員もおっしゃるとおり、いわゆる村バスのようなものということに関しては、それは積極的に検討するようなものとして入れられていなかったというところは確かにありました。

その場で私も申し上げましたけれども、そもそも第2回のところでいきますと、アンケートをとって、先ほど議員がおっしゃったようなスクールバスを始めとして、いろんな課題が出てきたという状況であるということの中で、まだこの時点においてどういった交通手段が適切なのかということ、取捨選択できるような状況には至っていないのではないだろうか。

この時点でそういったものがだめだという状況じゃないので、そういったことも含めて、幅広くどういった方策があるのか、デマンドがいいのか、シャトルバスがいいのか、あるいは別の道があるのかということ、今後引き続き検討していくべきであろうということは、私もその場で申し上げましたし、そういったことでこれからも検討が進んでいくというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** あともう一つ、ちょっとくどいようですが、副村長が座長を務めていますから、副村長にちょっとお聞きしたいんですけど、白馬村は村長が特によく言う世界水準の観光地を目指している土地柄です。その土地柄にあって、観光者、それから住民は自由な公共の移動手段、地域の移動ができないような状況だと私は今感じています。

だから、世界水準の観光地から公共交通の整備に関しては、遅れをとっていると私は考えています。副村長はいろんなところを見て回ったと思うんですけど、普通世界水準の観光地だったら、どのような地域公共交通を整備すべきかというような、そういう白馬村に限らず、どうあるべきかと思いませんか。その辺ちょっと一言アドバイスをお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。藤本副村長。

**副村長（藤本元太君）** そもそもその公共交通というのは、今議員のお話の中では、住民がという話に包括しておっしゃったと思うんですけども、公共交通という公共の定義でいくと、住民も観光客も、あるいは年齢にかかわらず誰もが利用できる、そういったものだとということで公共交通があるものというふうに理解をしております。

その中でいくと、これは公共交通のあり方というのは、世界水準のリゾートがどうというより、結構国による考え方の違いというのは、かなりあるのかなというふうには思っています。私もヨーロッパにいましたけれども、ヨーロッパのほうですと、かなりその公共交通に行政がお金をかなり出して、それがいわゆる移動のユニバーサル化といいますか、誰もが移動できる環境を整えるという、そういった土壌があるように思っております。

恐らくまたアメリカ等へ行くと、これまた違った考え方で、かなり車社会というところまで進んでいるのかなというふうに思いますけれども、そういったことの中で、日本においてはまた異なる現状があるんだろうとは思いますが、そのリゾートがどうこうという以前に、やはりここに来ていただける観光客、それから住んでおられる住民の方というところが、最低限この移動の不自由さを感じずに生活ができるという環境を整えていくということも、これはひとつ行政のかなり大きな役割の一つかなというふうには思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** それで、次に事業費の8割補助といおうか、地域の公共交通を動かした場合、どうしても赤字になると。その分について一定の補助があるっちゅうことで、いろいろ調べたら8割ぐらいあるんじゃないかということ、今答弁のほうでも研究、それから申請の仕方次第では、8割まで可能だというような答弁を受けましたので、このことについては了解しました。

それで、この公共バスについては、やはりただ単にそこの住んでいる人が移動するだけじゃなくて、やはりその地域に活力をもたらすということで、非常にこれは重要な施策だと思います。

それで、これは大町市の地域公共交通総合計画の中でうたわれているんですけど、ちょっと読み上げます。「地域間交流の促進に寄与する公共交通体系の構築、それから、公共交通の継続的運行による高校生、高齢者など、交通弱者の移動手段の確保、交通空白地帯への解消や住民要望に配慮した公平な公共交通サービスの提供、中心市街地の活性化促進に寄与する公共交通体系の構築、鉄道等バスの接続強化による住民、観光客の移動円滑化、それから市民バスの需要を促進する」ということを言われています。

だから、健康の面でもまちづくりの面でも、それからコミュニケーションの面でも、やはりこの移動するっちゅうことは、村づくりにとっては欠かせないことだと思いますので、ぜひとも循環バスも含めた、観光客も住民も乗れるバスの運行を目指して、検討委員会のほうを積極的に推進していただきたいと思います。

次に、質問に移ります。

行政情報の村民への提供、公表の改善についてです。

村民への行政情報の提供の仕方や量に格差があります。公表の仕方についても、早いものもあれば遅い報告もあります。また、内容についても詳細、概要のみとばらばらです。一つ一つの報告の積み重ねが、今後の村づくりを考える大切な情報です。総合計画に「多様性を尊重し、住民が主体的に共生・協働する村づくりを進めるとうたわれております。協働する村づくりを進めるためには、情報の共有が一番重要です。

そこで、以下の質問をいたします。

1、村民への行政情報の提供、公表について、村の基本方針はどのように決まっていますか。

2番目、白馬村として行政情報の公開と開示、公表、提供、発信をどのように使い分けていますか。

3、広報はくばの配布世帯数と全世帯割合は。また、村のホームページ閲覧可能世帯数と全世帯割合は。また、村のホームページの1日の平均閲覧回数。

4番目、村のホームページの編集はどのように行われ、責任者は決まっていますか。また、ホームページは日々更新されますが、掲載調整会議を行うのか。また、その開催頻度はどれぐらいです

か。

以上、4点よろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員の行政情報の村民への提供、公表の改善について、4つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の行政情報の提携及び公表についてお答えをいたしますが、村といたしましては、具体的な基本方針を定めているわけではありませんが、公表しなければならない情報については、条例等に定めて公表をしているところであります。

それ以外の行政情報については、それぞれの主管課の判断により、情報を提供をしているところであります。

一例を申し上げますと、行政計画を作成する場合には、原則会議録の公表や計画案を公表し、住民の方からパブリックコメントを求め、計画に反映し、計画を公表することとしています。

村といたしましては、これまでも多くの計画策定に際しましては、このように進めてきておりますので、今後も同様に情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、毎年度の年度当初に各課においては、課の運営方針を策定をし、それを実現をするための事業内容やスケジュール等を掲げ、各課の年度目標を達成するために課題を整理をし、その解決に向けた重点施策を掲げ、会員が一丸となって取り組むために設定をして、公表をしているものであります。

2点目の行政情報の公開と開示、公表、提供、発信などをどのように使い分けているのかということについてですが、村として具体的に指針等を定めているわけではありません。

一般論として申し上げますと、公開は情報公開制度における情報は、請求により誰でも見ることができ公になりますので、情報の公開となります。開示は、個人情報保護制度における情報は、自己の情報をその本人しか見ることができないので、情報の開示と使い分けられます。公表は、法令等によって村が行政情報を公表が義務づけられているものであります。提供は、村が保有する情報を公開請求の手続によらず、自発的に公にするもので、発信と同じと考えます。

3点目の広報はくばの配布世帯数と全世帯割合、ホームページ閲覧可能世帯数と全世帯割合、1日の平均閲覧回数に関する質問ですが、広報はくばの配布世帯数は、直近ですと2,972世帯、1月1日現在の世帯数3,934世帯、配布割合は75.6%であります。

世帯分離が1割程度と仮定をいたしますと、配布割合は80%以上になると推察をされております。

ホームページ閲覧可能世帯数と全世帯割合については、村ではインターネット契約数、スマートホン、契約数の統計数値を持ち合わせておりませんが、相当の割合のご家庭で閲覧は可能であると推測をいたします。

1日の平均閲覧回数については、平成29年度の閲覧実績17万1111プレビューで、単純に算出をすると1日466プレビューとなります。

なお、ホームページについては、現在リニューアルに向けた作業を進めており、今年度末には新ホームページへ移行する予定であります。

最後に、ホームページの編集はどのように行われ、責任者は。また、日々更新されるがその掲載調整会議や開催頻度は、との質問であります。記事の編集は基本的には各担当者や情報担当者が作成をした記事を、システム上で各課長が確認をし、承認をするケースが標準的なパターンであります。複雑な記事になりますと、システム上での編集はできませんので、紙での確認になります。

したがって、責任者は各課長になりますので、掲載調整会議は開催はしておりません。

加藤議員の2つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** どうもありがとうございます。先ほども述べましたが、やはり村づくりの基本は情報の共有だと思います。片方が知っていて、片方が知らなくて話が活発になるはずがありません。そういう意味で、できるだけ村の情報を村民にお知らせして、村民の知恵と力を借りるといのが、やっぱり村づくりのこれからの進め方かなと私は考えています。

そこで、1つはまず、これも村長に1つ、前にこれは村長が当選した数カ月後ですかね、村長にお話したことなんですけど、その後改善されていないもので、あえてまた言わせていただきます。

村のホームページなんですけれども、トップページを見るといろんなメニューがあります、その中に、村長のページというのがあります。その村長のページの中には、村長の挨拶、村長のブログ、村長の日程なんかリンクされています。

その中で、村長の挨拶を開きますね。これ今きょう12月7日です。きのうも見ましたが、「新年明けましておめでとうございます」という文章が載っているんですね。これ1月4日か5日に載ったやつなんですよ、この挨拶文が。それが1年間ずっと載っているということで、村長、これちょっと変えよう。おれは当選したときに、会ったときに言ってお願いしたんだけど、全然変えようもしないと。

やっぱりそういう情報発信の仕方が、これは移住する人も村長のページは見るんですよ。そこに2月に開いた人はまだいいけども、この10月、11月に開いた人が「明けましておめでとうございます」って、去年の内容がいっぱい書いてあっては、やっぱりそれは情報の発信の仕方としてはおかしいと。

そこで、ちょっと提案なんですけど、やっぱり1カ月に一遍ぐらいは、最低村長の言葉で、やっぱり村民の方に情報を発信すると。それで、この次はどんなことをやりたいとか、どんなことをやるんだということを発信していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 本当にその件については申しわけございませんけども、加藤さんからもぜひ村長、それはやるべきだという話を伺っているところであります。

そういった中で、村長毎日何をやっているか、全然村民の人にわからんじゃないかということから、ぜひ発信をしていただきたいというようなことで、私もできるだけフェイスブックで発信をするようにしているわけでありましてけれども、今当面はできるだけこの行事等々は少ないわけでありましてけれども、フェイスブックで情報を発信をしているというような状況であります。

そしてまた、今言われたようなホームページの1番のタイトルのところに、1月1日の挨拶文が載っているようでは、本当にまことに申しわけないわけでありましてけれども、そういったことも含めて今後は正をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 今の載せる内容なんですけど、やっぱり月に1回ぐらいは変えてほしいというふうなこと、この3月、6月、9月、12月については、村長が議場で挨拶をやりますよね。その挨拶文を載せれば、大体今後村の動きはどういうものかと、庁内の動きも一目瞭然でわかりますから、ぜひともそれも載せていただきたいと願います。

それで、今度は次の質問なんですけど、村のホームページで一番目につくのは、やはりトップページのところの新着情報、4つか5つぐらい毎日のように変わります。変わらないところもあるけれども、変わるのもある。

そこがやっぱり一番目につくと思うんですけど、そこへ載せる判断、それから記事の内容などは、これはどこの部署が担当して、どのように決めて、何日間載せるというようなことなどは、どなたがやっているのか、どこの部署が担当しているのか、お答え願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** トップページといいますか、ホームページの記事の掲載につきましては、先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、システムを使ってやっております。

記事の内容につきましては、担当者が電子決裁ではありませんが、記事の内容の申請をし、それを承認した段階でホームページに流れる、ホームページだけでいうと、ホームページに流れるという作業をしておりますので、課長の権限でやっているというものであります。

ただ、中にはこれが新着情報と載せる記事としては、少し不利かなというものも中にはございますので、そういうものについては、システムではなく担当者で相談をしながら、新着に載せないような形でいうものも、中には数は少ないですけども、そういうやり方もしているという状況でございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** ちょっと具体的な質問をしますが、私としては今村民が関心のある行政情報として何かというと、まず一つは観光財源確保の問題、この件委員会の動き、それから図書館を含む複合施設の建設の関係、それから公共バスの運行の問題、それとグランピングなどによる魅力増強事業がどのように進捗しているかというようなことが、非常に大きな関心が私は思うと思います。

これは、シニアクラブとの懇談会の中でも、そういうようなグランピングの問題なども出ました。それから、議員と村民との懇談会の中でも、いろんな問題についての情報がわからないというようなことが出ました。

それらの4つの事業が、ホームページに一定のどこ、掲載されています。しかし、ちょっと確認しづらい。それで、その確認しづらいのも、例えば例を挙げれば、観光財源確保の検討委員会の開催日の通知、これは大体トップページの先ほど言われた新着情報のところに載ります。

しかし、第3回検討委員会、これ11月19日に行われたんですね。でも、ホームページの新着情報に載ったのは、1カ月前の10月14日なんですわ。10月14日のときに載って、11月19日の予定が載ると、早くていいんだけど、余り早過ぎてわからなくなっちゃう。その後も一切載らないからね。

だから、やっぱり適宜に載せるということと、それから、やっぱり進捗情報として今、ここ先ほど言ったように関心のある通知については、少し長く載せるとか、そういうことでやっぱり住民に周知徹底していくということは、私は必要ではないかと思います。

それから、もう一つ言いますと、この12月13日に第4回の財源検討委員会が行われます。これは、普通の通常の11月27日にアップされました。しかし、その1日前の12月12日にやる公共交通会議のお知らせ、これはきょうになってもまだ何も載っていません。私は議員だから12月12日にやるっちゃうことを、ほかのついでで聞きましたけど、これホームページにきょうになってもまだ載っていないと。

だから、こういうちょっと先ほど言ったように、いろいろ不具合があると。こういうその掲示の仕方の不具合をチェックする、そういう機関もさっき言われた課長1人で掲示する、それは掲示してほしいと担当者に頼むだけであって、その内容がきちんと村のホームページ全体がほかの観光客、それから移住をしようという人とか、いろんな人を見るのに、やっぱり私はここを見たんだけど、ほかでも不具合があるかもしれない、そういうところのチェックする体制は、要はないというふうに考えていいんですか。それとも、何とかやっているというような考えなんですか、どうなんでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 今関心のある4つのことについての具体的なご質問でございます。

会議の日程については、ある程度まず参加される委員の方の参加がなければ、会議が成立しない

という部分もありますので、あらかじめ日程を決めておくという部分というのと、会議の開催のお知らせというのは、会議のある程度成立する見込みというものと、これまで前半の段階では、傍聴ということも希望もとっているという部分もありますので、中には早目に出しているというものもございます。

確かにご指摘のように、出す日付のタイミングというのは、それぞれ主管課のほうにお任せしているという部分もあり、今の公共交通の関係が本当に載っていないのかどうか、ちょっと同報無線では流れている部分もありますので、同報無線で流れている記事というのは、またホームページでも確認はできるというところでもあります。

新着に頼るのか、同報無線に頼るのか、いろんな媒体を活用するという部分では、ケーブルテレビでも流しておりますので、ことホームページ一つ漏れていたとすれば、それは大変申しわけない部分ではありますが、複数の媒体で確認をするということは、お願いしたいというふうに思います。

ただ、これが中で統一ができるかというようになりますと、なかなかその会議のタイミングですとか、来る有識者であれば、その日程調整等もかなり大変な部分もありますので、できる限り庁内の統一化というのは、進めていくことは可能ではありますが、完全に統一できるかという、ちょっとその辺についてはペンディング等もさせていただきたいと思います。

なお、ホームページそのものにつきましては、今年度全体的な見直しということを図っておりますので、現在のホームページ見づらいついところのお話も伺っており、リニューアルに向けて現在作業を進めておりますので、その中で改正できるところについては、庁内で統一化を図ってきたいというふうに考えます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと5分です。質問はありませんか。加藤議員。

**第7番（加藤亮輔君）** ただもうあと5分しかありませんから、まだ不具合はいろいろあります。ここでちょっといろいろ言って直していただけるものと思って、発言しようと思って用意はしてきたんですけど、時間がないので次に移ります。

ひとつトップページを開くと、いろんなメニューがあつて、左側の中ほどに行政情報とか行政計画、その下に今度統計資料というところがあります。統計資料の中に、これは観光の関係なんですけど、観光統計があります。そこにスキー客とか観光局の資料が載っています。

しかし、村の予算を使って観光地経営計画の事業として、調査した村及び観光局が保管している資料が、紙ベースでは議員のそこへは渡っているものももちろんあります。しかし、その資料のところには、ページには載っていない。

やっぱりこういう資料は、村民との共有財産だから積極的に載せて、村民の方にも活用してもらうべきだと私は思うんですけど、絶対そういうことはやらないちゅう方針なのか、載せようとして

ったけども、忙しくて載せれないのか、どちらなのでしょう。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。横山観光課長。

**観光課長（横山秋一君）** 今村の予算を使ってアンケート等、かなりのお金をかけて出した成果物がございます。

私がここへ来て29年度に実施したインバウンド調査については、ホームページには載せたんですけども、載せた場所が観光地経営計画のところに載せてございます。ということで、それだときっとそこにたどり着かないだろうなということも、改めてホームページを見て思いましたので、そういったものはもうちょい、例えば統計のどこに行くのか、観光統計の下にそういうものをつくるのかして、そこにアップしていきたいと。

あと、最新のアンケート結果については、順次載せるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。あと2分です。

**第7番（加藤亮輔君）** 一つこれは、ルールだと思うんですけどね、情報発信する場合、ファックスで何かお答えを出す場合、普通何月何日にどこの部署の誰がこのファックスを流したよというのは、必ずファックス用紙に記載されています。ホームページで情報発信する場合も、何月何日、担当部署はどこで、お問い合わせはどこという感じで、担当者の名前もきちっと載せて、わからないことを問い合わせできるような体制にしていきたいということが1つ。

それから、もう一つは、先ほど言いましたけど、住民が主体的に協働の村づくりを進めるということで、やっぱり情報を適宜に流していただきたい。それで、そういうこの情報の流し方とか、その作業の問題などをきちっとまとめて、茅ヶ崎市とか伊西市などは、条例とか規則と要項などできちっと規定されています。こういう情報は流すよと。

それで、それについて流したという報告もする。だから、住民にとってもそのページを見れば、どういう情報が流された、どういうことだということがすぐわかるんですよね。

だから、そういう規則、要項をつくって、やっぱり行政の情報を村民もお互いに共有して、また住民からも情報を発信していきたいと。そういう環境をつくったほうが、白馬村の村づくりには非常にプラスになると私は考えるんですけど、そういう規則、要項をつくるお考えは村長、考えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 貴重なご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第7番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から定例会日程予定表のとおり、休会及び委員会等を行い、12月14日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、明日から定例会日程予定表のとおり、休会及び委員会等を行い、12月14日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時43分

平成30年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成30年12月14日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

## 平成30年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成30年12月14日（金）

（第4日目）

### 追 加 日 程

- 日程第 2 報告第 7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
- 日程第 3 議案第80号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 4 同意第 3号 白馬村副村長の選任について
- 日程第 5 発議第 3号 降雪機を設置する企業に支援を求める意見書
- 日程第 6 発委第 2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書
- 日程第 7 発委第 3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
- 日程第 8 発委第 4号 白馬村内の地区作業の軽減に関する改善を求める意見書
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第11 議員派遣について

平成30年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成30年12月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	太谷修助	第7番	加藤亮輔
第2番	丸山勇太郎	第8番	横田孝穂
第3番	田中麻乃	第9番	太田伸子
第4番	太田正治	第10番	田中榮一
第5番	伊藤まゆみ	第11番	津滝俊幸
第6番	松本喜美人	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	藤本元太
教 育 長	平林豊	総 務 課 長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤忠明	建 設 課 長	酒井洋
観 光 課 長	横山秋一	農 政 課 長	太田洋一
上下水道課長	山岸茂幸	税 務 課 長	横川辰彦
住 民 課 長	矢口俊樹	教育課長兼子育て支援課長	田中克俊
生涯学習スポーツ課長	関口久人	総務課長補佐兼総務係長	下川浩毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸俊幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

報告第7号（村長提出議案）説明、質疑、採決

議案第80号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第3号（村長提出議案）説明、採決

発議第3号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第2号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第3号（総務社会委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第4号（産業経済委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
  - 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
  - 5) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 報告第 7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
  2. 議案第80号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
  3. 同意第 3号 白馬村副村長の選任について
  4. 発議第 3号 降雪機を設置する企業に支援を求める意見書
  5. 発委第 2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書
  6. 発委第 3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
  7. 発委第 4号 白馬村内の地区作業の軽減に関する改善を求める意見書

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。田中会計室長が所用のため欠席しますので、ご報告いたします。

これより平成30年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第7番加藤亮輔総務社会委員長。

総務社会委員長（加藤亮輔君） 皆さん、おはようございます。やっと雪が降って、やれやれという状況です。

では、総務常任委員会の報告をいたします。

平成30年第4回議会定例会において総務常任委員会に付託されました案件は、議案12件、陳情2件です。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第64号 工事変更請負契約の締結についてであります。

学校給食センター新築など、工事に伴う調理場内壁の防水仕様強化のための部材変更、ガス漏れ遮断器専用設備追加、また、共同調理場煙突アスベスト処理工法の変更による216万円の増加です。

質疑に入り、アスベストの封じ込めは煙突にふたをするだけでいいのかとの質疑があり、県にも問い合わせたところ、問題はない。煙突を撤去するときに同時に行いたいとの答弁がありました。

討論はなく、採択したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第64号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号 北アルプス広域連合規約の変更については、伝染病予防法の廃止に伴い、感染症

病床を大町総合病院に無償譲渡をしたための規約改正です。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第67号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 ふるさと白馬ひとづくり基金条例の制定についてであります。

制定目的は、企業からの寄附金などを財源に、村に定住する若者に対して奨学金の返還を支援し、観光人材を育成するものです。

質疑に入り、対象者は白馬高校だけか。他校で勉学した若者も対象にしては。また、2名の予定では少なくないかとの質疑があり、白馬高校のみです。もともと白馬高校の魅力化の取り組みのときに興味を示し、応援したいとの経緯があったためです。また、幅については企業と相談しながら決めたい。地域再生計画認定時に、固い数字を基準にするように指摘があったとの答弁がありました。

観光以外も対象にしないのか。また、応募が多い場合の絞り込みの方法はとの質疑があり、要綱の中で対象を広げるようにしたい。また、審査项目的なものを考えていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第68号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税を免除する条例の制定についてであります。

この条例は、未来投資促進法による地域経済の活性化を促すために、地域の地域経済牽引事業を行う認証事業者が建設する固定資産税について、新規課税から3年間減免措置を行う条例の制定です。

質疑に入り、スノーピーク白馬は地域経済牽引企業として認められたのか。また、工事が動いていない段階での制定であるが、なぜ急ぐのかとの質疑があり、昨年も12月だった。今年度はまだ認定発表がない。交付金事業、税の減免に関しては、牽引事業計画を行う企業が特例を受けるもので、もし選ばれなくても問題はない。また、今回の制定は、工場誘致だけの法律が29年に改正され、観光・スポーツ・文化によるまちづくりも対象になり、村もその関連企業を誘致できるようになったので、今ある事案に限ったものではないとの答弁がありました。

この条例をつかって、村がこの事業をどのようにかかわっていくのかとの質疑があり、スノーピークとは、テント、商品なども活用して、防災拠点的な役割ができないか。また、マルシェについて、地場産品の開発、展示を行うなど話し合っている。また、地元が稼げるネットワークをつくるためのバックアップをしていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第69号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 白馬村学校給食センター条例の制定については、新給食センターの運用開始に当たり、条例を制定するものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第70号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 白馬村議会議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の給与に関する法律に準拠し改正するものです。一つは、今年度の12月期末手当を0.05カ月分引き上げる。二つ目は、来年度から6月・12月期末手当支給率を、同じ1.775カ月分にそろえる内容です。

質疑に入り、この後出る職員及び特別職員を含めると、総額は幾らになるのかとの質疑があり、総額で約250万円ほどですとの答弁がありました。

今、村は観光財源確保検討委員会を立ち上げ検討中で、自営業者にとっては今後負担がふえるのではないかと危惧している中で、給与の増額議案を出すことについて、どのような庁内討議をしたのかとの質疑があり、今回の改正は人事院勧告を受けたもので、全国的な対応です。財源確保検討委員会とは別の話と思います。観光財源については受益者負担で、住民に負担をかけるものではないと考えていますとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第71号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成30年人事院勧告に伴う給与の改正です。

主なものは、若年層の給与を1,000円程度引き上げ、勤勉手当、宿日直手当の引き上げ、期末手当の支給率の調整などです。

質疑はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第72号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

先ほどの議案第71号 議員報酬条例の一部改正と同じく、期末手当の支給率を0.05カ月分の引き上げと、来年度からの同じ1.775カ月分にそろえる内容です。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

改定内容は、国民健康保険税の課税方式を、現在の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、長野県の標準的な算定方式である資産割を廃止した3方式に改める。また、現在の国保税総額

を見直し、総額の3%を減額した税率改正を行うものです。

質疑に入り、国保税の今後の方針についてですが、3%の減額により、いつごろから赤字会計になり、引き上げを行う予定はいつごろを想定しているのかとの質疑があり、来年度から赤字が出る見込みですが、基金が1億6,000万円あり、それで肩がわりします。赤字率が5%を超えた場合、また、基金が1億円を下回った場合は、引き上げを検討する。現在の事業運営が続けば、平成36年ごろを想定していますとの答弁がありました。

また、資産割を廃止したことは、いい方向だとの意見もありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第74号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 白馬村高齢者祝金条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容は、100歳以上の方に毎年支給していた高齢者祝金を100歳に達する者に改めると同時に、支給額を1万円から3万円に改めるものです。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第75号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第6号）の総務社会委員会所管事項についてであります。

歳入歳出それぞれ1,308万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を64億4,752万9,000円とするものであります。

まず、総務課関係では、今回の補正予算については、一般職の給与、特別職の手当の増額及び嘱託職員報酬の引き上げ、また退職者関連などの人件費が主なものです。1,400万円の減額となっています。

次に、主な事業について説明いたします。

2款1項6目企画費5,000万円の増額の主なものは、企画一般事業普通旅費30万円は、図書館有識者会議の先進地視察、ケーブルテレビ白馬管理運営事業240万9,000円は、通地区の工事費、ふるさと納税事業4,698万円は、返礼品などの委託料4,536万円と決算手数料108万円などです。

質疑に入り、ふるさと納税額はどれほどかとの質疑があり、11月中旬で111%、10%の伸びで、1億879万円との答弁がありました。

通地区のどこのケーブルテレビ工事かとの質疑があり、通で行われている直線化工事ですとの答弁がありました。

企業版ふるさと納税は何社ぐらいあるのかとの質疑があり、企業とマッチングするのが難しく、再生計画が認められたからには最低1社を確保したいとの答弁がありました。

その他の項目に移り、ノルウェービレッジの関連ですが、ヤフーとの関連をどうするのか。今い

る業者との対応、また、役場のほうでふるさと納税業務を行う是非について質疑があり、ノルウェービレッジ全体のことを考えている。ヤフーが今の状態で借りていくことが続かなければ、公募によって指定管理ということになる。業務の範囲をどうするかは検討中。ふるさと納税業務については、件数が多く、個人情報の保護の観点と、委託できるものと役場で行うものをしっかり区別しているなど、今の状態がよいと考えている。ヤフーとの関係は今年度中に見直しを図っていこうと考えているなどの答弁がありました。

税務課関係では、2款2項1目税務総務費、職員の退職に伴い、307万4,000円の減額。質疑に入り、退職者の対応はとの質疑があり、12月から1名補充したとの答弁がありました。

次に、住民課関係では、4款1項1目管理衛生費、公衆トイレの修繕費に34万7,000円、4款2項1目人材処理事業34万8,000円は、小規模ステーション1基分と今後の見込み額。

質疑に入り、収集方式が統一されたのだから、ガイドブックも3市村ばらばらでなく、分別のレベルアップを図るためにも協力製作してはどうかとの質疑があり、3市村合わせていくことは大事なことから、周知していきたいとの答弁がありました。

健康福祉課関係では、3款1項3目心身障害者福祉事業、自立支援給付費の1,254万6,000円の減額は、施設からの転出、死亡と保険の移行に伴い、当初予定より利用者が減少したためです。国保負担金返還金156万6,000円の増額は、29年度分清算によるものです。

教育委員会教育課関係では、9款1項2目企画費、学校給食センター工事請負費227万8,000円の減額、9款3項2目教育振興費、情報教育管理整備事業リース料132万1,000円の減額、9款5項3目学校給食費、南小の事業費472万3,000円及び共同調理場事業費1,112万円の減額は、新設された学校給食センター事業費1,961万2,000円への組み替えです。

質疑に入り、2つの施設から1つの施設に統合されたのに、経費が増加するのはなぜか。また、人員についての対応との質疑があり、以前はなかったエアコンの完備が一番大きな原因です。及び調理機器の関係上、光熱費も上昇します。また、人員については、作業が完全分業制になる。学校に出向いて食育教育の学習指導をするため、プラスマイナスゼロの予定です。しかし、作業経験を積む中で、人員整理を研究する余地があるとの答弁がありました。

教育委員会子育て支援課関係では、3款2項1目児童福祉総務費6万3,000円の増額、2目の子育て支援事業費190万円の減額、3目保健運営事業費46万8,000円の減額は、人件費関連です。

質疑に入り、小児科オンラインの実績はとの質疑があり、小児科オンラインは登録者78名、利用者は12名との答弁がありました。

教育委員会生涯学習スポーツ課関係では、2款7項2目施設管理費、設計管理委託料1,055万2,000円は、緊急性の高い事業が発生したため、先送りのため減額、4目ナショナルトレーニングセンター事業費220万2,000円の増額、9款4項4目文化財保護事業83万9,000円は、

唐松沢氷河調査が悪天により延長したため、9款5項2目体育施設費、南部グラウンド工事請負費480万円の減額は、入札先によるものです。

質疑に入り、南部グラウンドのスポーツ振興事業がB判定になった理由はどの質疑があり、助成金の基準は、事業内容とPR協力の項目があります。その中でA、B、Cの3段階で分配される。判定の中身は発表されていないが、土地の所有が村でなかったことが考えられるとの答弁がありました。

各課の審査が終わり、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第76号総務社会委員会所管事項については、可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出それぞれ34万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額を11億4,799万5,000円とするものであります。

1款1項1目一般管理費33万3,000円の増額、4款2項2目医療費適正化事業費1万4,000円の増額。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第77号は可決すべきものと決定しました。

次に、当委員会に提出された陳情書の審査報告です。

陳情第8号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択について。

受理年月日、平成30年11月6日、提出者、全日本年金者組合大北支部支部長、井川恵右であります。

陳情の趣旨は、社会保障審議会で、後期高齢者医療の医療費窓口負担を現行1割から2割に負担する議論が進められています。公的年金が毎年減少するなど厳しい状況の中で、高齢者は健康で長生きするために、貯蓄を取り崩し生活を送っています。医療費自己負担の2割化は、生活と健康に大きな影響を及ぼすため、1割負担の継続を求める意見書を提出するものです。

質疑に入り、後期高齢者医療の負担金の変更が国で議論され、2割負担になるのかとの質疑があり、今、厚労省の諮問機関である社会保障審議会でそのような内容で審議中との答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、陳情第8号は採択すべきものと決定いたしました。

陳情10号 安全と安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書について。

受理年月日、平成30年11月13日、提出者、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子であります。

陳情の趣旨は、医療や介護は深刻な人手不足です。2007年に看護職員配置基準を夜間は患者

10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上、また夜勤は月8日以内の規則などが国会で採択。その内容に必要な人員を確保し、患者の安心安全のためには、国の責任で早期に実施することを求める意見書の提出です。

なお、当日、組合員の傳田泉さんから説明を受けました。

質疑に入り、厳しい職場であることは理解しているが、どのような病院がこの地域では加盟しているのかとの質疑があり、組合に加盟している病院は、日赤厚生連国立と民医連に加盟している民間の病院です。この地域ではあづみ病院ですとの答弁がありました。

討論はなく、採択したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第10号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務社会委員会の報告を終わります。

失礼いたしました。一般会計補正予算の総額ですけど、数字を読み間違えました。歳入歳出総額は64億7,529万9,000円です。また、ふるさと納税の11月中旬は113%です。11.3%と間違えて言いましたので、訂正いたします。

以上2点、訂正いたします。よろしくお願いします。

(発言する声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第64号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第64号 工事変更請負契約の締結については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第67号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第67号 北アルプス広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第68号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第68号 ふるさと白馬ひとつくり基金条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第69号 白馬村地域経済牽引事業の促進による地域成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第70号 白馬村学校給食センター条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号の討論に入ります。討論はありませんか。第5番伊藤まゆみ議員。

**第5番(伊藤まゆみ君)** 5番伊藤まゆみです。議案第71号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに反対の立場で討論を行います。

過去3回、この人事院勧告による報酬や給与の増額の反対討論で申し上げていますが、この勧告によって増額しなければいけないものではありません。

昨年のこの議会で、観光振興のための財源検討委員会の設置が決まりました。委員会設置の賛成討論では、検討する場をつくることに反対すべきではないとの意見がありました。また、村長からは、宿泊税ありきではないとの弁が再三あったにもかかわらず、昨日行われた財源検討委員会は、宿泊税以外の方法を検討するとしながらも、宿泊税に誘導することがありありの委員会だったといった感想を、傍聴した住民に抱かせました。残念ながら、それが現実です。住民はこのことでますます行政に対し不信感を募らせていく、そんな気がしてなりません。

「金がない者は知恵を出せ。知恵のない者はずくを出せ。知恵もずくもない者は黙って去れ」と

という言い伝えが、岩岳のスキースクールにあると聞きます。財源がないなら、知恵を寄せ集めていただけなのか。ずくを出していただけたのか。そんなあたりは全く見えてきません。だから、住民の人からお金を取る前に、もっとほかに方法があるんじゃないか。そんな思いが痛いほどわかりません。

この10月に行われた住民と議会との意見交換会の中で、「村長は財源が厳しいと言っている。村有地を共同墓地に売り出したらどうか」といった提案が住民からありました。ああ、この村のことを考えていてくれるんだなと、とてもうれしく、ありがたく思いました。このように村を思い、知恵を出してくれた住民に対し、我々を含めた行政関係者の報酬、給与を上げることの矛盾を、私はどう説明していいかわかりません。言葉が見つかりません。

よって、議案第71号から73号及びそれに関連する補正予算に反対いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第71号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第73号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第73号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第74号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第75号 白馬村高齢者祝金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第77号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第77号 平成30年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立多数です。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第8号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。第10番田中榮一議員。

**第10番(田中榮一君)** 10番田中榮一です。陳情第8号について、反対の立場から討論をします。

陳情の趣旨は、私は十分理解しております。高齢化社会を迎え、日本の国民皆保険制度は世界に誇れる制度ですが、将来にわたり持続可能であるのか、かなり不安になってきているのが現実です。後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支えるために、現役世代からの支援金と公費で賄うような仕組みになっています。厳しい生活環境に置かれていながら、保険料を過重な負担をしている現役世代からの厳しい声は、誰しもが知っていることであります。この制度が破綻しないために医療費削減するには、一人一人どうしたらいいのか、みんなで考えなければなりません。

よって、この意見書案はその文言が不足しています。よって、この陳情に反対をいたします。

以上。

**議長(北澤禎二郎君)** 次に、原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。第7番加藤亮輔議員。

**第7番（加藤亮輔君）** 7番加藤亮輔です。私は、この陳情について一言述べさせていただきます。

今いろいろ調べますと、まず内閣府の調査によりますと、後期高齢者と言われる75歳以上の人口は1,641万人、総人口に占める割合は12.9%で、経済的な暮らし向きについては、「心配はない、家計にゆとりがあり、全く心配なく暮らしている」と、「家計にゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」との合計は70%で、65歳以上の高齢者世帯の年間所得は300万5,000円、貯蓄現在高は2,499万円との内閣府の調査であります。

一方、「下流老人」の著者である生活困窮者支援のNPO法人ほっとプラスの代表理事で社会福祉士の藤田孝典さんは、65歳以上の相対的貧困率は22%、さらに単身高齢者男性のみの世帯では38.3%、単身高齢者女性のみの世帯では52.3%で、このままだと高齢者の9割が貧困化していくと警鐘を鳴らしています。高齢者の皆さん、あなたの生活実感はどのようなものでしょうか。公的年金の受給額が毎年減少するなど、ひとり暮らしの高齢者の約半数は、生活保護基準に陥っています。生活保護受給者も88万世帯で、受給世帯全体の約半数を占めています。

来年10月から消費税を10%に引き上げる予定です。でも、少し待て。消費税の税率引き上げの目的は何であったか。子育て支援を含む社会保障の充実を図ることではなかったのか。一部に強い高齢者もいるかもしれませんが、私は、高齢者の健康を守る医療費窓口負担を2割に増額させずに、1割負担の継続を求めるような税金の使い方をすべきと考え、陳情第8号に賛成いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第8号「後期高齢者医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情の件を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 賛成多数です。よって、陳情第8号は採択することに決定いたしました。

陳情第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。陳情第10号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情」についての件を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員数です。よって、陳情第10号は採択することに決定いたしました。

続きまして、産業経済委員長より報告を求めます。第4番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長（太田正治君）** 本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案5件、陳情2件であります。審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第65号 工事委託に関する変更協定の締結についてであります。

白馬村浄化センターの汚泥脱水機器類の更新工事に関する協定額を変更するもので、今年度実施した汚泥脱水機器類の更新工事の清算による減額です。

質疑に入り、減少変更したのは、29年度分を清算したものかという質疑があり、29年度分の事業費確定をしたため減額をしたものであるとの答弁がありました。

討論がなく、採決したところ、議案第65号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号 工事委託に関する変更協定の締結についてであります。

白馬村浄化センターの監視制御設備の更新工事に関する協定額を変更するもので、今年度、繰り越し事業として実施した監視設備更新のための実施設計業務において、遠隔操作を行うものとしていたが、設備での運転制御方式に受託業者の意見を反映し変更。結果、材料費、ソフト構築費用、諸経費、消費税を減少し、加えて、入札による差金を加えた額5,300万円が減額となったものです。

質疑に入り、5,300万円もの減額になっているが、予算を計上する時点において、事業基金の予想はできなかったのかという質疑があり、本件は認可変更から補助金要求までに時間がなく、今回ようになった。本件は特別なパターンであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第66号については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第6号）、所管事項についてであります。

審査内容について、所管する課ごとにご報告いたします。

始めに、農政課です。

農業総務費の264万7,000円の減額は、1名の退職による給与手当の減額です。

経営体育成支援事業費補助金の200万円減額は、平成30年度実施対象者1名を、平成29年度の予算に前倒したのものによるものです。

林業振興費81万5,000円の増額は、森林整備事業の備品購入費として114万5,000円、間伐等促進事業補助金で17万円の減額が主なものです。

質疑、討論はありませんでした。

次に、建設課関係です。

土木総務費、一般職の給与に2万8,000円、各種団体負担金に無電柱化にかかわる調査委託費として45万円の増額

道路維持費の道路維持補修事業300万円の増額は、予想していた以上の補修が多く、予算を消

費してしまい、当期における道路維持補修費用が足りなくなるための増額。

除雪事業77万6,000円の増額は、燃料費高騰によるものであります。

道路改良起債事業における測量設計委託料100万円の減額は、電柱移設にかかわる保障費に組み替えるものです。

質疑に入り、道路新設改良費の100万円の組み替えた理由はとの質疑があり、落倉の用地交渉が不調に終わったため、予定していた測量費を保障費に組み替えたものととの答弁がありました。

保障費で8本の電柱移転をし、電柱の色を変えているが、埋設できなかったのかとの質疑があり、NTT、中電、上下水道との調整で、地中化するほうがよいが、移転のほうが安価であるとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

次に、観光課関係です。

観光総務費の24万3,000円は、嘱託職員の給与手当の増額によるものです。

観光施設整備費、平地観光施設管理事業、通信運搬費15万5,000円の増額は、Wi-Fiシステム増設にかかわる通信プロバイダー代の増加分。

山岳観光施設維持補修事業の96万8,000円の増額は、頂上宿舎の修繕に要する工事費の不足分です。収入は損害保険料53万4,000円を見込んでいます。

観光宣伝振興費、21観光戦略事業200万円の減額は、DMO必須事項の調査内容が決まり、不用額が決定したものです。

海外観光客受け皿整備事業の181万5,000円の増額は、公共交通会議の観光部会において、3月以降も外国人旅行者の姿があることから、バス運行の延長提案があり、3月10日までの10日間の実験と延長分の業務委託料です。利用料として、46万円の収入を見込んでいます。

観光商工費の64万8,000円の増額は、白馬商工会が自主財源確保として、経営発達支援計画策定業務に取り組む新規事業として助成を行うものです。創業塾開催のため活用していた元気づくり支援金や村からの補助が終わることから、商工会の創業塾開催のため財源確保について支援するものです。

観光課所管事項における討論はなく、所管課の全体討論に入り、職員人件費の引き上げは、厳しい財源状況を考えると適切ではないと考えるための反対との反対討論がありました。

採決したところ、議案第76号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第78号 白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,002万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億6,650万6,000円とするものであります。

分担金177万1,000円の増額は、下水道区域外分担金の増額。

下水道国庫補助金2,160万円の減額は、浄化センター更新事業に係る国からの交付金の額が確定したことによるものです。

村債2,020万円の減額も、浄化センター更新工事に係る事業費の確定によるものです。

施設管理費、浄化センター維持管理事業220万4,000円の増額は、光熱水費に電気料として40万円、曝気ローター軸受けの修繕費用として180万4,000円を増額するものです。

浄化センター更新事業4,175万円の減額は、本年度実施した汚泥脱水機器類及び監視制御設備の更新事業費の確定によるものです。

質疑に入り、下水道区域外流入の件数と地区はどこかとの質疑があり、和田野地区で2件ですとの答弁がありました。

討論に入り、職員人件費の引き上げについて反対するとの反対討論がありました。

採決したところ、議案第78号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第79号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出の営業費に37万6,000円を追加し、第3条として予算第7条に定めた経費のうち、職員給与費に2万3,000円を追加するものです。

収益的支出の報酬の補正は、給与条例等の改正により増額するもので、燃料費は燃料価格の高騰により5万円、印刷製本費に口座振替依頼書の印刷代として2万3,000円をそれぞれ増額するものです。

質疑はなく、討論に入り、職員人件費の引き上げについて反対するとの反対討論がありました。

採決したところ、議案第79号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

陳情第7号 白馬山案内人組合創立100周年記念事業助成に関する陳情についてです。

提出者は、山案内人組合の組合長、松本正信です。

陳情の趣旨は、山案内人組合が2019年度に創立100周年を迎えるに当たり、記念事業推進に対し、村に助成を要望するものです。

審査に当たり、事業収支見込みの資産案について行政の意見を聞いたところ、まずは、元気づくり支援金の申請を行ってから考えたいとの答弁がありました。

採決したところ、陳情第7号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり採決すべきものと決定いたしました。

陳情第9号 白馬山行政区（神城地区）地区作業の軽減に関する陳情書についてであります。

提出者は、神城地区各区長です。

陳情の趣旨は、国道・県道・河川の路肩及び歩道の草刈り、堆積土砂の撤去を定期的実施、また、予算の確保と管理体制を整えるゆえの要望書を、長野県知事、長野県議会議長、長野県土木部

長、大町建設事務所に提出すること。大型草刈り機の導入など、各地区の負担軽減対策をとるよう、白馬村村長に要請を行うことという内容です。

審査に当たり、地区作業の軽減の要望は白馬村全体の問題であるので、神城地区だけでなく、白馬村全体の意見書として、産業経済委員会の発委として提出すべきとの意見がありました。

採決したところ、陳情第9号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

意見書の提出に当たっては、白馬村全体とすることといたします。

以上、産業経済委員会の委員長報告とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第65号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第65号 工事委託に関する変更協定の締結について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第66号 工事委託に関する変更協定の締結については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第78号 平成30年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第79号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第79号 平成30年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立多数です。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第76号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第76号 平成30年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立多数です。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第7号の討論に入ります。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第7号 白馬山案内人創立100周年記念事業助成に関する陳情についての件を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、陳情第7号は採択することに決定いたしました。

陳情第9号の討論に入ります。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第9号 白馬村行政区(神城地区)地区作業の軽減に関する陳情書の件を、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員数です。よって、陳情第9号は採択することに決定いたしました。

村長から報告及び議案の申し出、同意案件の申し出、田中榮一議員から発議の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、産業経済委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第2 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長(北澤禎二郎君) 日程第2 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について、報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 報告第7号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決第18号の内容ですが、平成30年9月16日の午前10時20分ごろ、白馬村大字神城2765番地付近の村道3149号線において、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が走行中、本村が管理する道路の穴に右側前輪を落とし、右側前輪のタイヤを損傷させたものです。

村は、損害賠償請求者に対して、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金7,911円を賠償したものでございます。

次に、専決第19号の内容であります。平成30年9月12日の午後6時ごろ、白馬村大字神城27721番地312付近の村道2071号線において、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車が走行中、本村が管理する道路の穴に左側前輪を落とし、左側前輪のタイヤを損傷させたものです。

村は、損害賠償請求者に対して、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金6万6,875円を賠償したものです。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第2は終了いたします。

お諮りいたします。日程第3 議案第80号及び日程第5 発議第3号から日程第8 発委第4

号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

日程第3 議案第80号及び日程第5 発議第3号から日程第8 発委第4号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、日程第3 議案第80号及び日程第5 発議第3号から日程第8 発委第4号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することが可決されました。

これより議案の審議に入ります。

**△日程第3 議案第80号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第7号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第3 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第80号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億8,025万7,000円とするものであります。

5ページの歳入明細をごらんください。主なものをご説明させていただきます。

9款1項1目地方交付税は、普通交付税を5万8,000円増額するものです。

20款1項9目教育債は、小中学校のエアコン設置に係る学校教育施設等整備事業債を490万円増額するものです。

同じく5ページの歳出明細をごらんください。

9款1項2目学校環境整備事業495万8,000円の増額は、小中学校のエアコン設置に係る実施設計委託料となります。

お戻りいただき、2ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、補正に伴い、学校教育施設整備等事業の限度額を変更しております。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第80号 平成30年度白馬村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第4 同意第3号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第3号は委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することに可決されました。

#### △日程第4 同意第3号 白馬村副村長の選任について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 同意第3号 白馬村副村長の選任についてを議題といたします。横山観光課長の退席を求めます。

（横山観光課長退場）

議長（北澤禎二郎君） 提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第3号 白馬村副村長の選任について。

次の者を白馬村副村長に選任したいので、地方自治法第162号の規定により議会の同意を求め

る。  
記。住所、白馬村大字北城2303番地の2、氏名、横山秋一、生年月日、昭和37年12月2

2日。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。採決いたします。同意第3号 白馬村副村長の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

横山観光課長は、議場に入場してください。

（横山観光課長入場）

議長（北澤禎二郎君） ただいまの同意案件は、同意することに決定いたしましたのでご報告いたします。

横山観光課長より副村長就任の挨拶を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 横山秋一です。ただいまご同意いただきましてありがとうございます。正直なところ申し上げますと、ここ一月以上ですけれども、本当にこんな私で務まるのかということ自問自答の毎日であります。今この場でも、不安でたまらないというのが正直なところでありませ

ただ、本日選任されたからには、来年1月1日からになりますが、一生懸命任を全うしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。こんな頼りない私であります、議員の皆様におかれては、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

#### △日程第5 発議第3号 降雪機を設置する企業に支援を求める意見書

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第5 発議第3号 降雪機を設置する企業に支援を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第10番田中榮一議員。

**第10番（田中榮一君）** 発議第3号 降雪機を設置する企業に支援を求める意見書案です。

趣旨説明をいたします。

地球温暖化傾向にある昨今、ことしも12月中旬になっても降雪に恵まれず、降雪機による雪づくりが必須条件となっております。降雪に一喜一憂しない安定した観光振興による地域経済活動は、全国でスキー産業に携わる誰もが望んでいるところであり、私たち村民の願いでもあります。降雪機を新設する企業に対する国庫補助金の創設を願いたく、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国に提出したいものであります。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣です。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発議第3号 降雪機を設置する企業に支援を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第6 発委第2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 発委第2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第7番加藤亮輔総務社会委員長。

**総務社会委員長（加藤亮輔君）** 発委第2号です。陳情第8号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

意見書は、後期高齢者の医療費窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書です。

なお、提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第7 発委第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第7番加藤亮輔総務社会委員長。

**総務社会委員長（加藤亮輔君）** 発委第3号です。陳情第10号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

意見書の内容について説明いたします。内容は、一つ、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職員を増員すること。3、患者・利用者の負担軽減を図ることなどです。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第8 発委第4号 白馬村内の地区作業の軽減に関する改善を求める意見書

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第8 発委第4号 白馬村内の地区作業の軽減に関する改善を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第4番太田正治産業経済委員長。

**産業経済委員長(太田正治君)** 発委第4号の説明をします。

陳情第9号の審査に当たり、白馬村全村の問題であるということから、次のように意見書を提出します。

発委第4号 白馬村内の地区作業の軽減に関する改善を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙白馬村内の地区作業の軽減に関する改善を求める意見書を、関係行政庁、長野県知事、長野県議会議長、長野県土木部長、大町建設事務所長、白馬村長に提出する。

以上です。

**議長(北澤禎二郎君)** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第4号 白馬村内の地区作業の軽減に関する改善を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(北澤禎二郎君)** 起立全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第11 議員派遣について

**議長(北澤禎二郎君)** 日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

**村長(下川正剛君)** 平成30年第4回の白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月5日に開会して、本日までの10日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして、原案どおりお認めをいただきまして厚く御礼を申し上げます。

平成30年を振り返りますと、私個人といたしましては、村政2期目の旗振り役を担わせていただくことができ、さまざまな課題解決に向けて、職員と一体となって行政運営に取り組んでまいりました。今後も私が公約に掲げた「白馬を明るく元気な村に」に向けて、各種施策を推進する所存であります。

ことは、2016年以来2年ぶりにエルニーニョ現象が発生したとされ、暖冬傾向とはこれま

でも報道されたものの、ここまで積雪に恵まれない状況になるとは想像をしておりませんでした。

スキー場にとっては、この時期まで全面滑走が不能となっていること、本村の経済にも大きな影響が予想されます。この点については、担当課に対し情報収集をするよう命じているところであり、ます。年の瀬に向けて、一時も早く多くの積雪に恵まれ、白馬がよりにぎわいがあり、活気にあふれる村になっていただきたいと願っているところでもあります。

今議会開会の挨拶でも申し上げましたが、明日15日は、学校給食センターの竣工に伴い、完成披露式典をとり行います。午後には一般向けに内覧会も計画をしておりますので、議会の皆さんを始め、多くの村民の皆様にごらんいただくことを願うものでございます。これまで議会を始め、多くの皆さんから給食のあり方や、その機能等に至るまで熟論を尽くしていただき、たどり着けましたことに関しまして、改めて御礼を申し上げます。

これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいります。議員の皆様におかれましては、健康には十分留意をされ、ますますご活躍をいただきますとともに、よい年をお迎えられ、平成31年もご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、村民の皆様にとってよりよき年になりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶に返させていただきます。大変ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** これをもちまして、平成30年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月14日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員